

第3次 阿蘇市地域福祉計画

2019年度～2024年度

みんなでつくる
共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇

平成31年3月
阿蘇市

ご あ い さ つ

近年、少子高齢化の進行や人々の価値観の多様化を背景として、住民同士のつながりや助け合いの希薄化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯の増加、生活困窮者への対策等の新たな課題が発生しております。



多様化・複雑化する課題に対応するためには、「自助」、「共助」、「公助」が連携し、高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、地域全体で取り組んでいく必要があります。

本市では、平成25年3月に策定した第2次阿蘇市地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進に取り組んでまいりましたが、この度、計画期間が終了することから、第3次阿蘇市地域福祉計画を策定いたしました。本計画は、第1次・第2次計画を継承し、「みんなでつくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」を基本理念に掲げ、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、理念の実現を目指すものであります。

今後は、この計画に基づき、市民の皆様をはじめ、関係機関や関係団体等との協働により、地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました計画策定委員の皆様方や関係団体の皆様方、また、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心から感謝申し上げ、計画策定にあたってのあいさつといたします。

平成31年3月

阿蘇市長 佐藤 義興

目 次

第1章 計画の概要	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間	6
5 計画の基本理念	6
6 計画の基本目標	7
7 計画の体系	9
8 計画の策定体制	10
第2章 阿蘇市の状況	12
1 人口及び世帯数の推移	12
2 高齢者人口の推移	13
3 年少者人口の推移	14
4 要介護認定者の推移	15
5 障がい者の推移	16
6 保育所入所者の推移	18
7 小中学校児童の推移	19
8 児童扶養手当受給者の推移	19
9 生活保護受給世帯、人員の推移	20
10 市民意識調査結果からみえる地域福祉の現状.....	21
11 阿蘇市やまびこネットワーク活動での主な地域課題	32
12 福祉関係事業者からみた地域福祉の課題	35
13 庁内関連部署からみた地域福祉の課題	42
14 阿蘇市の地域福祉を取り巻く課題	45
第3章 基本目標ごとの取り組み	46
 基本目標1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり	46
1 地域福祉意識の啓発及び醸成	46
2 交流・ふれあいの促進	49
3 地域における支え合いのしくみの構築	52
4 地域福祉を担う人づくり・連携体制づくりの促進	56
5 心のバリアフリー・多様性の理解促進.....	60
 基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	64
1 きめ細かな相談支援体制づくり	64
2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり	71
3 福祉サービスの充実	74
4 地域共生社会の実現に向けたしくみづくり	78
 基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり	81
1 地域ぐるみで健康づくり	81
2 介護予防の推進	84
3 生きがい活動の促進	86

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	90
1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり	90
2 地域ぐるみで防犯活動	95
3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり	97
基本目標5 計画実現のための包括的な支援体制づくり	99
1 地域福祉施設の確保・活用	99
2 地域福祉関係団体の育成・支援	101
3 計画実現のための役割と取り組み	103

第1章 計画の概要

1 地域福祉とは

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

地域福祉とは、上記のような現状認識のもと、それぞれの地域で人々が安心して暮らせるよう地域住民や地域の団体、民間企業、福祉サービス事業者、行政などがお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画となります。

2 計画策定の趣旨

本市をはじめ全国の市町村で、人口減少・少子高齢化が進行するとともに、地域社会や家族のあり方が大きく変化しています。その中で、地域福祉の役割、とりわけ地域における新たな支え合いづくりを、地域住民等とそれらを支援する専門職、行政との連携・協働のもとで推進していくことが求められています。

特に、年代構成において大きなボリュームを持つ団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる「地域包括ケアシステム」※の構築などを進めていく必要があります。

このため、すべての住民が主体的に地域づくりを進めていくことが必要であり、具体的には住民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政等の役割を明確化し、それぞれの役割を実践していくことがより強く求められているところです。

平成31年3月をもって、現行の「第2次阿蘇市地域福祉計画」の計画期間が終了します。前述の点などを踏まえ、これまでの計画の進捗状況及び数値目標を検証し、国・県の指針や近年行われた制度改革を基に、住民、地域団体、事業者、社会福祉協議会、行政等それぞれの役割と協働のあり方を明確化するべく、行政計画である地域福祉計画として策定します。

※「地域包括ケアシステム」：団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指す、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み及びネットワークのことです。

3 計画の位置づけ

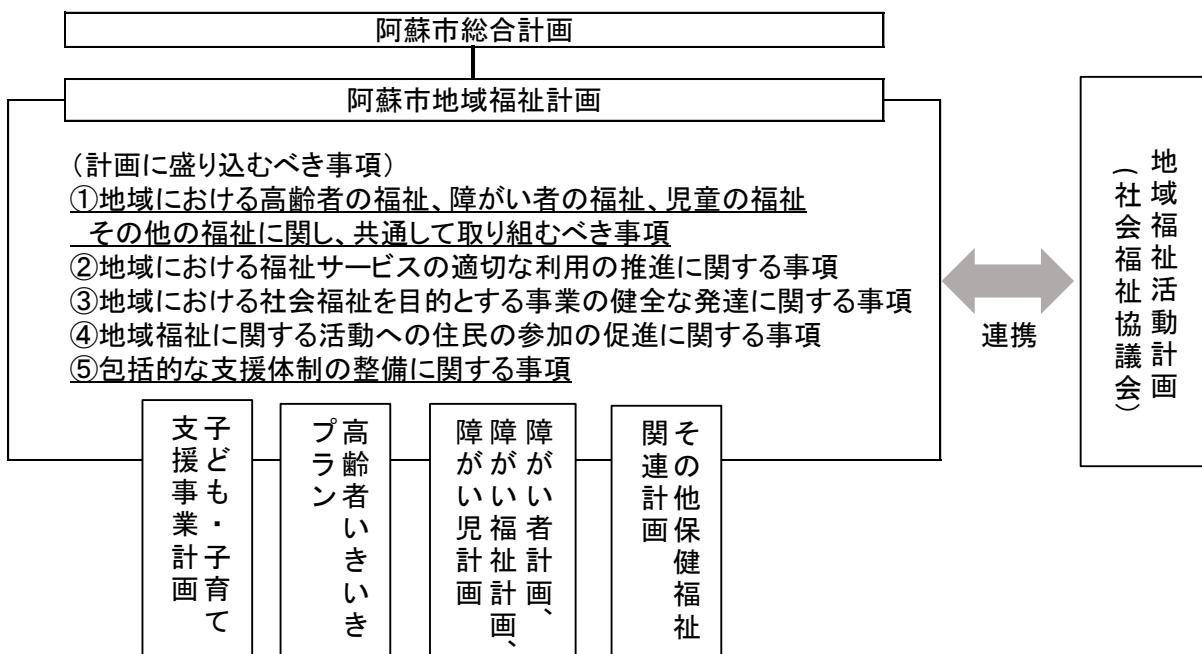
(1) 上位計画及び関連計画との整合性

計画の策定に当たっては、「阿蘇市総合計画」を上位計画と位置づけ、整合性を図ります。

現状では、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしていますが、これらに共通する事項を地域という視点で横断的につなげ、地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置づけます。

また、高齢者いきいきプラン、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携及び整合性を図ります。

■ 総合計画、個別計画の位置づけ



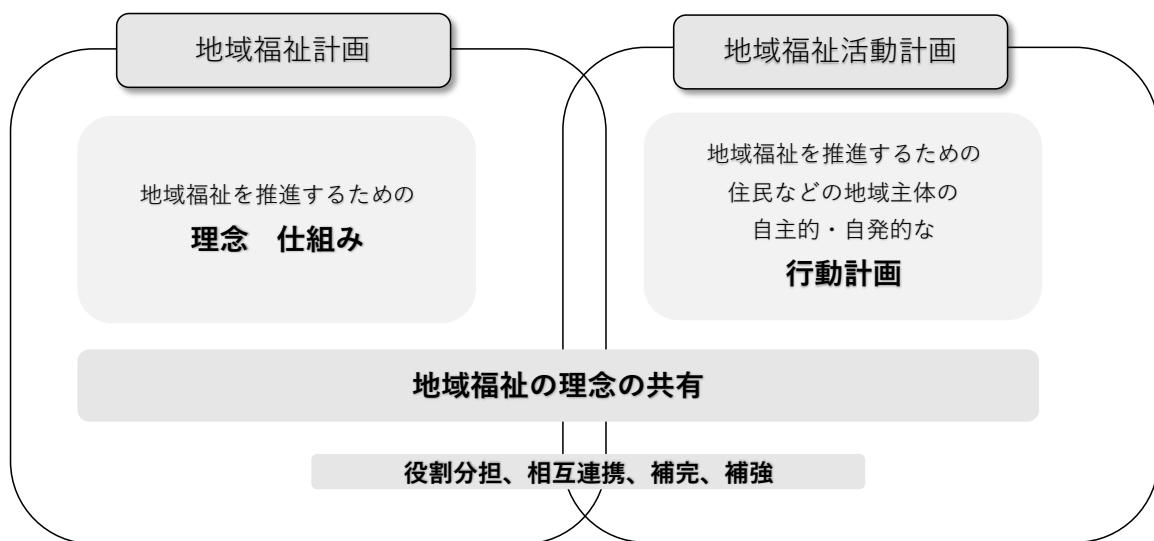
※①と⑤は社会福祉法改正(平成30年4月1日施行)により追加された事項

(2) 本計画と地域福祉活動計画の関係

両計画は、「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完、補強し合いながら、地域福祉を進展していくものとなります。

いずれも、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取り組みを定めるもので、自助・共助・公助の概念のもとに、行政と同時に市民、地域団体、事業者、関係機関などにとっての基本的な指針となります。

■ 両計画のイメージ



(3) 法的根拠

計画の法的根拠は次のとおりとなっています。

社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」に該当し、市町村が行政計画として策定するものです。

市町村地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として以下の事項を一体的に定める計画とされています。

- ✓ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ✓ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ✓ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

また、第2次計画の策定以降、社会福祉法の改正、厚生労働省社会・援護局長通知の発出がなされており、第3次計画の策定においては、これらをふまえた計画を策定します。

法改正、通知の概要

①社会福祉法の改正(平成 29 年 6 月 2 日公布)

ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。(第 106 条の 3 関係)

<具体的な事業の例示>

○地域活動への参加促進支援 ○地域活動拠点の整備

○地域住民等に対する研修の実施 ○身近な相談支援体制の整備

○地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備

イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が 2 項目追加された。(第 107 条関係)

○地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に
関し、共通して取り組むべき事項

○第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項

②厚生労働省社会・援護局長通知(平成 26 年 3 月 27 日付)

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方策を盛り込むこととされた。

○生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項

○生活困窮者の把握等に関する事項

○生活困窮者の自立支援に関する事項

(参考) 阿蘇市地域福祉活動計画の法的根拠

社会福祉法第 109 条に定める民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものです。地域福祉計画での理念や仕組みとともに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画となり、社会福祉協議会が実施する以下の事項を記載することとしています。

- ✓ 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ✓ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ✓ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ✓ 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

4 計画の期間

平成31(2019)年度から平成36(2024)年度までの6年間とします。

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
第1次地域福祉計画 (H20～H24)					第2次地域福祉計画 (H25～H30)						第3次地域福祉計画 (H31～36) 2019～2024					

計画期間は、平成31(2019)年度からの6年間としますが、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の基本理念

みんなでつくる

共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇

住み慣れた地域で安心と安らぎを持って暮らすことは多くの市民の願いです。

地域で暮らす様々な人々の差異や多様性を認め合い、たとえいろいろな困難を抱えた人がいたとしても、その人を社会的に排除するのではなく、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会をつくっていかなければなりません。

この計画では、第1次阿蘇市地域福祉計画から掲げた「みんなでつくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇」の基本理念を継承し、行政や社会福祉事業者のみならず、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していく協働のまちづくりによって、理念の実現を目指します。

6 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、第1次阿蘇市地域福祉計画から掲げた4つの基本目標に、計画実現のための包括的な支援体制づくりを加えた5つの基本目標に沿った施策や取り組みを展開します。

【基本目標1】

支え合い・ふれあいのあるまちづくり

- 福祉に関する広報啓発活動や福祉教育の充実による市民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などにより、分野や職種を超えた市民の参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。
- 地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図るとともに、市民の交流・ふれあいを促進することにより、地域福祉を推進します。

【基本目標2】

利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

- 高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など福祉サービスへのニーズが高い人たちへの相談・指導体制の充実などにより、地域ぐるみによる支援体制の構築を図ります。また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要なときに適切な情報を入手できるよう情報提供のさらなる充実に努めます。
- 地域住民の生活課題は、保健・医療・福祉その他生活関連分野にまたがるものであり、公的サービス・民間によるサービスやサポートも含めて総合的に提供される支援体制の整備と福祉サービスの充実を地域や関係機関と連携し、推進します。

【基本目標3】

健康で生きがいの持てるまちづくり

- 生活習慣病の予防・早期発見・治療のために各種健診事業をはじめとした保健サービスの充実に努めるとともに、市民の自主的な健康づくりに向けた取り組みを推進し、保健・医療・福祉などの関係機関の連携強化により健康寿命の延伸を図ります。
- 年齢を重ねても生涯現役をめざし、住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう介護予防を推進します。

- 誰もが住み慣れた地域で働き、ボランティアなどの社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる社会を実現するため、各種の地域活動への参加機会や就労機会を増やすとともに、子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援や高齢者や障がい者の就労機会の拡大及び活動参加への支援に努めます。

【基本目標4】

安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

- 尊い命を災害から守るため、自助、共助、公助の連携・協力により、地域社会全体で防災対策の充実を進めます。また、安全で安心して暮らせる地域とするため、地域ぐるみで防犯力を高める取り組みを推進します。
- バリアフリー化などによる生活環境の整備とともに、年齢や身体の状況にかかわらず、自由に行動できるような移動手段の確保・整備に努め、誰もが社会参加できる安全・安心・快適に暮らせるまちづくりを目指します。

【基本目標5】

計画実現のための包括的な支援体制づくり

- 地域住民や団体の活動の拠点や交流の場となる施設の確保と適切な維持・管理に努め、施設の利活用を図るための情報発信や周知・拡充を図ります。
- 行政や社会福祉協議会だけでなく、関係団体及び地域住民自らによる問題解決のための取り組みを推進していくため、市内で活動している各種団体間の連携・ネットワーク化を図るなど、地域福祉関係団体の育成・支援に取り組みます。
- 地域住民や関係機関の連携により、計画実現のための包括的な支援体制づくりを推進します。また、本計画を着実に実行していくための進捗管理を全庁体制で取り組みます。

7 計画の体系

5つの基本目標それぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定しました。第3章において、各基本目標に対応した現状と課題及び今後の取り組みを示します。

基本理念	みんなでつくる 共に生き、共に支え合う 安心のまち 阿蘇	基本目標	分野別施策
		1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり	1 地域福祉意識の啓発及び醸成 2 交流・ふれあいの促進 3 地域における支え合いのしくみの構築 4 地域福祉を担う人づくり・連携体制づくりの促進 5 心のバリアフリー・多様性の理解促進
		2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり	1 きめ細かな相談支援体制づくり 2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり 3 福祉サービスの充実 4 地域共生社会の実現に向けたしくみづくり
		3 健康で生きがいの持てるまちづくり	1 地域ぐるみで健康づくり 2 介護予防の推進 3 生きがい活動の促進
		4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり	1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり 2 地域ぐるみでの防犯活動 3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
		5 計画実現のための包括的な支援体制づくり	1 地域福祉施設の確保・活用 2 地域福祉関係団体の育成・支援 3 計画実現のための役割と取り組み

8 計画策定体制

(1) 地域福祉計画等策定委員会による検討

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、地域福祉推進に係る検討を行うために、「阿蘇市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、審議しました。

(2) 計画改定に係る市民意識調査の実施

市の現状や課題等を抽出・把握するため、アンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料として活用しました。調査対象区域は市全域とし、調査の対象は、市内在住の18歳以上の男女とし、その対象人数は1,000人としました。

実施概要は下記のとおりです。

■調査対象と抽出方法

- 市内在住の18歳以上を対象に住民基本台帳より1,000人を無作為抽出

■調査項目

- 近所付き合いについて
- ボランティア活動や地域の活動について
- 防災活動について
- 阿蘇市の福祉について
- 行政区の福祉の状況について

■調査方法

- 郵送による配布・回収

■実施期間

- 平成30年9月10日～平成30年9月30日

■有効回収票数

- 392件（有効回収率39.2%）

(3) 関係団体アンケートおよびヒアリングの実施

関係団体を対象としたアンケートおよびヒアリングを実施し、意見をとりまとめ、現状と課題を整理しました。

① アンケート

■調査対象団体

- 障がい者関係事業所（5事業所）、高齢者関係事業所（18事業所）、児童福祉関係事業所（15事業所）、市社会福祉協議会

■調査項目

- 現状と課題（事業所の運営状況、現状の活動での問題点や課題、利用者やその家族が心配していること、利用者や家族の要望や相談の内容、地域の問題点や課題など）
- 今後の取り組みや市への要望

■調査期間

- 平成30年9月～10月

② ヒアリング

■実施方法

- ・障がい者関係事業所（5 事業所）、高齢者関係事業所（18 事業所）、児童福祉関係事業所（15 事業所）、市社会福祉協議会に対するグループインタビュー、阿蘇市やまびこネットワーク福祉協力員代表者会議での意見聴取

■グループインタビューでのヒアリング項目

- ・地域福祉の推進に関して利用者が求めていること
- ・地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題
- ・地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと
- ・包括的な支援体制の整備についての課題
- ・地域における福祉サービスの利用促進について
- ・地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

■実施期間

- ・平成30年9月～10月

（4）庁内関連部署ヒアリングの実施

庁内関連部署のヒアリングを実施し、意見をとりまとめ、現状と課題を整理しました。

■実施方法

- ・庁内関連部署の係長級以上の職員を対象としたグループインタビュー

■ヒアリング項目

- ・地域福祉の推進に関して市民が求めていること
- ・地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題
- ・地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと
- ・包括的な支援体制の整備についての課題
- ・地域における福祉サービスの利用促進について

■実施期間

- ・平成30年9月

（5）パブリックコメント（意見公募手続き）

阿蘇市地域福祉計画を改定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施しました。

■実施方法

- ・市ホームページに掲載するほか、本庁及び支所で計画（案）の閲覧ができるようにしました。

■実施期間

- ・平成31年2月

第2章 阿蘇市の状況

1 人口及び世帯数の推移

本市の総人口は、合併直後の平成16年度末は、30,154人でしたが、年々減少し続け、平成29年度末には、26,579人となっています。一方、平成16年度末の世帯数は、10,497世帯でしたが、年々増加し続け、平成29年度末には、11,400世帯となっています。

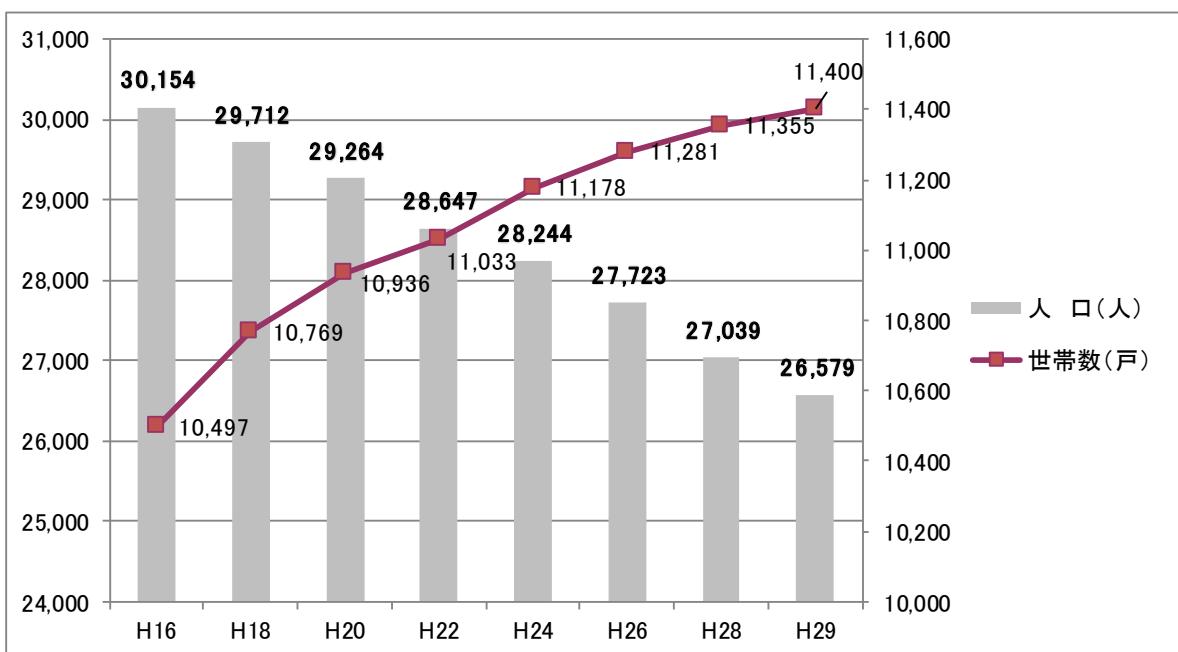
1世帯当たりの人員(各年度人口/各年度世帯数)は、平成16年度末は2.9人でしたが、平成29年度末は2.3人に減少しています。

このような傾向から、世帯の分離や核家族化が進行し、一人暮らし世帯や高齢者だけの世帯が増加していることがうかがえます。

人口及び世帯数の推移 (単位：人、戸)

	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
人口(人)	30,154	29,712	29,264	28,647	28,244	27,723	27,039	26,579
世帯数(戸)	10,497	10,769	10,936	11,033	11,178	11,281	11,355	11,400

各年度末(3月31日現在)



2 高齢者人口の推移

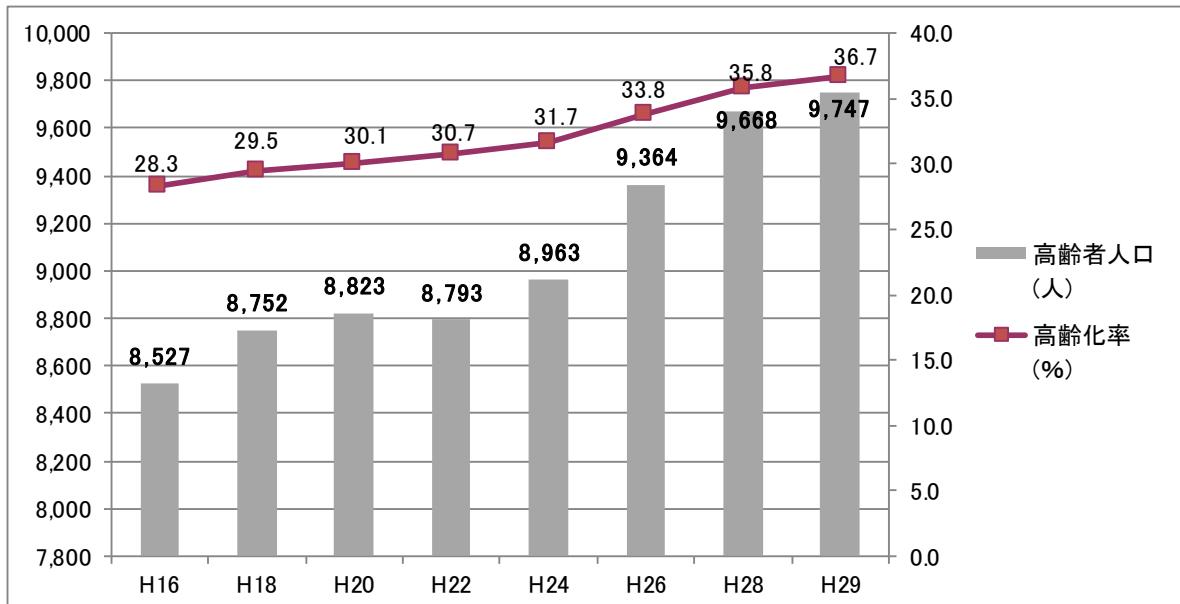
人口は、全体的に減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。平成16年度末は、8,527人であった高齢者人口は、平成29年度末には、9,747人となり、1,220人増加しています。また、高齢者の割合も平成16年度末は、28.3%でしたが、平成29年度末は36.7%と8.4ポイント増加しており、市民の約3人に1人以上が高齢者となっています。

このような状況から、今後も、さらに高齢化が進んでいくことが予想されます。

高齢者人口の推移 (単位：人、%)

	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
高齢者人口 (人)	8,527	8,752	8,823	8,793	8,963	9,364	9,668	9,747
高齢化率 (%)	28.3	29.5	30.1	30.7	31.7	33.8	35.8	36.7

各年度末（3月31日現在）



3 年少者人口の推移

高齢者人口は増加傾向にありますが、15歳未満の年少人口は減少しています。平成16年度末は、3,958人であった年少人口は、平成29年度末には、3,064人となり、894人減少しています。また、年少人口の割合も平成16年度末は、13.1%でしたが、平成29年度末は11.5%と1.6ポイント減少しており、少子化が進んでいます。

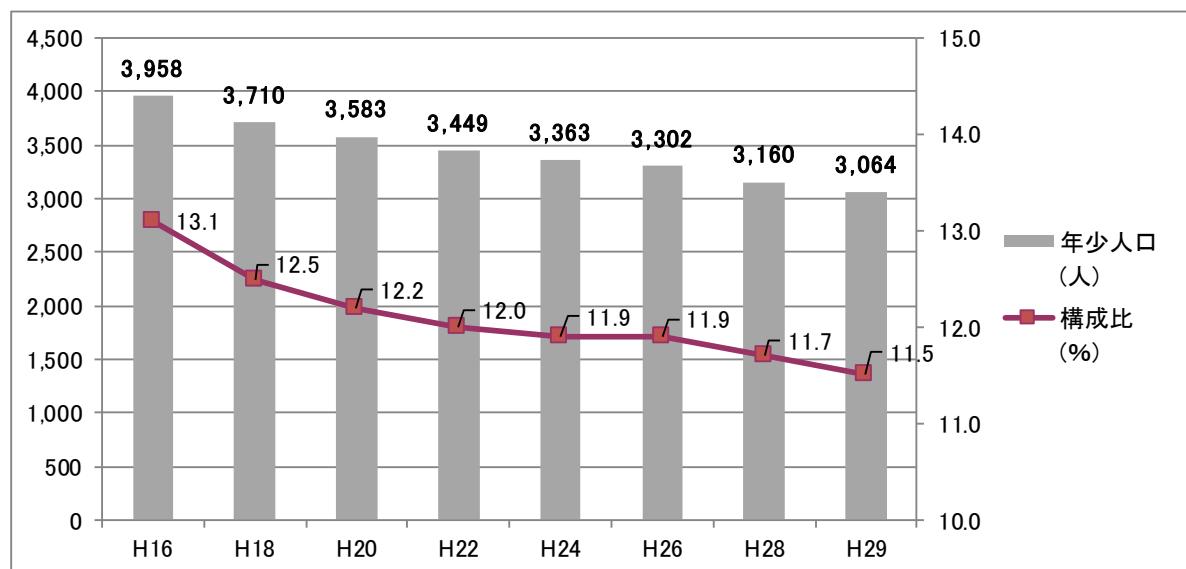
このような状況から、今後も、さらに少子化が進んでいくことが予想されます。

年少人口の推移

(単位：人、%)

	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
年少人口 (人)	3,958	3,710	3,583	3,449	3,363	3,302	3,160	3,064
構成比 (%)	13.1	12.5	12.2	12.0	11.9	11.9	11.7	11.5

各年度末（3月31日現在）



4 要介護認定者の推移

要介護(支援)認定者数の推移をみると、高齢者数の増加や制度の普及に伴い、平成18年度末の1,619人から平成29年度末は2,122人となり、およそ10年間で503人増加しています。認定率も、平成29年度末には21.8%と平成18年度末と比較しても3.4ポイント上昇しています。このような状況から、今後もさらに要介護認定者数・率ともに上昇していくことが予想されます。

サービス別にみた受給率をみると、在宅サービスの受給率が上昇し、施設サービスの受給率は横ばいとなっています。

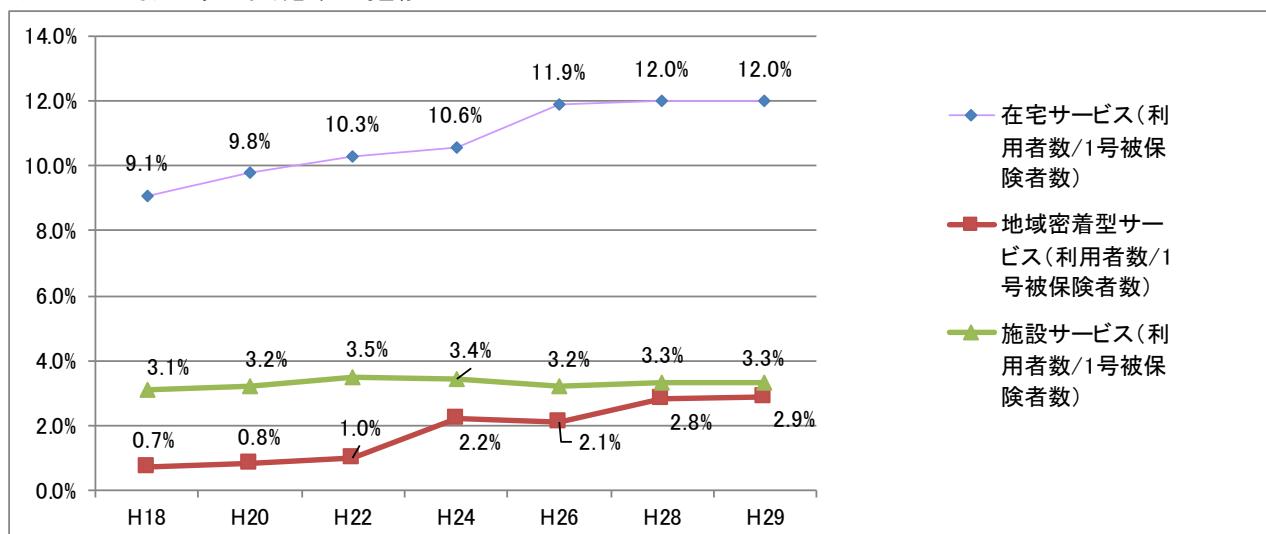
要介護（支援）認定者数の推移

(単位：人、%)

	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
高齢者数	8,752	8,823	8,793	8,963	9,364	9,668	9,747
要介護認定率	18.4	18.6	19.4	21.2	21.6	21.6	21.8
合計	1,619	1,639	1,703	1,901	2,021	2,085	2,122
要 支 援	533	507	531	514	543	497	477
要支援1	235	211	251	212	230	174	185
要支援2	298	296	280	302	313	323	292
要 介 護	1,086	1,132	1,172	1,387	1,478	1,588	1,645
要介護1	326	353	363	411	440	492	538
要介護2	263	260	280	370	397	441	482
要介護3	210	230	218	280	307	312	322
要介護4	165	182	184	194	209	224	206
要介護5	122	107	127	132	125	119	97

各年度末（3月31日現在）

サービス別にみた受給率の推移



5 障がい者の推移

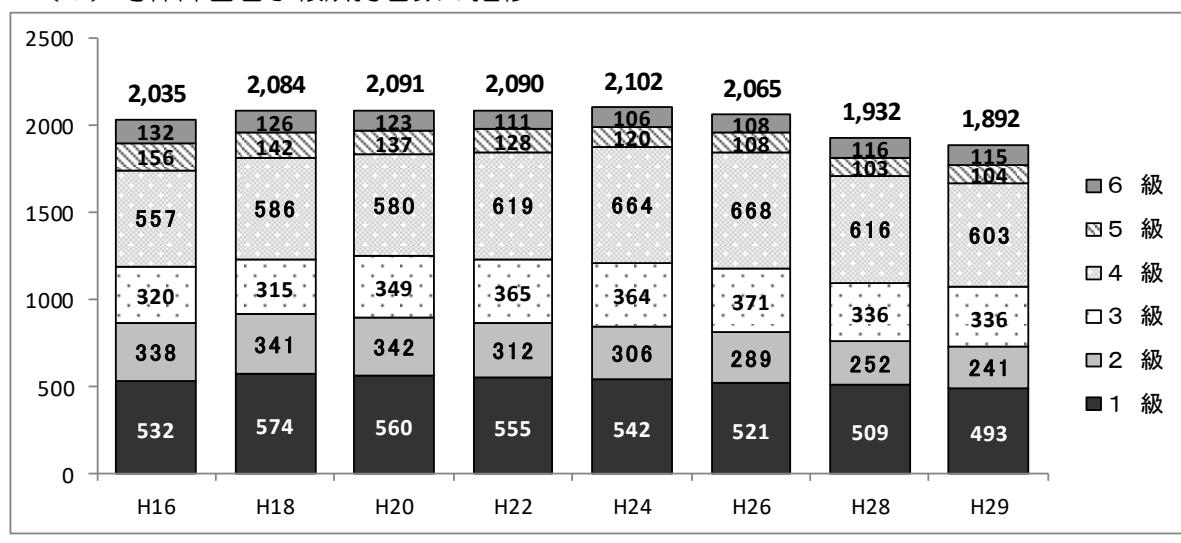
阿蘇市の障がい者数(身体、療育、精神の各手帳所持者の合計、発達障がい者、難病認定者等を除く)は、平成 29 年度末は、2,419 人です。平成 16 年度末と比較すると 30 人増加しています。

障がいの種別にみると、身体障がい者が約 8 割を占めていますが、平成 18 年度末の 2,084 人から平成 29 年度末は 1,892 人となり、およそ 10 年間で 192 人減少しています。この 10 年ほどで療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

平成 29 年度末の障害福祉サービスの利用率をみると、療育手帳所持者の 49.8% が最も高く、これに精神障害者保健福祉手帳所持者の 23.3% が続き、身体障害者手帳所持者は 4.2% となっています。この 10 年ほどをみると、利用率は増加傾向にあります。

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)



各年度末（3月31日現在）

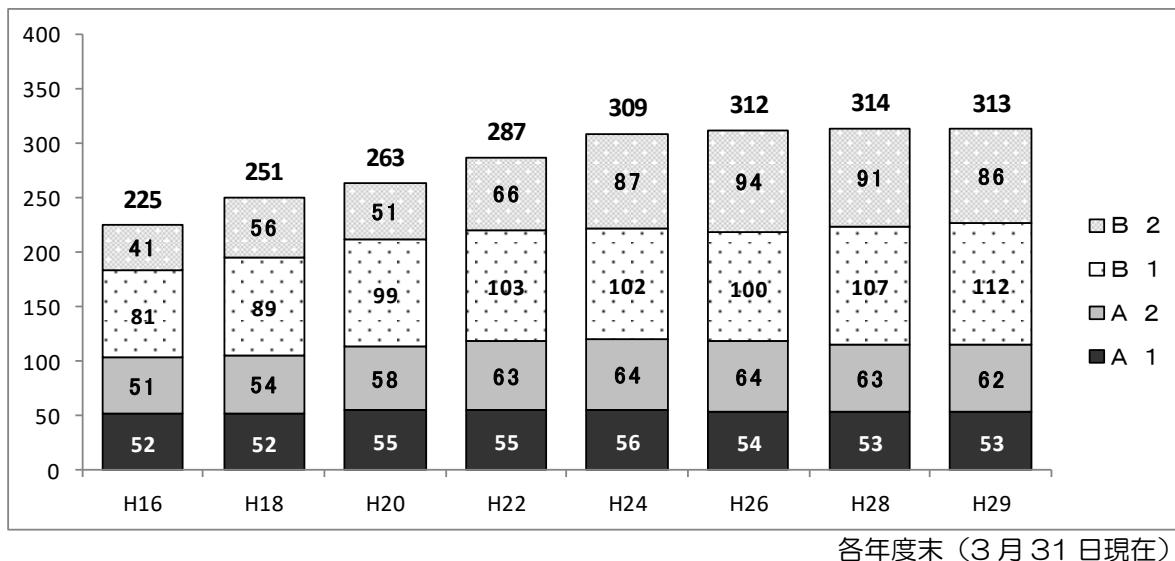
障害福祉サービスの利用率

	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
利用率(%)	2.7	2.9	3.6	3.8	3.7	4.3	4.2

利用率 = 身体障害者手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数 / 身体障害者手帳所持者

(2) 療育手帳（知的障害者福祉手帳）所持者数の推移

(単位：人)



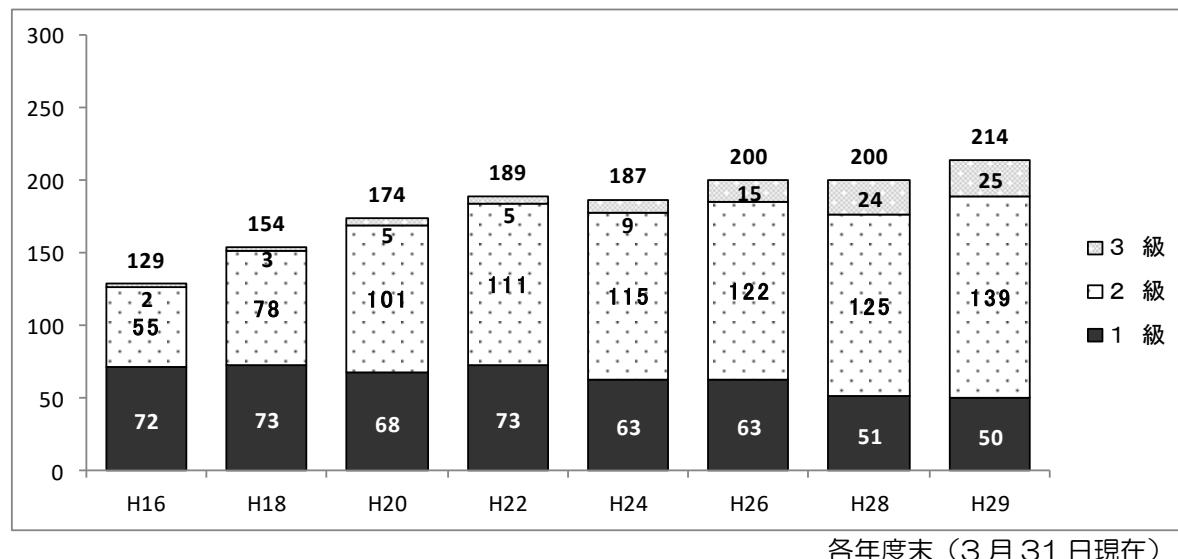
障害福祉サービスの利用率

	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
利用率(%)	42.6	47.9	45.9	47.2	48.0	49.0	49.8

利用率=療育手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数/療育手帳所持者

(3) 精神保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)



障害福祉サービスの利用率

	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
利用率(%)	5.1	10.9	13.7	21.3	21.0	24.0	23.3

利用率=精神障害者保健福祉手帳所持者で障害福祉サービスを利用している人数/精神障害者保健福祉手帳所持者

6 保育所等入所者の推移

保育所等入所者数については、近年の保育ニーズの高まりや平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行もあり増加しており、幼稚園の入園者数については、減少しています。このことから、核家族化の進展や女性の就業率の上昇により、保育時間が長く、低年齢児の受け入れが可能な保育園を希望する保護者が多いことがうかがえます。

保育所等入所者数の推移

(単位：人)

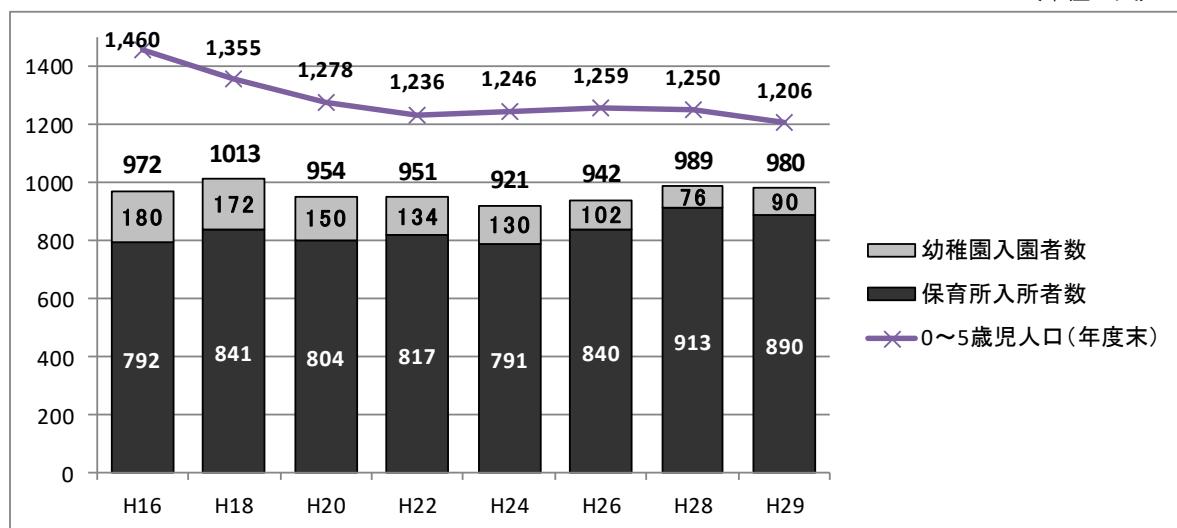
	H16	H18	H20	H22	H24	H26	H28	H29
保育所入所者数	792	841	804	817	791	840	913	890
幼稚園入園者数	180	172	150	134	130	102	76	90
合計	972	1013	954	951	921	942	989	980
0～5歳児人口	1,460	1,355	1,278	1,236	1,246	1,246	1,259	1,250

保育所入所者数については、各年度4月1日現在(H28以降は認定こども園2・3号を含む)

幼稚園入園者数については、各年度5月1日現在(H28以降は認定こども園1号を計上)

0～5歳児人口(各年度末実績)

(単位：人)



保育サービスの推移

(単位：箇所)

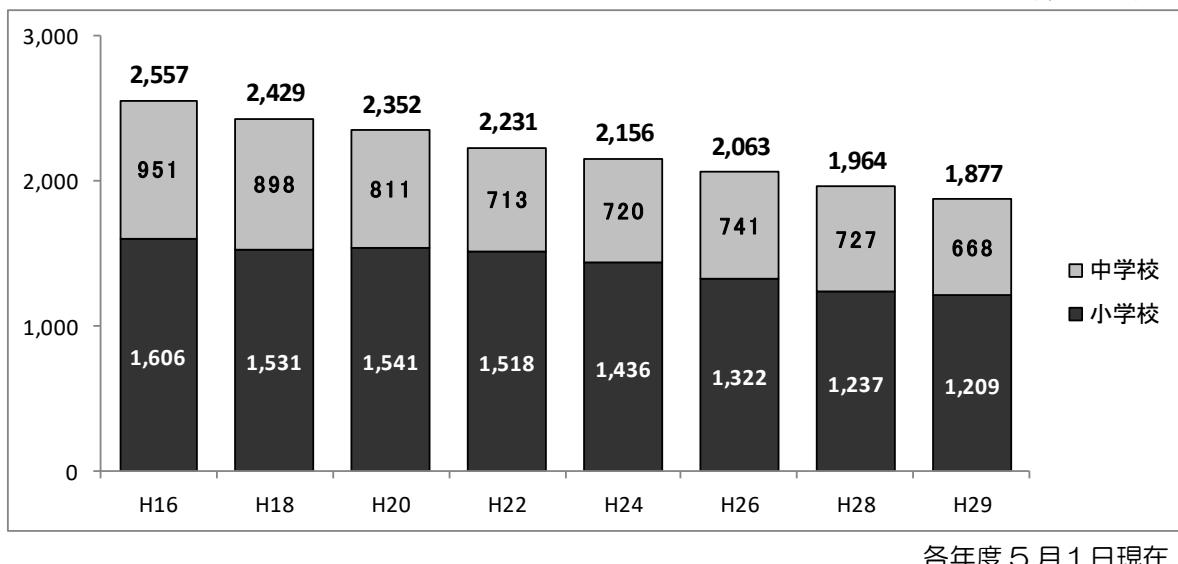
	H26	H28	H29
幼稚園の預かり保育	1	0	0
認定こども園	0	3	4
小規模な保育施設	0	0	0
家庭的保育(保育ママ)	0	0	0
事業所内保育施設	0	0	0
自治体の認証・認定保育施設	0	0	0
その他認可外の保育施設	3	4	4
居宅訪問型保育	0	0	0
ファミリー・サポート・センター	0	1	1

7 小中学校児童の推移

平成 16 年度に 2,557 人であった児童数は、平成 29 年度には、1,877 人と 680 人減少 (26.5% 減) しています。このような状況から今後も少子化が加速していくことが予想されます。

小中学校児童及び生徒数の推移

(単位：人)



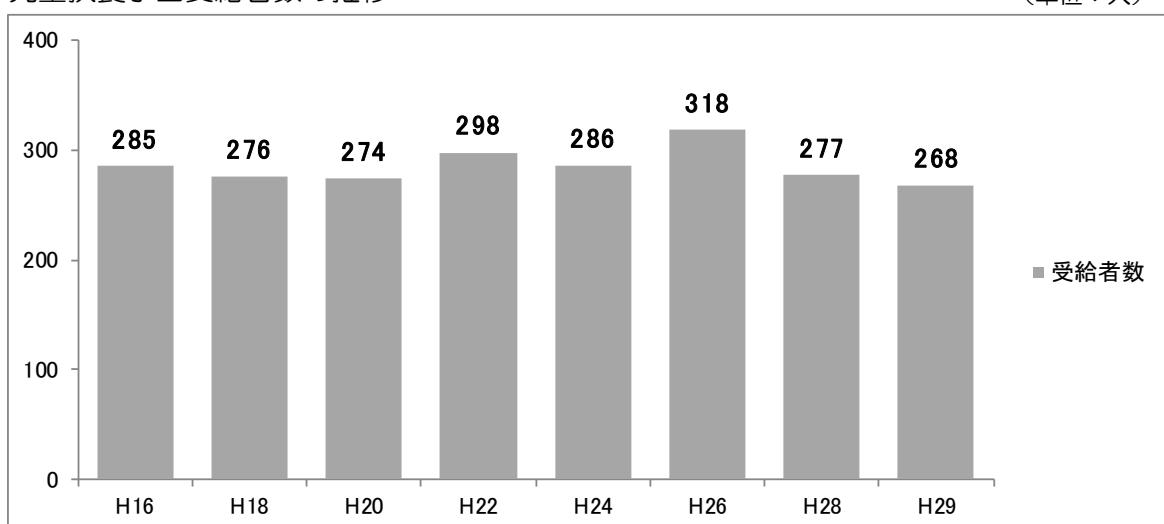
各年度 5 月 1 日現在

8 児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者数は、平成 26 年度に 300 人を超えたましたが、概ね 300 人弱で推移しています。

児童扶養手当受給者数の推移

(単位：人)



※児童扶養手当は、ひとり親家庭や父母がないため代わりに児童を養育する場合、家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

各年度末 (3 月 31 日現在)

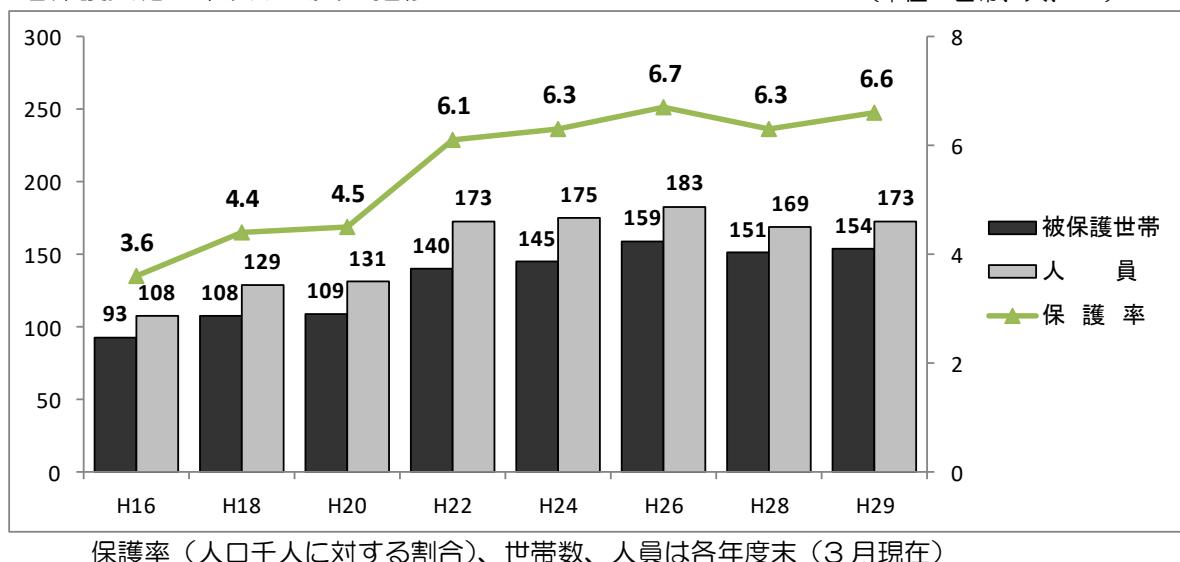
9 生活保護受給世帯、人員の推移

生活保護受給世帯は、阿蘇市誕生以降、平成 20 年度までは大きな変化はみられませんでしたが、リーマンショック後の平成 21 年度以降、急増しました(町村合併時は 93 世帯、最大は平成 27 年 12 月の 174 世帯)。近年は 150~160 世帯程度で推移しています。

保護率は経済動向に敏感に反応するため、全国的には平成 27 年 3 月をピークに減少傾向に転じていて、阿蘇市も同様の動きが見られます。阿蘇市は高い高齢化率から高齢化を要因とした受給者が多く、生活保護受給者の約 7 割が高齢者となっています。その他にも、障がい、疾病、DV、核家族化、扶養義務意識の衰退等、貧困に至る要因が多様化している状況です。

このような状況から、人口減少傾向も相まって、今後も生活保護受給世帯・人員・率すべてにおいて増加基調で推移することが予想されます。

生活保護受給世帯及び人員の推移 (単位：世帯、人、‰)



10 市民意識調査結果からみえる地域福祉の現状

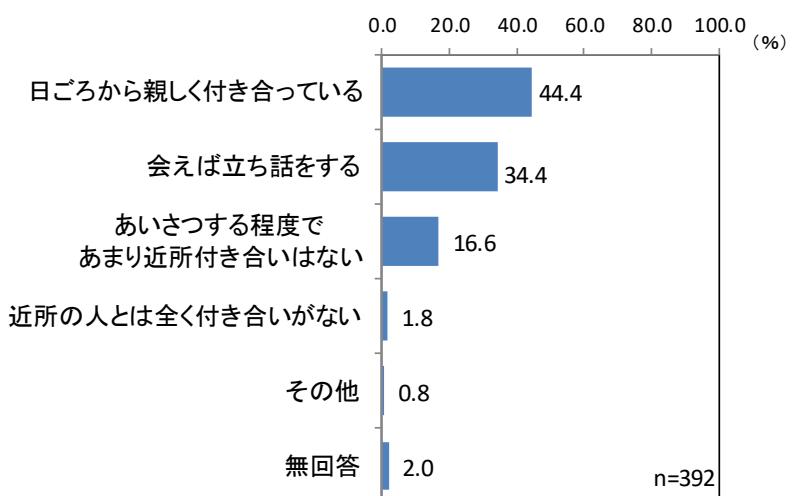
「計画改定に係る市民意識調査」の結果からみえる本市内の地域福祉の現状は、以下のとおりとなっています。

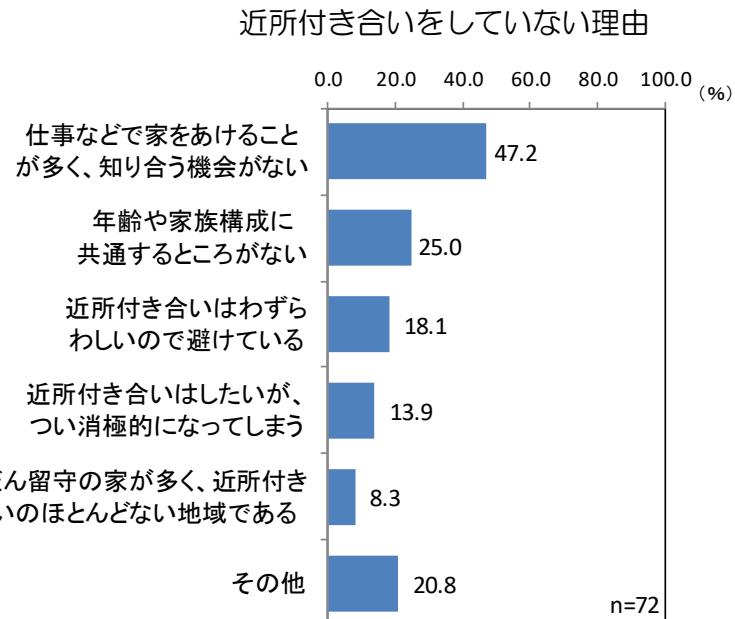
(1) 近所付き合いの状況

「日ごろから親しく付き合っている」の 44.4%が最も高く、これに「会えば立ち話をする」の 34.4%が続いています。一方、「あいさつする程度であまり近所付き合いはない」は 16.6%で、「近所の人とは全く付き合いがない」が 1.8%となっており、2 割弱の人が近所付き合いをあまりしていない結果となっています。

「あいさつする程度であまり近所付き合いはない」または「近所の人とは全く付き合いがない」と回答した 72 人に、その理由を聞くと、「仕事などで家をあけることが多く、知り合う機会がない」が最も多く全体の 47.2%を占めています。以下、回答割合の高い方から順に、「年齢や家族構成に共通するところがない」(25.0%)、「近所付き合いはわずらわしいので避けている」(18.1%)、「近所付き合いはしたいが、つい消極的になってしまふ」(13.9%)、「ふだん留守の家が多く、近所付き合いのほとんどない地域である」(8.3%)となっています。

近所の人との付き合いの状況

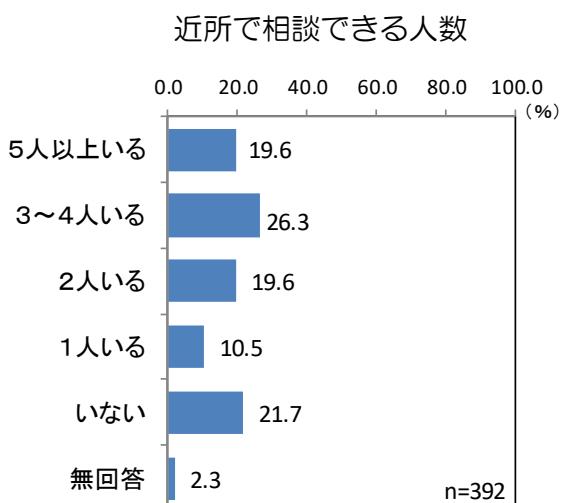




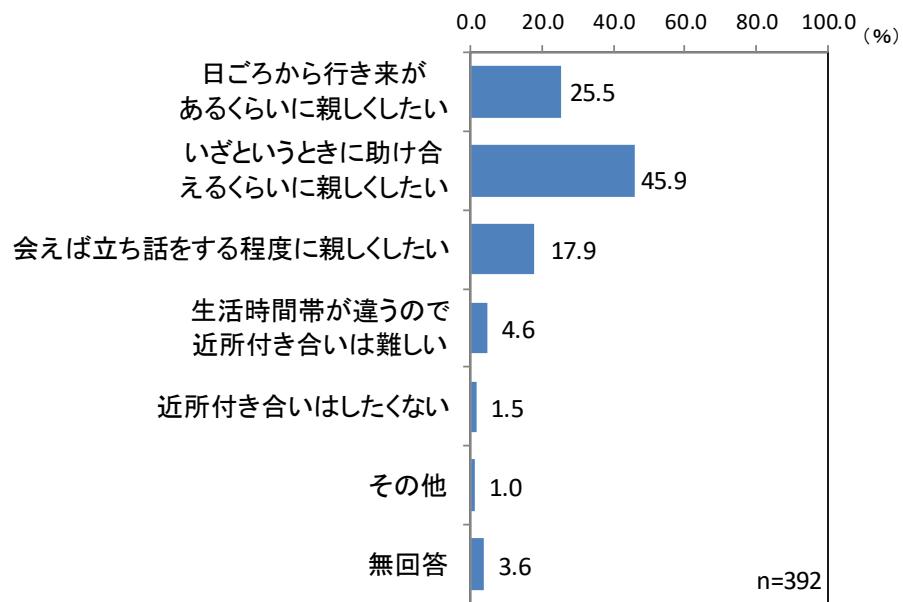
(2) 相談できる人の有無と希望する付き合いの程度

困ったことがあるとき、近所で気軽に相談できる人の有無を聞いた質問では、「いない」が 21.7%と、5 人に 1 人の割合で相談できる人がいないとしています。

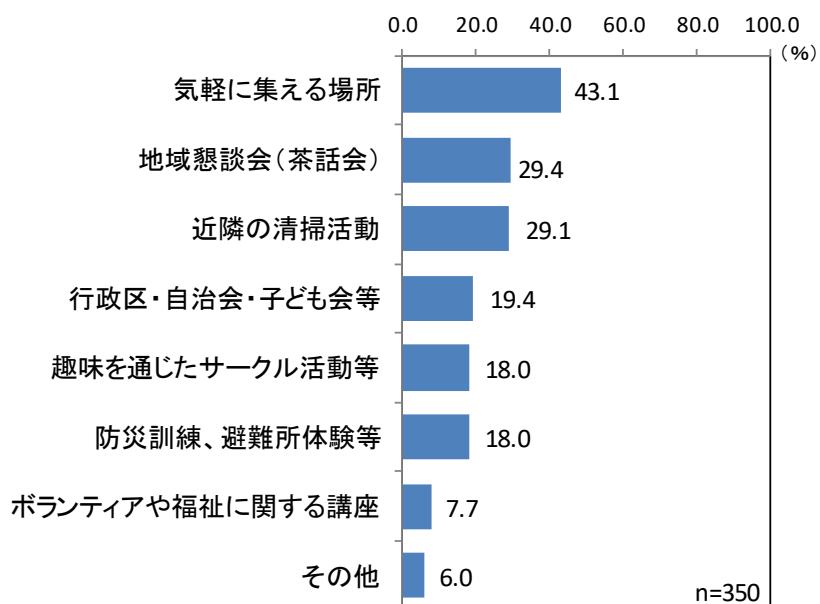
今後、希望する近所の人との付き合いの程度は、「いざというときに助け合えるくらいに親しくしたい」の 45.9%が最も高く、これに「日ごろから行き来があるくらいに親しくしたい」の 25.5%が続いており、これらを合わせると 71.4%が近所の人と親しい付き合いがしたいと考えていることがわかります。近所との付き合いを深めるきっかけとして必要なこと（「立ち話をする程度に親しくしたい」以上の付き合いを望んでいる 350 人）としては、「気軽に集える場所」の 43.1%が最も高く、これに「地域懇談会（茶話会）」の 29.4%、「近隣の清掃活動」の 29.1%が続いています。



今後、希望する近所との付き合いの程度



近所付き合いを深めるためのきっかけ



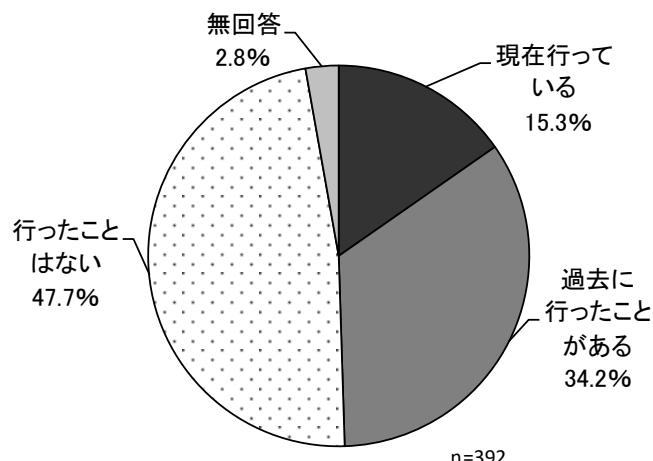
(3) ボランティア活動の状況

ボランティアを「行ったことはない」の 47.7%が最も高くなっています。「過去に行ったことがある」の 34.2%と「現在行っている」の 15.3%を合わせたボランティア活動の経験がある人は 49.5%と約半数となっています。

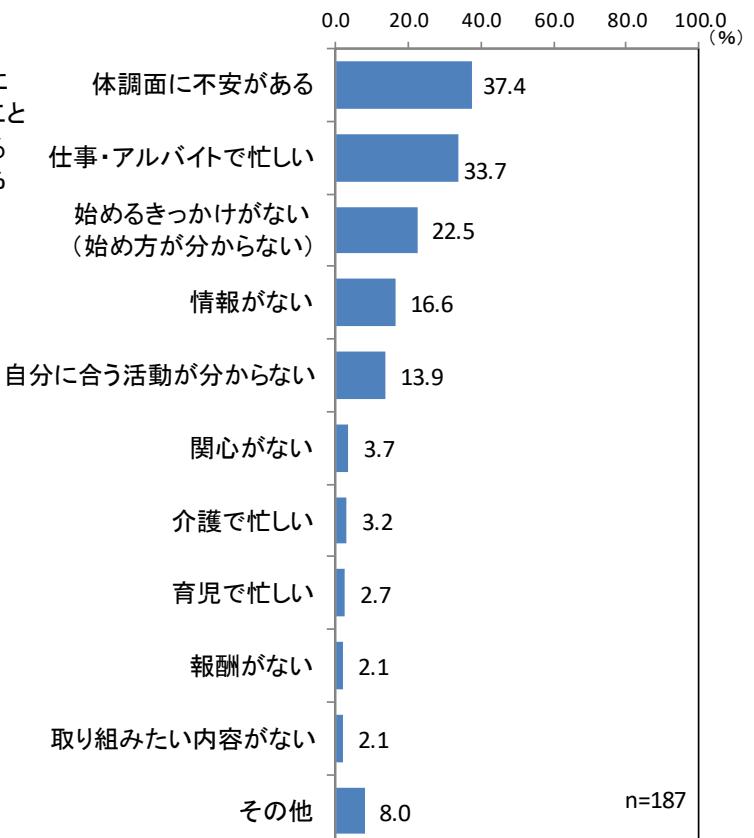
ボランティアを「行ったことはない」と回答した 187 人に、その理由を聞くと、「体調面に不安がある」が 37.4%で最も高く、これに「仕事・アルバイトで忙しい」の 33.7%、「始めるきっかけがない(始め方がわからない)」の 22.5%が続いています。

今後、ボランティアを「してみたい」人は全体の 34.2%、3 人に 1 人の割合であり、「してみたい」ボランティア活動をみると、「地域の自然を守る活動」の 26.5%が最も高く、これに「災害時のボランティア」の 17.6%、「高齢者・障がいのある人の話し相手」の 17.3%が続いています。

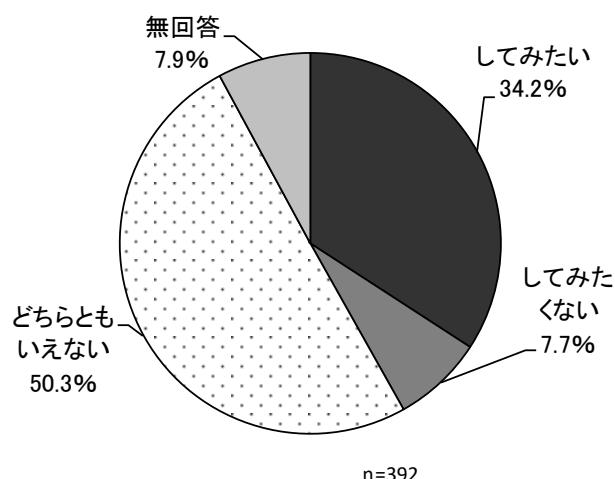
ボランティア活動の有無



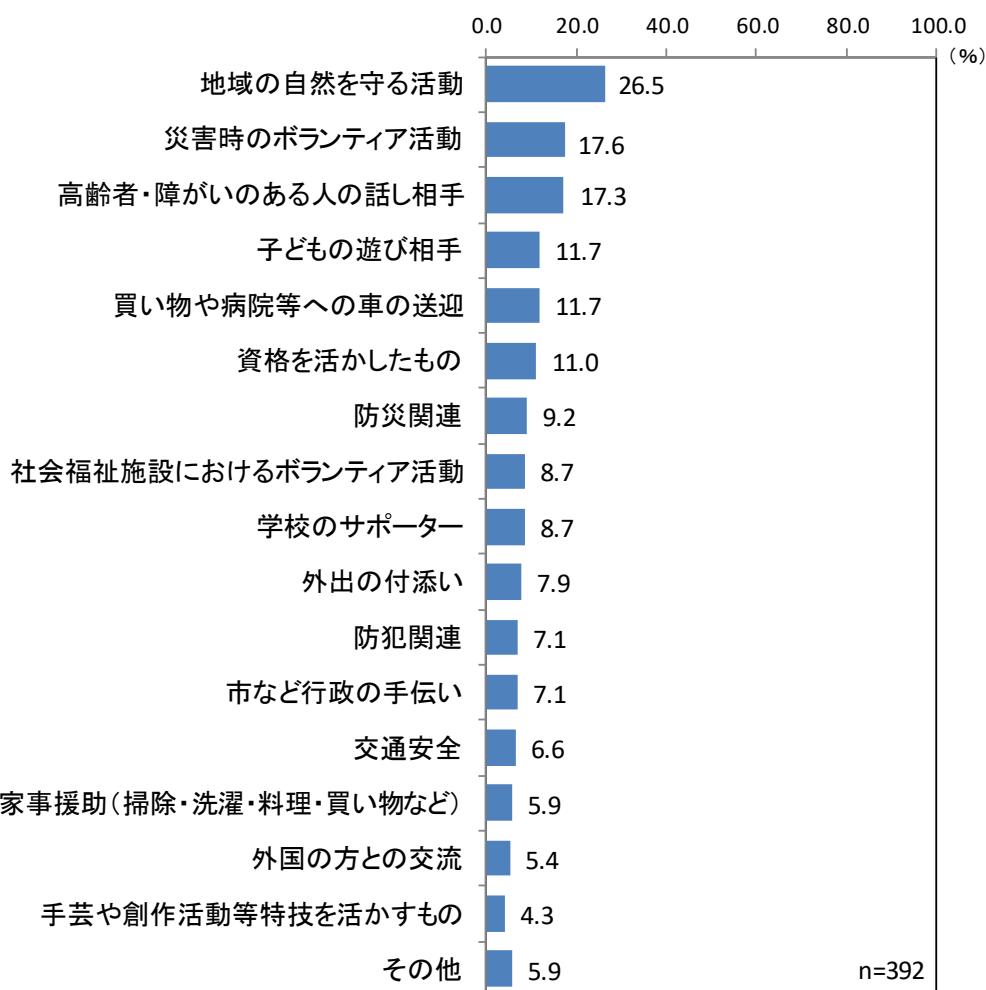
ボランティア活動に参加していない理由



今後のボランティア活動の意向



行ってみたいボランティア活動



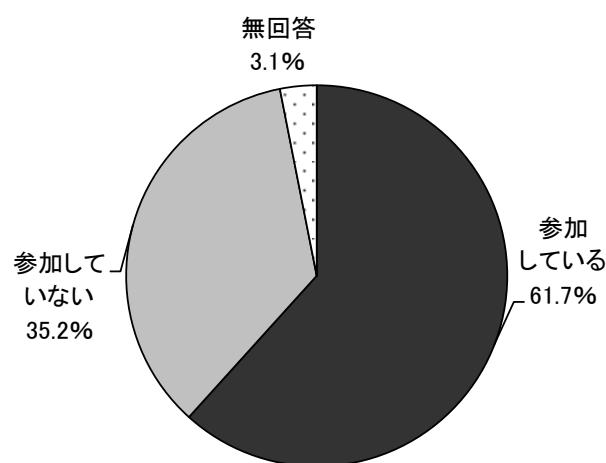
(4) 地域の活動や行事の状況

地域活動に「参加している」が 61.7%で、「参加していない」は 35.2%となっています。

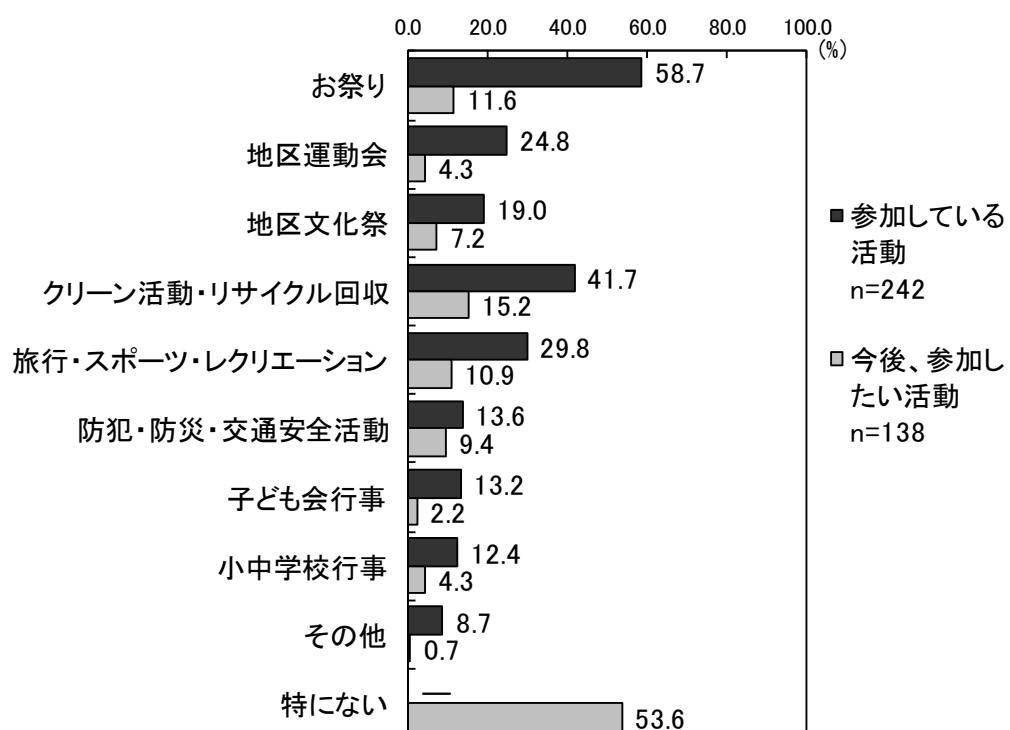
地域の活動や行事に「参加している」と回答した 242 人に、その内容を聞くと、「お祭り」が 58.7%で最も高く、これに「クリーン活動・リサイクル回収」の 41.7%、「旅行・スポーツ・レクリエーション」の 29.8%が続いています。

今後、「参加したい」地域の活動や行事をみると、「特がない」の 53.6%が最も高く、これに「クリーン活動・リサイクル回収」の 15.2%、「お祭り」の 11.6%が続いています。

地域の活動や行事への参加の有無



地域の活動や行事への参加経験と今後の意向

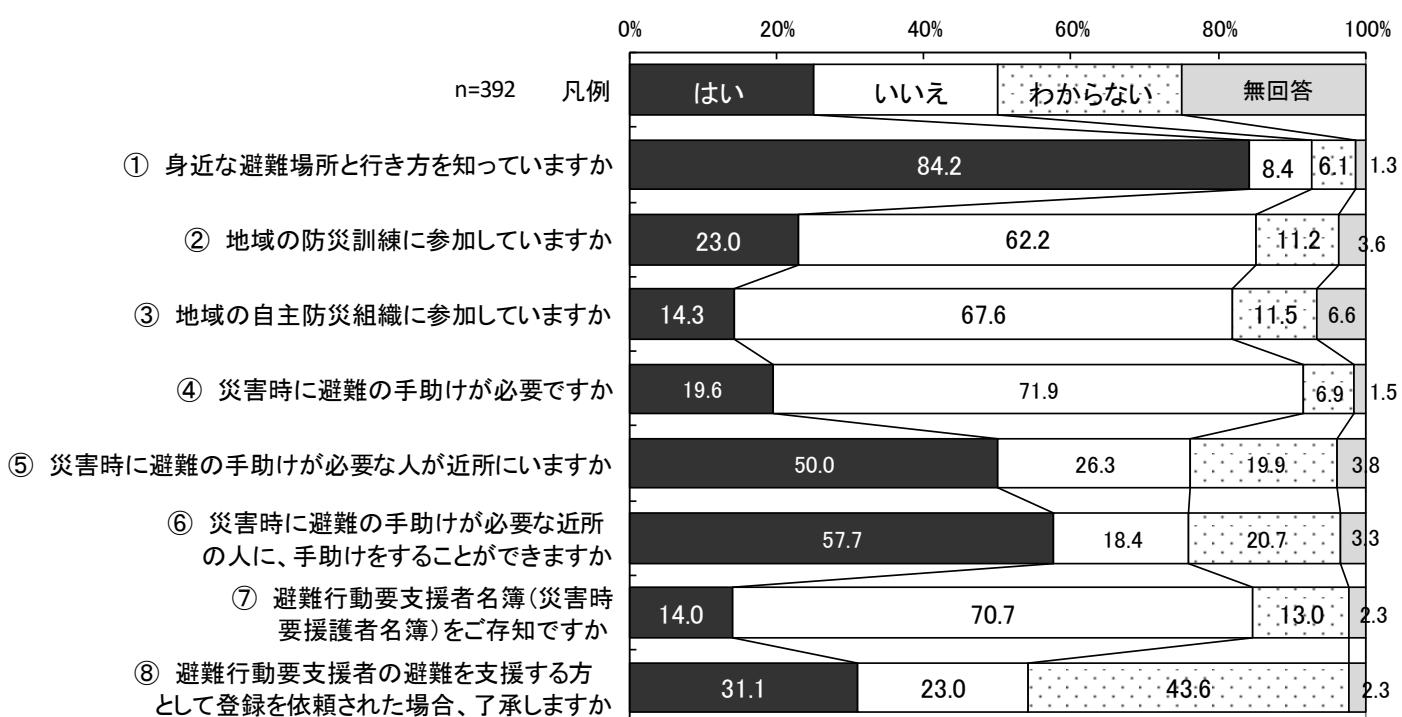


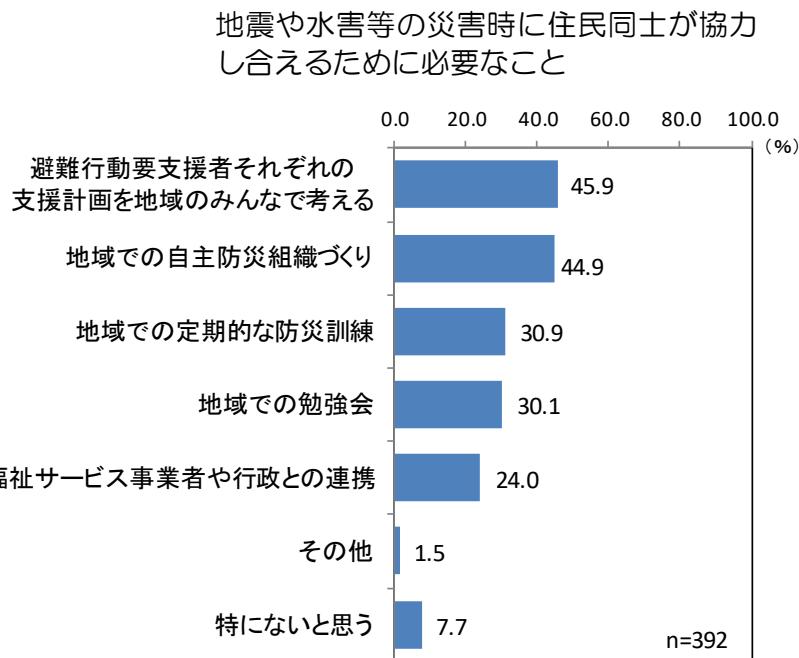
(5) 防災活動の状況

防災活動の状況をみると、「身近な避難場所と行き方を知っていますか」で「はい」と回答した人の割合が最も高く 84.2%を占めている。これに「災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか」の 57.7%、「災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか」の 50.0%が続いている。一方、「避難行動要支援者名簿(災害時要支援護者名簿)をご存知ですか」と「地域の自主防災組織に参加していますか」、「災害時に避難の手助けが必要ですか」の各項目では「はい」が 10%台と低くなっています。

また、地震や水害等の災害時に住民同士が協力し合えるために必要なことをみると、「避難行動要支援者それぞれの支援計画を地域のみんなで考える」の 45.9%が最も高く、これに「地域での自主防災組織づくり」の 44.9%、「地域での定期的な防災訓練」の 30.9%が続いている。

防災に関する行動及び認知状況



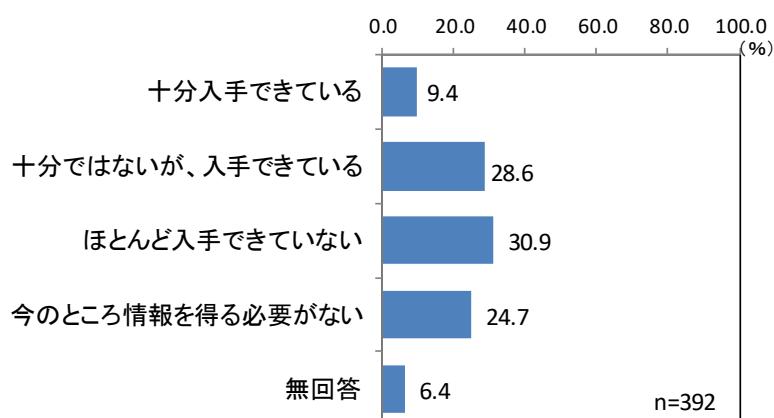


(6) 阿蘇市の福祉について

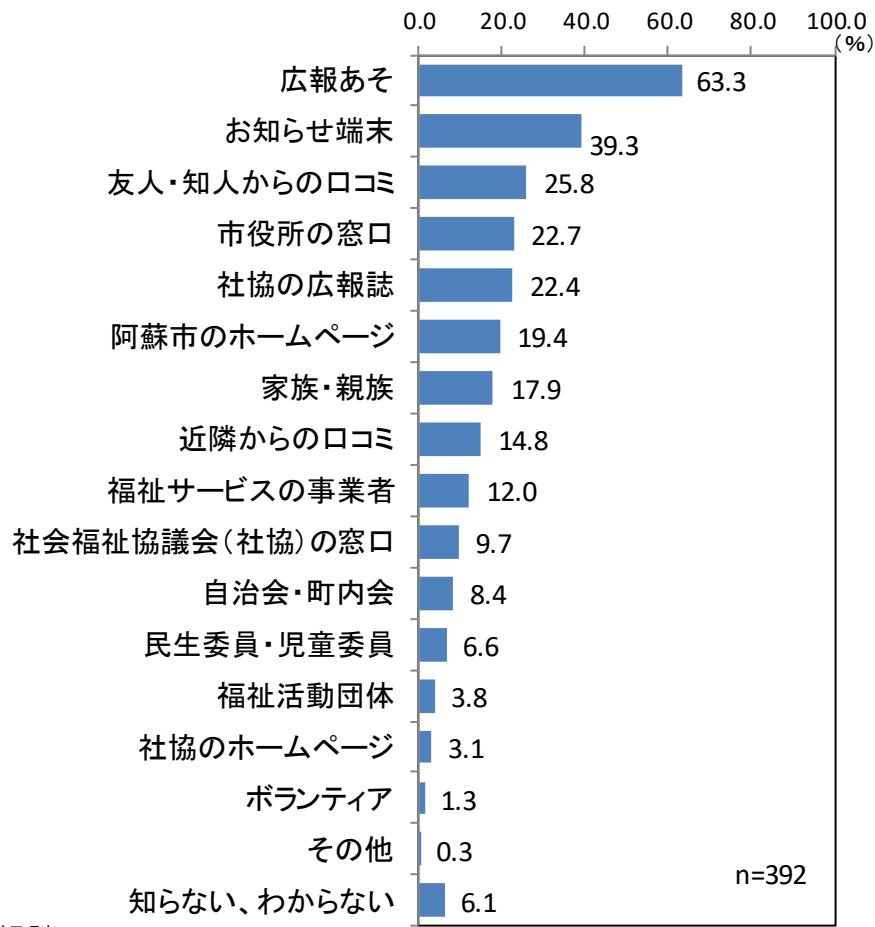
回答者本人に必要な「福祉サービス」の情報についての入手状況をみると、「ほとんど入手できていない」の 30.9%が最も高く、これに「十分ではないが、入手できている」の 28.6%が続いています。阿蘇市の福祉についての情報の入手経路をみると、「広報あそ」の 63.3%が最も高く、これに「お知らせ端末」の 39.3%、「友人・知人からの口コミ」の 25.8%が続いています。

福祉のことで市役所に相談した時の解決状況をみると、「市役所には特に相談したことはない」が最も高く 62.2%を占めていますが、「解決できた」が 26.8%、「解決できなかつたことがある」が 4.1% (16 人)となっています。市役所で解決できなかつた 16 人については、「解決していない」が 43.8%で最も高く、これに「近所の人・身近な人に相談した」の 25.0%、「行政区・自治会に相談した」の 18.8%が続いています。

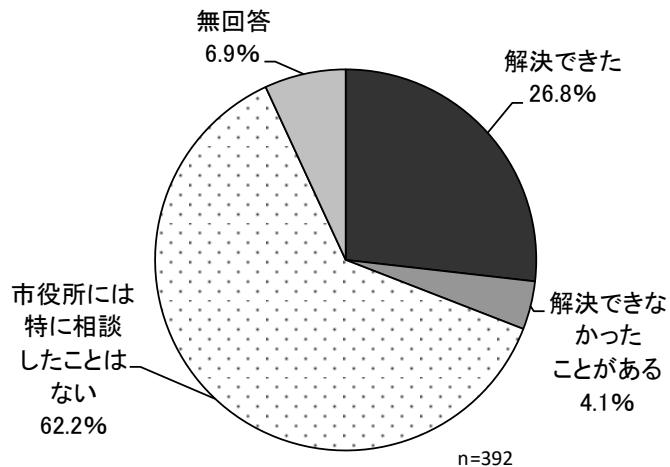
「福祉サービス」の情報についての入手状況



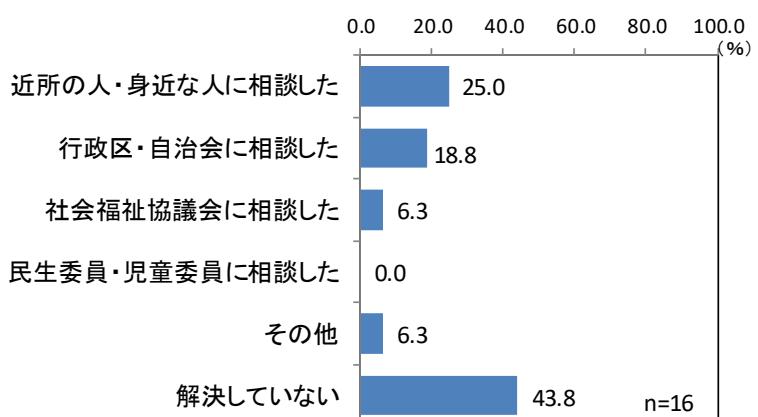
阿蘇市の福祉についての情報の入手経路



福祉のことで市役所に相談した時の解決状況



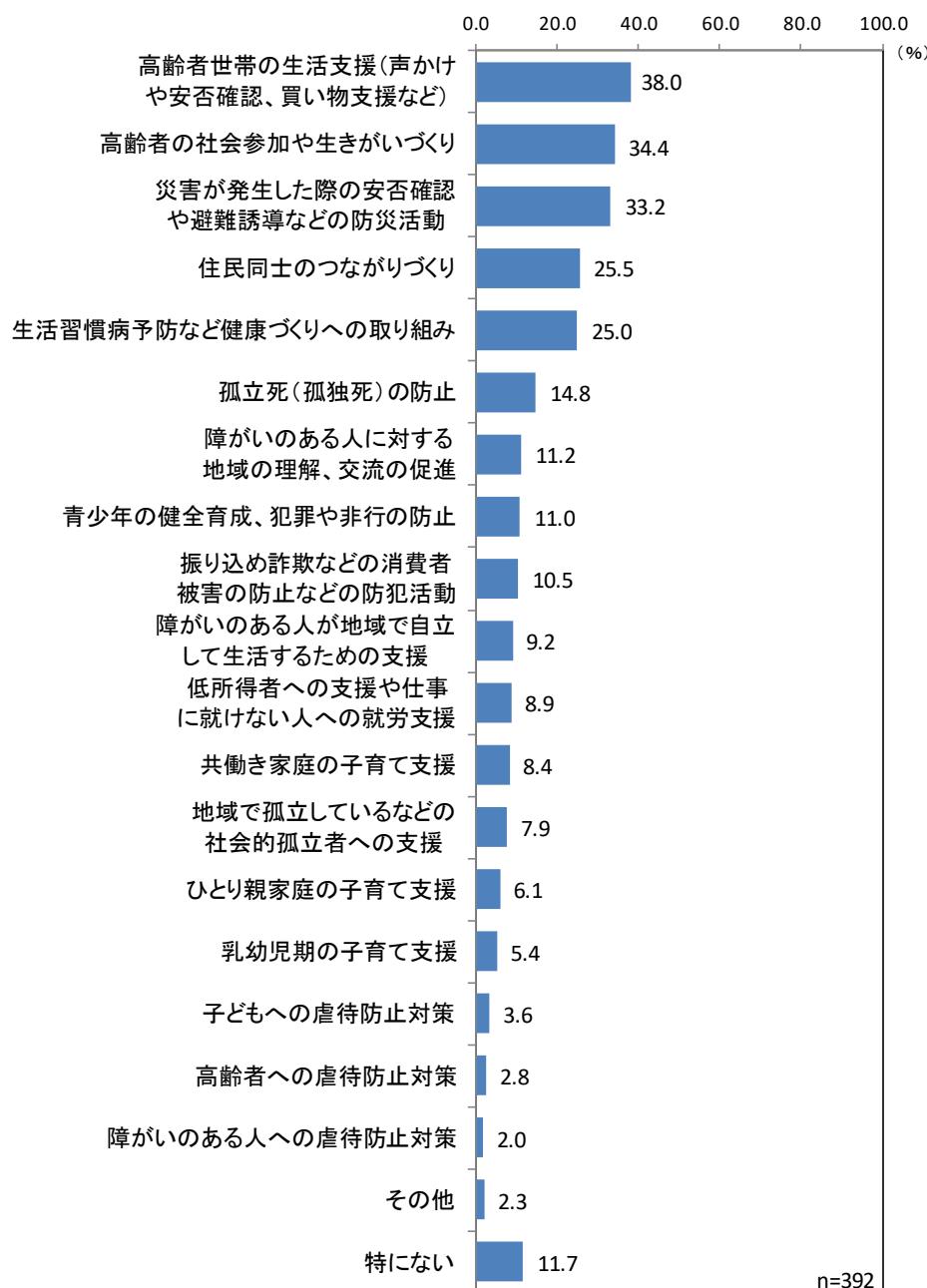
市役所で解決できなかったことの解決方法等



(7) 地域で優先的に解決しなければならない課題

「地域で優先的に解決しなければならない課題」をみると、「高齢者世帯の生活支援(声かけや安否確認、買い物支援など)」の 38.0%が最も高く、これに「高齢者の社会参加や生きがいづくり」の 34.4%、「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」の 33.2%の割合が高くなっています。

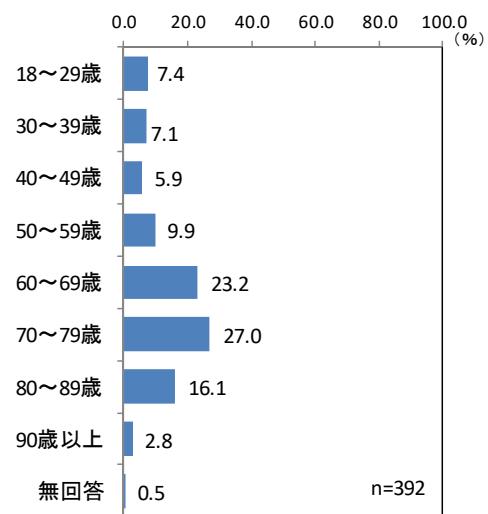
地域で優先的に解決しなければならない課題



一方、「障がいのある人への虐待防止対策」「高齢者への虐待防止対策」「子どもへの虐待防止対策」「乳幼児期の子育て支援」「ひとり親家庭の子育て支援」の各選択肢は1割に満たない回答率となりましたが、非常に重要な地域福祉の課題となっています。

なお、この市民意識調査に回答した人の年齢構成は以下のグラフのとおりで、60歳以上が69.1%を占めています。

回答者の年齢構成



11 阿蘇市やまびこネットワーク活動での主な地域課題

阿蘇市やまびこネットワーク福祉協力員代表者会議や地区連絡会であげられた地域の主な課題を整理しました。

○少子高齢化、人口減少等による課題

- 若い人が少ない、いない
- 地域の会合に若い人の参加がない、連絡が取れない
- 担い手の高齢化、若い世代への世代交代をおこなう
- 若年層への支援啓発活動が必要
- 地域の集まりや祭事がなく、住民が顔を合わせる機会がない、小学生が少ないので行事がなくなった
- 公民館での集まりや企画に参加者が少ない、老人会・敬老会出席が少ない
- 老人会の活動がない、老人会が解散した
- 地域のリーダーがない、育っていない、区長に役割が偏りすぎている

○サロン運営に関する課題

- サロンは参加者も多く、夕方まで楽しく過ごされている
- サロン道具を借りることが大変
- サロンの参加者が少ない、サロンがなくなった
- サロンの担い手不足

○見守りに関する課題

- 見守り活動が実施できていない、日中一人暮らしの方の見守りが出来ていない
- 見守りはシルバーヘルパーと一緒に活動している
- 訪問しても状況が分からぬ方がいる
- 見守り対象者の入院や施設入所が多くなっている
- 高齢者の独居世帯、二人暮らしの世帯が増加している
- 閉じこもりにより、認知症が進んでいる人がいる
- 架空請求などの不審な電話があり、気を付けている
- プライバシーの保護から見守りをどうして良いか悩む

- 子どもの見守りを地区でおこなっている、下校時暗い道が多くて危ない
- 小学校が遠くなり、大人の目が届きにくくなつた

○移動や交通手段に関する課題

- 運転免許自主返納後の移動が困難
- 乗合タクシーの本数を増やしてほしい、乗車時刻が早すぎたり遅すぎたりする
- 路線バスの本数が少なく、通院や買い物が不便
- 病院等への送迎などの生活支援の送迎をしたいが事故等が心配、対応がわからない
- 病院に行く交通手段がない
- 風が強い日等はドクターへリが飛ばないので、緊急時が不安
- 福祉バスの利用頻度が地区でばらつきがある
- 福祉バスは若い人が同居だと利用できない
- 福祉バスは買い物で不便（運行先が決まっている。宮地方面にも運行して欲しい）
- 地震後の道路問題、JR、路線バスの復旧

○買い物に関する課題

- 買い物に困っている方がいる
- 移動販売車が来ない
- 家族に買い物を頼みにくいお年寄りもいる

○行政区に加入しない、ルールを守らない人等についての課題

- 区未加入のアパート暮らしの方が多い
- 区に加入していない人への見守り・声掛けの対応はどうするのか？
- ゴミの分別が出来ていない、他の行政区の住民がゴミを置いていく

○地域福祉の拠点や地域の治安・防犯に関する課題

- 区に公民館がない
- 公民館が危険区域にある
- 公民館が壊れて使用できない

- 集会場にAEDの設置が必要
- 街灯、カーブミラー、ガードレールが少ない
- 大型ダンプが細い道を通るため危険
- 観光客の交通マナーが悪い

○災害に関する課題

- 雨で浸水した地域がある、道路が冠水する
- 積雪の除雪が困難
- 避難所が遠い、橋を渡る必要があり避難所へ避難するのが難しい、川があるため孤立する可能性がある
- 指定避難所が人でいっぱいになるので、避難しづらい
- 防火水槽がない、水漏れしている

○空き家についての課題

- 空き家がある、増えている、荒れているので管理が大変
- 地震で倒壊した納屋がそのまま雑草が繁っている。→所有者は市外に住み、なかなか片付けない

12 福祉関係事業者からみた地域福祉の課題

福祉関係事業所を対象に関係団体アンケート及びヒアリングを実施しました。アンケート及びヒアリング（グループインタビュー）の結果からみた課題を整理しました。

○ヒアリングの目的

- 地域福祉推進の観点からさまざまな分野の事業者が認識している課題を把握する。
- 地域福祉推進に関わる各事業所と関連が深い市民のニーズ及び要望を把握する。
- 地域福祉推進をテーマにしてさまざまな分野の事業者が共通して取り組むべき事項を把握する。

○ヒアリング項目

- 地域福祉の推進に関して利用者が求めていること（利用者が抱える課題や求めていること、不足と思っていること）
- 地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題
- 地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと（ほかの分野の事業所や専門家等と連携しないとやっていけない事業や取り組み）
- 包括的な支援体制の整備についての課題
- 地域における福祉サービスの利用促進について
- 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について（事業所が関わっている団体が抱える課題と連携や協働による解決できる可能性について）

（1）障がい者関係事業所

①地域福祉の推進に関して利用者が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 障がい者としてではなく、ひとりの人間として受け入れてもらえる地域社会、親亡きあとも暮らし続ける社会の実現が求められている。地域だけでその実現は限界があり、阿蘇市がどういう市をつくっていくかというビジョンや計画の必要性についての意見が挙げられた。
- ✓ 障がいのある人に対する避難所の対応、在宅サービスや就労機会の不足、ワンストップで解決できる行政窓口の整備、障がい者も高齢者にも対応できるゼネラリストの育成、移動手段の確保などの課題が挙げられた。

②地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 障がいがあることを知られたくないという人も少なくないことから、住民参加といつても簡単なことではない点、これまでの様々な施策で少しづつ市民の障がい者に対する差別意識が変わってきているのは確かであり、長期的な視野で差別意識の解消に取り組むことの必要性が指摘された。

③地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 必要な連携機関として、病院と相談支援事業所、幼稚園及び保育園と学校が挙げられ、障がい者の自立につながる農福連携などの異業種連携にも注目した意見が挙げられた。
- ✓ 顔が見える人口規模の利点を活かし、今後はより質を高めていくとともに若い人に選ばれるまちづくりが重要であることが指摘された。

④包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 包括性（インクルージョン）と多様性（ダイバーシティ）という概念があるが、包括的な中でどこまで多様性を受け入れるかについては、どこかに線があることが指摘された。
- ✓ 包括的に対応できる人たちと、個別性を重視しないとなかなか支援ができない人たちと、どこかで別れてくるところもある。共生型サービスが創設されたが、高齢者、障がい者、それぞれの特性に合わせた専門性が必要で、それを両方集めただけで支援ができるわけではない。それと同じように、地域社会の中でも、全て包括的な支援体制と一括りにできるのかという課題が指摘された。

⑤地域における福祉サービスの利用促進について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ サービスの利用を促進するために必要な福祉分野の人材がいない、専門職が見つからない、専門職が見つかっても十分な給料が払えない現実、震災後に国道57号が遮断され、通勤の負担になっていることなど、人材不足についての意見が挙げられた。

⑥地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 地域が無関心にならず、生活者として障がい者がいることを認知してもらいたいこと、施設での生活を必要とする障がい者もいて、障がい者と健常者はいつも一緒に良いわけではなく、複雑で、いろんな人がいて、いろんなニーズがあり、政策の中にも、もう少し複雑な視点、まなざしを持ってほしいことなどが挙げられた。
- ✓ 地域福祉計画は、あくまでも地域という切り口で立てた計画というところに持ていかないと、法的に上位計画だから各論の事業や取り組みは、それぞれの事業計画で反映させていくという話では地域福祉計画は立たないと思うという意見が挙げられた。

(2) 高齢者関係事業所

①地域福祉の推進に関して利用者が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 高齢者の運転免許自主返納後の移動手段、サロン運営（場所の整備、移動手段、地域や参加者の活動に対する認識）、家族の介護力不足と介護難民、調理ができない男性の一人暮らし制度の谷間に取り残されていること、眼科、整形、皮膚科、耳鼻科の不足、権利擁護事業・成年後見人制度や生活困窮者等の対応などの課題が挙げられた。

②地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 隣近所の支え合い、近所付き合いの重要性、学校統廃合の住民参加への影響、若い人たちが残れるようなまちづくりの重要性、シルバーヘルパーのあり方などが挙げられた。

③地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 医療と福祉の連携に関する課題、ドクターや看護師の高齢化・人材不足、夜間は無医村に近い状態になっている状況、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際の課題、地域ケア会議において民生委員や地域の関わりが薄れている状況、区長や民生委員の連絡先が分からず連携や連絡ができない状況、警察や消防との連携や社会資源マップの必要性などが指摘された。

④包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 阿蘇市やまびこネットワーク活動や郵便局、新聞配達による地域の見守り活動の重要性、こういった活動があっても支援から漏れる人がいるという現状と課題、ゴミ出し支援などの地域活動の優良事例の紹介・普及の必要性などが挙げられた。
- ✓ 地域ケア会議のあり方についての意見と地域課題の解決について議論する事例検討会の必要性が指摘された。

⑤地域における福祉サービスの利用促進について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 介護予防・日常生活支援総合事業の整備不足、デイケアでは介護難民が発生していること、入浴サービスの不足、1日ではなく半日利用できるサービス・事業所の不足など高齢者対象のサービスが不足していることが指摘された。
- ✓ 行政区ごとに個人レベルの相談を吸い上げができる相談体制づくりの必要性、介護職を離れる人が多いという課題や処遇改善の必要性などが挙げられた。

⑥地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 介護サービス事業所同士や医療機関、老人会や民生委員との連携の必要性などが挙げられた。

(3) 児童福祉関係事業所

①地域福祉の推進に関して利用者が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 待機せずに入所できる受入体制の整備と保育士不足、増大・多様化する保育ニーズと保育士の負担増、スペシャルニーズを持った子どもの増加に対応した保育の質の向上、就学に向けた保育士、保健師、教師の連携、孤立して子育てをしている母親の増加、経済的な格差、子育てコンシェルジュの必要性、防犯や防災に備えた地域や関係機関との連携などの課題が挙げられた。
- ✓ 医療の充実（夜間対応や診療科目によっては、市外の病院を受診しなければならない現状）、病児保育の充実・連携、仕事と子育ての両立（子育てに対する職場の理解が得にくい現状）、小学校の部活動の廃止による学童保育への影響、熊本地震の影響による居住・就労・医療に関する課題などが挙げられた。

②地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題

現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 以前は近所の専業主婦の人などに子どもをちょっと見てもらうことが出来ていたが、近所づきあいの希薄化や働く女性の増加で難しい状況があること、ファミリー・サポート・センターが浸透していないことなどの課題が挙げられた。

③地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 関係機関が連携して貧困や虐待などの問題をサポートできる体制づくりの必要性、療育関係の事業所や小学校との連携の必要性、保育要録の有効活用、統廃合後の小学校との連携が希薄化していることなどの課題が挙げられた。

④包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 昔は小学校単位ぐらいで地域に包括的な支援体制があったように思うが、マンパワーの不足や小学校統廃合で地域の核がなくなり失われている点、包括的な支援を受けずに大人になる人が増えていることが体制構築を難しい社会につながっていて全ての子どもに包括的な支援が必要であることが指摘された。
- ✓ 縦割りでは解決出来ない課題に対するフレキシブルな横串のチームの必要性、若者の定住、移住促進策として子育てしやすいケアシステムの構築の必要性などが挙げられた。

⑤地域における福祉サービスの利用促進について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 赤ちゃんの駅（授乳・おむつ替えスポット）の利用促進、子育て広場などの子育てに関する相談対応の必要性の高まり、お知らせ端末を活用した情報提供の充実などが挙げられた。
- ✓ 保育料の無償化が利用促進につながり都市部で待機児童が増加する懸念があること、都市部では休日保育や夜間保育が一般化しているが保育士に無理が生じることなどの課題が挙げられた。

⑥地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 虐待の増加や療育手帳の手続きで児童相談所と連携する機会が増えていること、社会福祉協議会（地域支え合いセンター）と連携した園児の仮設住宅訪問などの交流・支援活動、気になる子どもの支援は保健センターとの密な連携が必要なこと、防災や防犯関係者との連携の必要性などが挙げられた。
- ✓ 区長の多忙が指摘され地域との連携が極めて難しい点も指摘された。
- ✓ 保育士不足の現状（潜在保育士の増加、業務量が多い保育現場）、保育士養成学校の創設など都市部よりも一歩進んだ保育士確保策の必要性などが挙げられた。

(4) 市社会福祉協議会

①地域福祉の推進に関する市民が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 地域の課題として担い手不足、移動手段の確保、区未加入者の増加、空き家問題、地域のつながりの希薄化などが挙げられた。
- ✓ 社会福祉協議会の課題としては、ターゲットに応じて分かりやすく楽しい研修内容に改変するなど、これまでとは違ったアプローチや周知方法の見直し、子どもたちや若い世代に地域福祉を理解してもらい地域の担い手を育てる取り組みが必要なことなどが挙げられた。

②地域福祉に関する活動への住民参加に関する課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 人口減少や働く高齢者の増加により行政区の役員のなり手が不足している現状、住民参加だけに頼るのは限界に来ているため社会貢献として企業も参画した地域福祉の体制づくりが必要であることなどの意見が挙げられた。

③地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 社会福祉協議会の内部で同じような事業があり市民から分かりにくいと指摘されているので関係部署での連携が必要なこと、団体や企業による見守り活動との連携などの意見が挙げられた。
- ✓ 通常業務レベルでの小さな連携は図られているが、大きな枠組みで団体同士や複数の団体が連携して課題解決に取り組まなければならないような連携は難しく、連携のあり方や手法の違いを意識して取り組むことの重要性が指摘された。

④包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 包括的な整備に関しては途上であるとの認識のほか、包括的な支援体制に不可欠な医療との連携のあり方、事例検討の場の必要性、障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際の円滑な連携、個人情報の取り扱いなど全てを包括的に一括りすることの難しさなどの課題が挙げられた。

⑤地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 社会福祉協議会の事業はいろんな団体と連携していくないとやっていけず、協働で地域福祉の課題解決を図っていかなくてはならないこと、課題解決のためには優秀な人材を確保する必要があり、人材不足の解消には年休取得率の向上や離職率の低い魅力ある組織づくりを進め職場として魅力向上を図る必要があることなどが挙げられた。

関係団体アンケートの結果

○回答をいただいた事業所数

- 障がい者関係事業所（5事業所）、高齢者関係事業所（11事業所）、児童福祉関係事業所（13事業所）、市社会福祉協議会の計30事業所が回答した。

○事業所の運営状況

- 「安定している」5件、「やや安定している」11件、「どちらともいえない」10件、「やや切迫している」3件、「切迫している」0件。
- 「やや切迫している」の理由としては、「施設の老朽化と備品の買い換え時期による」「熊本地震以後の他市町からの新規受け入れ者がなくなるとともに入所していた園児の退所による」「熊本地震により赤字幅が拡大」が挙げられている。

○事業所が挙げた主な課題

- 住民への広報や地域住民及び民生委員との交流が不足している。
- 人材不足と人材確保面での苦戦。後継者育成と人員配置での困難。
- 施設の老朽化と震災の影響による修理・補修費の増大。
- 障がい者に対する差別の解消と親亡き後の生活への不安。

○利用者が困っていること

- 終の棲家、重度者に対応できる施設、デイサービスなどの供給不足。
- 夜間や休日に対応できる医療機関の不足。
- 限界集落等での高齢化の進展による支援者不足と家族介護者の負担が増大していること。
- 視覚障がい者に対応した道路や施設の未整備。発達障がいの子どもの増加への対応。

13 庁内関連部署からみた地域福祉の課題

以下の視点で庁内関連部署の係長級職員を対象としたヒアリング（グループインタビュー）を実施した結果を整理しました。

○ヒアリングの目的

- 地域福祉推進の観点から各部署の課題を把握する。
- 地域福祉推進に関わる各部署と関連が深い市民のニーズ及び要望を把握する。
- 地域福祉推進をテーマに共通して取り組むべき事項を把握する。

○ヒアリング項目

- 地域福祉の推進に関して市民が求めていること（市民が抱える課題や求めていること、不足と思っていること）
- 地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題
- 地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと（ほかの部署と連携しないとやっていけない事業や取り組み）
- 包括的な支援体制の整備についての課題
- 地域における福祉サービスの利用促進について

（1）保健・福祉・教育・防災関連部署

【参加部署】ほけん課介護保険係・予防2係、福祉課総合福祉係・子育て支援係、市民課生活相談係、教育課社会教育係、総務課防災対策室

【オフサーカー】阿蘇市社会福祉協議会

①地域福祉の推進に関して市民が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 高齢者の移動手段の確保、少子高齢化による地域の担い手不足、高齢化がさらに進展したときのゴミ出しなどの地域の支援体制構築の困難性、それぞれの地域の規模等により異なる地域課題を抱える現状、核家族化等により増加している虐待やDVなどの複雑化する地域課題への対応、学校統廃合により規模拡大したコミュニティづくりの難しさなどの課題が挙げられた。
- ✓ 介護職や医療職、保育士などの専門職の不足。専門職不足により各分野で需要に対応できていない現状などが挙げられた。

②地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 少子高齢化が進む中での10年後の地域社会のあり方を検討することの必要性が挙げられた。
- ✓ コミュニティ形成や世代間交流に地域差がある現状、単身者で自治会に入らない人が多いこと、アパート住まいの増加による隣りのことがわからない人も増加、地域で孤立している人の存在、子どもの数の減少・子ども会も減少し世代間交流が難しいこと、学校統廃合による既存コミュニティへの影響、民生委員をはじめとした地域福祉の担い手確保などの課題が挙げられた。

③地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状や施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 生活困窮や虐待の対応は複合的な課題や要因があるためケースに応じて生活相談係、保健師、障がい福祉など広範な連携で対応していること、防災対策は全庁的な連携・協力でマニュアルや計画策定の取り組みを進めていること、切れ目がない支援体制づくりの必要性などが挙げられた。
- ✓ 関係部署連携が個別ケースの対応にとどまらず、高齢者等の移動手段確保の課題について関係部署が連携して検討を始めていること、関係部署が連携し、課題解決に向けた政策パッケージを検討し、組織的な対応が求められていることなどの意見が挙げられた。

④包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 包括的な支援体制の整備には様々な部署が関わることになるが、市民の視点に立つと「どこに問い合わせればよいか」ということは大きなポイントではないか、形式的に体制整備をしても機能せず、それぞれの役割や出来ることを相互に理解した上で連携し、経験を積み重ねていくことでシステムが機能していくのではないかなどの意見が挙げられた。

⑤地域における福祉サービスの利用促進について

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 関係機関と連携して周知に取り組んでいるが、必要な情報が届いていない人たちも存在する現状、利用してもらうために更なる取り組みが必要なサービスもあるが、サービスによっては利用者が多くて供給が追いついていない状況、需給バランスの見極めや補完的なサービスや取り組みの利用促進などの意見が挙げられた。
- ✓ 年度末には0歳児の待機児童が発生する課題があるが、少子化による人口減少を考えると今後定員割れの恐れがある施設が出てくる懸念があること、高校進学時に親も含め転出する人が多く、転出超過に対する長期的な対策が必要であることが指摘された。

(2) 企画・まちづくり・産業振興関連部署

【参加部署】財政課企画係、まちづくり課地域振興係・商工物産係、

観光課観光振興係、農政課農業振興係

【オフサーバー】阿蘇市社会福祉協議会

① 地域福祉の推進に関して市民が求めていること

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 少子高齢化による買い物弱者対策や移動支援の必要性の高まり、農業・商業従事者の減少と高齢化や後継者不足、外国人研修生等による労働力の確保、観光分野での起業や移住及び定住施策などの課題が挙げられた。
- ✓ 多くの若者が阿蘇市から大津・菊陽、熊本市へ流出している現状、医療機関の不足や買い物の不便さ、コミュニティの高齢化により消防団さえ機能不全になる恐れがあることなどが指摘された。

② 地域福祉に関する活動への住民参加に関しての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 地域づくり団体の掘り起こしや連携の必要性、高齢化による地域活動の担い手不足、行政主導で住民参加を促進することの難しさ、地域の伝統行事も住民参加が難しくなりつつある現状などの課題が挙げられた。

③ 地域福祉推進をテーマにして共通して取り組むべきこと

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 移動支援、買い物弱者対策、就業支援等は複数の部署の連携が必要なこと、業務量の増加や人員の不足により関係部署が連携して新たな対策や事業に取り組むことが難しい現状にあることなどの課題が挙げられた。

④ 包括的な支援体制の整備についての課題

◎ 現状と課題、施策・取り組みについての意見・指摘

- ✓ 福祉・保健・医療だけでなく農業・商工観光業などの事業者・団体も参画した包括的な支援体制整備の必要性、包括的な支援体制にどのように各分野が参画していくかを分かりやすく示す必要性があること、障がい者雇用と農業の労働力不足は、業務の細分化やオーダーの仕方でマッチングできる可能性があり、全国的にも農福連携が推進されていることなどが指摘された。

14 阿蘇市の地域福祉を取り巻く課題

第2章の1から13までの状況を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 地域福祉意識や人材を育むことが必要

(2) 交流・見守り等の支え合いの場が必要

(3) 地域での支え合いの仕組みづくりが必要

(4) 適切な福祉サービスが利用できる環境整備が必要

(5) 複合的な課題への対応が必要

(6) 社会から孤立させない取り組みが必要

(7) 専門機関等における包括的な支援体制づくりが必要

(8) 地域活動の活性化が必要

(9) 安心して生活できる基盤が必要

(10) 地域福祉施設の確保・活用が必要

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 支え合い・ふれあいのあるまちづくり

1 地域福祉意識の啓発及び醸成

(1) 現状と課題

市民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いのしくみをつくるためには、その基盤となる市民の地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高める必要があります。本市には都市部と比べると昔ながらのつながりや支え合い意識が育まれていますが、以前に比べると、そういう意識の希薄化が進んでいるとの声も聞かれます。

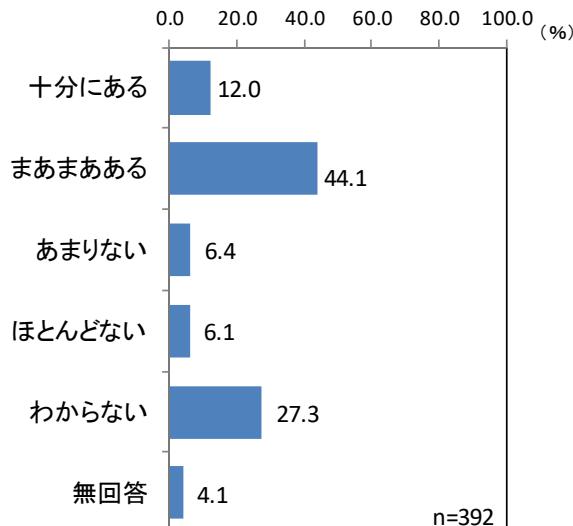
「阿蘇市地域福祉計画改定に係る市民意識調査（以下、「市民意識調査」と記載）の結果によると、「住んでいる地域には、困っている場合に助け合う雰囲気」が「十分にある」と回答した人は 12.0%、「まあまあある」は 44.1%となっており、全体の半数を超える人が概ね「助け合う雰囲気がある」と認識しています。ただ年代別や地区別にみると、支え合いの意識の希薄化が進んでいることがうかがえます。

また、「住んでいる地域では、地域福祉活動に情熱や関心を持っている人」については、「少しいる」と「あまりいない」、「わからない」を合わせた割合が 68.1%と 7 割近くに達しています。このことは意識の希薄化だけでなく少子高齢化が著しく進む中での人材確保と育成が大きな課題であることを示しています。

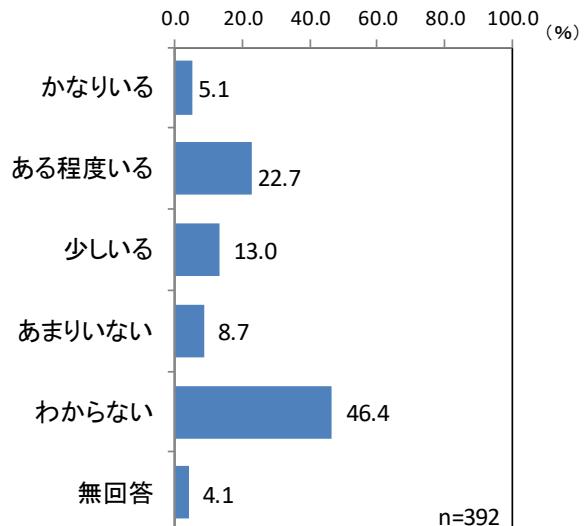
(2) 今後の取り組み

地域福祉意識を高めていくには、隣近所や行政区などの役割を再認識するとともに、今後は保健福祉の分野にとどまらず、分野や職種を超え、商工業や農林業などあらゆる方面的地域の人たちの参画・協働のもと、地域福祉活動に情熱や関心を持っている人を発掘・育成していくことに力を入れる必要があります。隣近所との関わりの重要性についての理解を深め、自らが地域を構成する一人であるとの意識をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、地域活動への積極的な参加促進と人材の発掘・育成を促進します。

住んでいる地域での困っている場合に
助け合う雰囲気



住んでいる地域で地域福祉活動に情熱
や関心を持っている人



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- あいさつや声かけ等を行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域に根付いている祭りや行事などに積極的に参加することで地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。

■ 福祉事業者等

- 地域との大切な連携機会である様々な行事に参画し、福祉情報の提供やサービス利用当事者の現状の発信を行うことにより、福祉意識の啓発を行います。
- 福祉サービスを受ける高齢者や障がい者などが、地域の行事に気軽に参加できるよう、情報提供など参加支援を進めます。

■ 市社会福祉協議会

- 広報活動や「小地域ネットワーク活動」※の支援を通じて、市民の福祉意識の啓発を図ります。
- 福祉事業者等と地域住民との連携や人材の発掘・育成を促進します。

■ 市（行政）

- 保健福祉の分野にとどまらず、分野や職種を超えて、商工業や農林業などあらゆる方面の人たちの参画・協働による地域福祉を推進するため、福祉に関する講演会やイベント等を開催するほか、市民の要望に応じて福祉に関する講座等の学習機会の提供に努め、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性等についての意識啓発を図ります。
- 市職員の地域活動への参加を促進します。
- 福祉事業者等と地域住民との連携や人材の発掘・育成を促進します。
- 福祉の心を育てるため、市内の小中学校において福祉教育の充実に努めます。
- 市広報誌や市ホームページなどを通じて地域福祉に関する広報・啓発事業を推進します。また、地域での子育てや障がいへの理解、高齢者を敬う意識等の啓発に努めます。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員等と連携し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。

※「小地域ネットワーク活動」：行政区などの小地域を単位として、地域で支援を必要とする一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する活動のことです。阿蘇市では阿蘇市やまびこネットワーク活動の名称で展開されている活動があります。

（4）数値目標

	平成30（2018）年度	目標 新元号6（2024）年度
住んでいる地域には困っている場合に助け合う雰囲気が「十分ある」または「まあまあある」とする市民の割合	56.1%	65.0%
住んでいる地域では、地域福祉活動に情熱や関心を持っている人が「かなりいる」または「ある程度いる」とする市民の割合	27.8%	35.0%

2 交流・ふれあいの促進

(1) 現状と課題

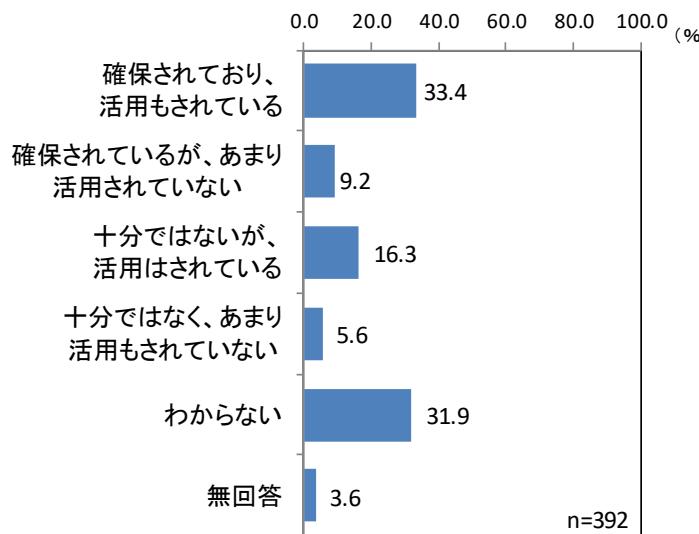
世代間の断絶が指摘されたり、高齢者の孤独死がニュースになるなど、地域におけるコミュニケーション不足が全国的に顕在化しています。本市においても、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、孤立して子育てで悩む人などが増加しており、地域での孤立などがないよう地域内での交流・ふれあいを常に心がけていく必要があります。

地域で交流を進めていくには、地域住民の一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場や機会づくりが必要です。

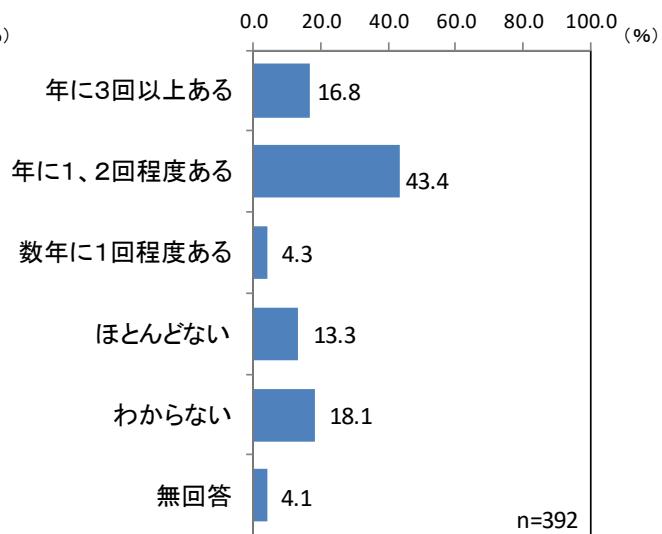
市民意識調査の結果によると、「福祉活動を行う場所の確保と活用」で「確保されており、活用もされている」が最も多く 33.4%となっています。また、「一人暮らし高齢者や高齢者だけの世帯等が集まる機会」が「よくある」が最も多い 25.3%となっています。しかしながら、「子どもから高齢者までさまざまな人が集う行事」が「年 3 回以上ある」が 16.8%となっており、今後、さらに交流・ふれあいの機会や場づくりを促進していく必要があります。

各種福祉サービスを提供している事業者においても、サービス利用者とその家族だけでなく、サービス利用者と地域住民との交流を促進するための取り組みが求められています。

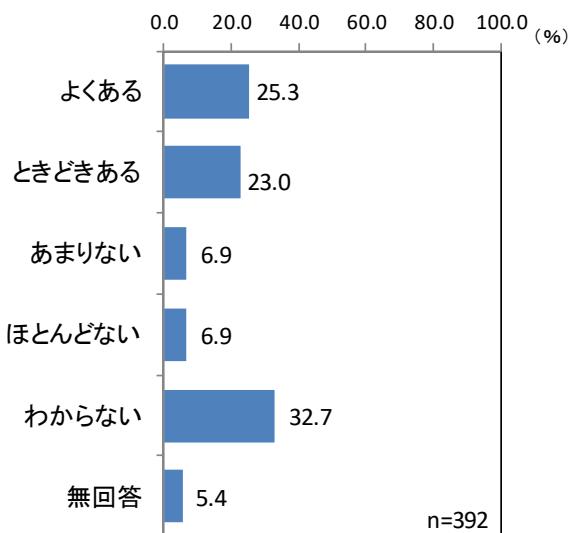
住んでいる地域での福祉活動を行う場所の確保



住んでいる地域での子どもから高齢者までが集う行事



住んでいる地域での一人暮らし高齢者
や高齢者だけの世帯等が集まる機会



(2) 今後の取り組み

地域における市民の交流・ふれあいを促進するため、各種交流行事の情報発信に努めるとともに、誰もが気軽に集うことのできる交流スペースの確保・活用を推進し、交流機会の充実を図ります。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 隣近所や趣味と共に楽しむ者同士が日常生活の延長として集い、語らいの場や楽しみの場を積極的に持つよう、心がけます。
- 地域の行事やイベントなど、楽しみながら交流できる場に積極的に参加するとともに、世代間交流の機会の創出・情報共有を図ります。
- 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。

■ 福祉事業者等

- 学校と連携し、体験学習を通じた交流を図ります。
- 福祉サービス利用者と地域住民が一緒に楽しめる行事を企画・開催します。

■ 市社会福祉協議会

- 地区福祉座談会やふれあいサロン活動などの小地域ネットワーク活動を通じて、世代間の交流やふれあいを啓発します。
- ボランティア協力校の活動を通じて世代間の交流を進めます。

■ 市（行政）

- 地域でのふれあい活動や各種交流事業の拡充を図ります。
- 市民の交流の現状や情報などを市広報誌や市ホームページを通じ広く伝え、交流を促進するとともに、他市町村の実践例等の情報収集・発信に努めます。
- 高齢者や障がい者だけでなく、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 公共施設の空きスペースを利用しやすくし、交流のための場づくりを支援します。
- 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集・発信に努めます。

（4）数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
地域で多世代が集まる行事が「年3回以上ある」とする市民の割合	16.8%	25.0%
地域で一人暮らし高齢者等が集まる機会が「よくある」とする市民の割合	25.3%	35.0%

3 地域における支え合いのしくみの構築

(1) 現状と課題

支え合い・助け合いの輪を広げるためには、地域の情報を正しく理解することが不可欠です。支援を必要とする人がどこにいるか、その人の状況はどうかなど、地域福祉を進める上での基礎的な情報を的確に把握しておくことが必要です。また、時間の経過とともに変化していく状況を踏まえ、情報更新を定期的に行う必要があります。

一方、こうした情報の必要性と裏腹に、地域社会の衰退、世代間のコミュニケーション不足など、情報把握が年々難しくなっている上、個人情報の保護に関する法律の施行により、情報を共有することが非常に難しくなっていることもあります。情報の共有と個人情報の保護をどのように両立していくかが本市でも大きな課題となっています。

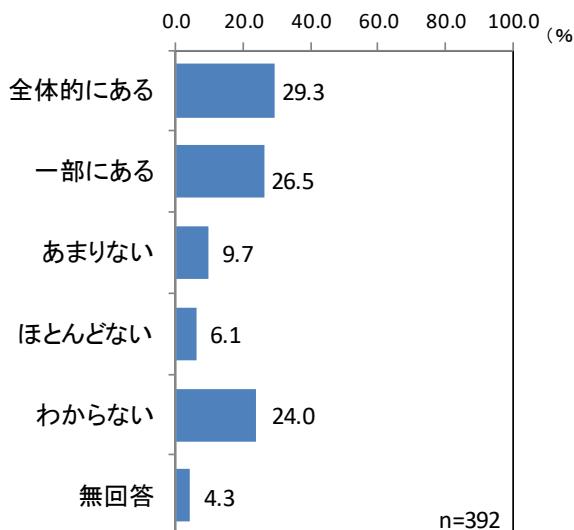
このような状況のもと、本市では平成18年度から、地域の助け合い、見守り、声かけ活動を強化するしくみづくりとして、市社会福祉協議会では、「阿蘇市やまびこネットワーク」と呼ばれる小地域ネットワーク活動を構築するための地区福祉座談会を開催しています。この活動の主体となる福祉協力員は全117行政区に設置されており、平成30年度の配置数は1,491人で24年度の1,284人から207人増加しています。

市民意識調査の結果によると、「近隣の高齢者を支える人のつながり」が「全体的にある」が最も多い29.3%ですが、「災害など緊急時の要援護者への対応」で「避難などの支援をするための仕組みをつくっている」は12.0%と、「できていない」の13.0%を下回り、「わからない」が最も多い53.1%となっています。阿蘇市やまびこネットワーク福祉協力員代表者会議などの意見をみると、ネットワークの構築が進んでいる地域とそうでない地域があるのが現状のようです。

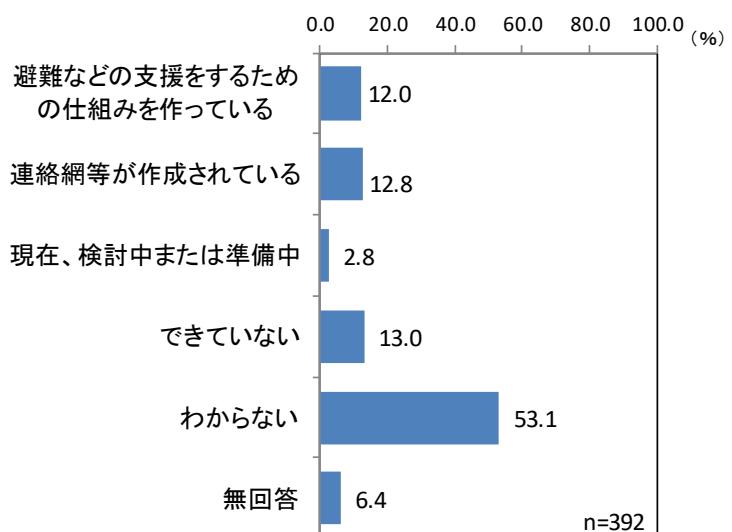
(2) 今後の取り組み

地域での「阿蘇市やまびこネットワーク」の活動をさらに進め、どこの地区の市民でも支える人のつながりが「全体的にある」、「避難などの支援をするための仕組みをつくっている」と認識できることを目指した取り組みを進めます。また、地域のさまざまな福祉課題解決のために、地域と民生委員・児童委員、市や市社会福祉協議会、福祉事業者等との連携体制の強化を図ります。

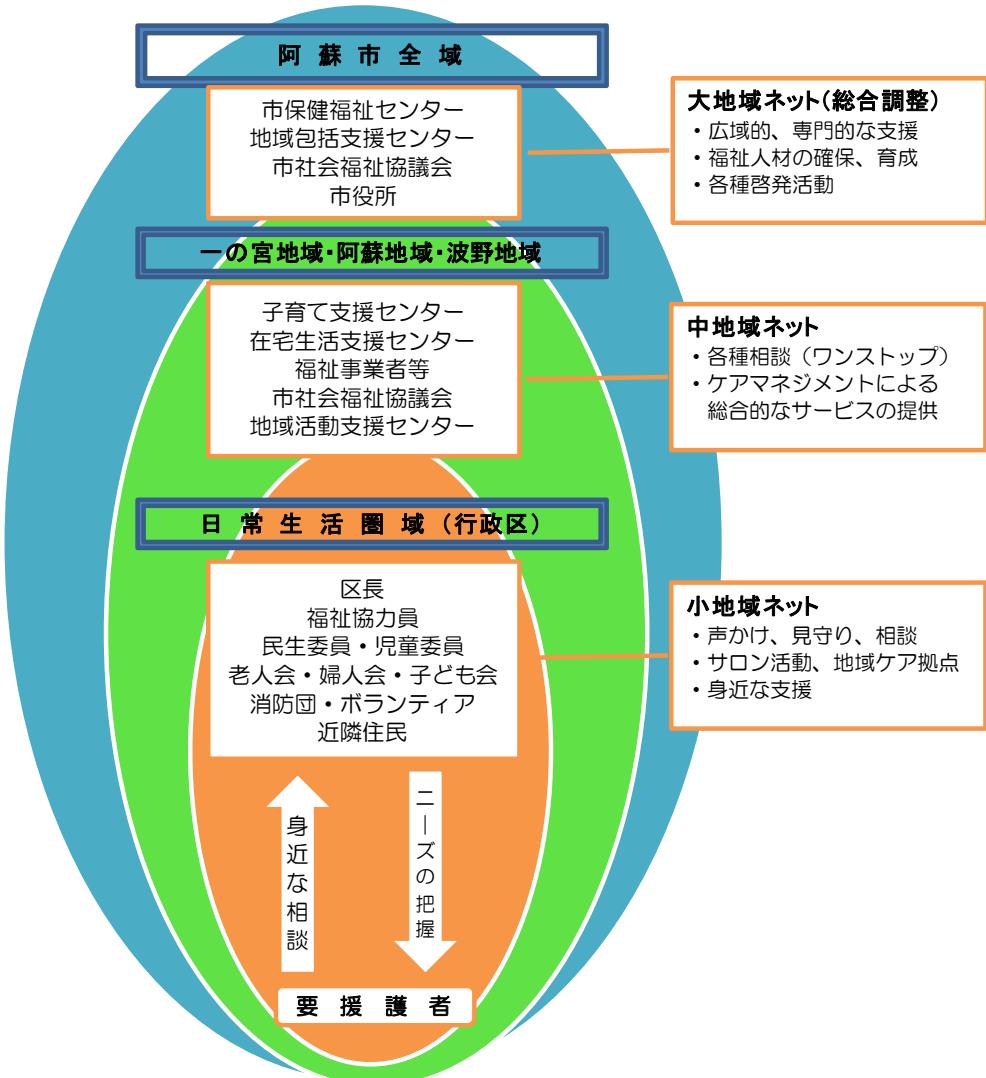
住んでいる地域での近隣の高齢者を支える人のつながり



住んでいる地域での災害など緊急時の要援護者への対応



■「阿蘇市やまびこネットワーク」の重層的地域ネットワークのイメージ



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員などの役割を理解し、その活動を積極的に活用するとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域の支え合いに必要となる情報交換に努めます。

■ 福祉事業者等

- 福祉サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげます。

■ 市社会福祉協議会

- 全行政区で地区福祉座談会を開催するなどして小地域ネットワークを構築し、各地区に設置されるネットワーク連絡会などを通じて、地域の要援護者等に関する情報提供と日常的な安否確認や見守り活動ができるように支援します。

■ 市（行政）

- 市社会福祉協議会が推進する小地域ネットワークの構築を支援するとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。
- 行政区単位の小地域ネットワークにとどまらず、一の宮地域・阿蘇地域・波野地域を想定した中地域ネット、さらには市全体を想定した大地域ネットといった重層的なネットワークの構築及び連携体制の強化を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
福祉協力員が設置されている行政区の数	117地区	現状維持
福祉協力員が設置されている行政区の割合	100.0%	現状維持
福祉協力員の配置数	1,491人	現状維持
近隣の高齢者を支える人のつながりが「全体的にある」とする市民の割合	29.3%	40.0%

4 地域福祉を担う人づくり・連携体制づくりの促進

(1) 現状と課題

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会において、とりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。地域の行政区や自治会といった地縁組織、地域住民、高齢者や障がい者等の当事者、ボランティアやNPO法人等には大きな役割が期待されることから、それらの活動に必要な情報の入手などの支援が必要となってきます。

本市では、市社会福祉協議会にボランティアセンターを置き、市民のボランティア活動への参加促進と支援を図ってきました。同センターにおけるボランティアの人員数は平成24年度の92人から平成30年度は116人に増加していますが、高齢によりボランティアの登録をやめる方が増えており、同センターのボランティアグループ・団体構成人員数は平成24年度の3,047人から平成30年度は2,278人に減少しています。

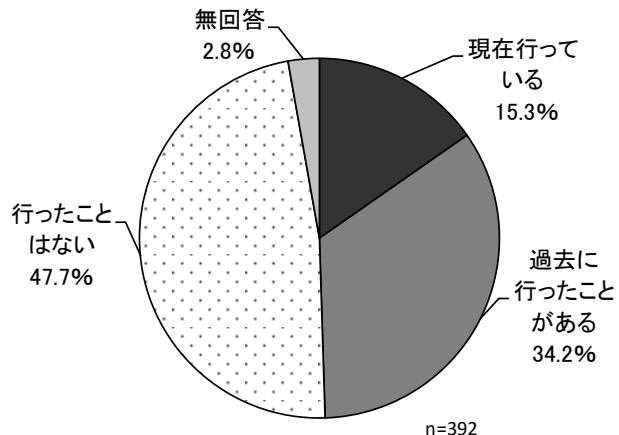
また、市民意識調査の結果では、市民のボランティア活動の参加経験者は49.5%となっており、今後、ボランティアへの参加意向のある人は34.2%となっていることから、参加意向のある人を増やし、実際の参加へ結びつけていくことが重要です。

九州北部豪雨災害や熊本地震時に多数の市民がボランティアの支援を受けたことから、ボランティアに対する評価と期待は高まっており、地域の福祉活動のリーダー的な役割を果たせる人材を発掘、育成するとともに、複合的な課題にも対応できる専門的知識を持った人材を確保していくことが必要です。また、「人づくり」からのステップアップとして、「人と人とのつながり」による新たな発展を目指すことも求められています。

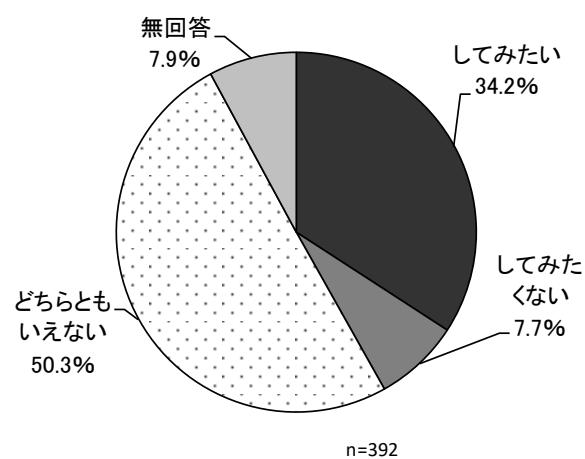
(2) 今後の取り組み

市民のボランティアへの参加機会を増やすため、ボランティア情報の収集・提供の充実を図ります。また、住民のボランティア活動への参加意欲を高めるために、市社会福祉協議会と連携し、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーの発掘・育成を推進します。併せて、ボランティア団体等の運営を支援するとともに、福祉事業所への紹介などの橋渡し役としての役割を果たし、地域福祉を担う人たちがつながりを持ち、各種団体や事業所、行政等と連携できる体制づくりに取り組みます。

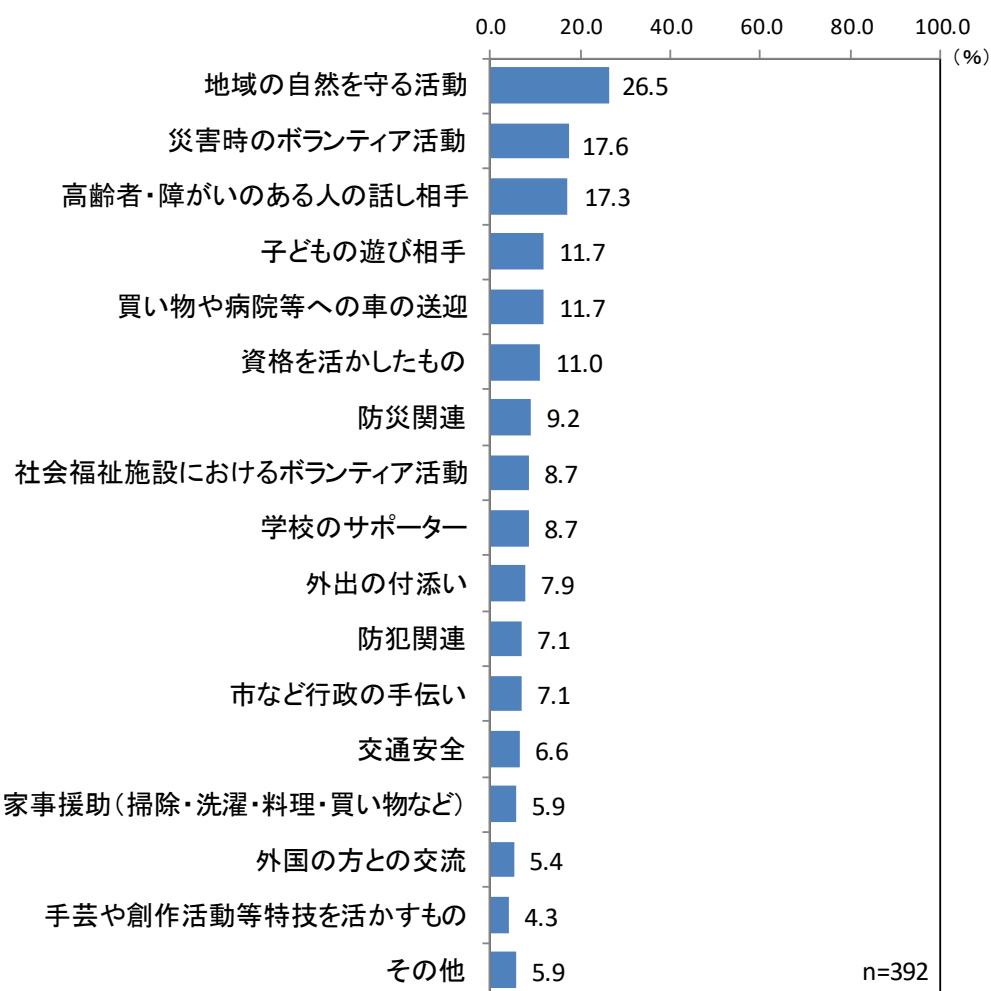
ボランティア活動の経験



ボランティア活動に対する今後の意向



今後、活動してみたいボランティアの内容



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを積極的に話し合います。
- 地域社会の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加し、地域福祉を担う人たちとつながりを持ちます。

■ 福祉事業者等

- 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。
- ボランティアの受け入れを積極的に行い、事業所内だけでなく、地域におけるボランティア活動にもつなげ、地域福祉を担う人たちや団体との連携を図ります。

■ 市社会福祉協議会

- ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
- ボランティアリーダー育成等を行う中で、地域力の増強や連携体制の強化に努めます。

■ 市（行政）

- 体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童、生徒の理解を深めます。
- 市民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。
- 市民が主体的に福祉のまちづくりに参画できるよう、各種事業を自主的に展開できるリーダーの発掘と育成に努めます。また、関係機関の連携強化を図り、複合的な課題に対応できる体制づくりを推進します。
- 自殺や生活困窮を未然に防ぎ、「生きやすい社会」をつくるため、身近な人の自殺の危険を示すサインや生活状態の異変に気づく人材の養成のあり方について検討します。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティア個人人員数	116人	150人
阿蘇市人口に占めるボランティア人口の割合	8.6%	15.0%

5 心のバリアフリー・多様性の理解促進

(1) 現状と課題

地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。例えば、普段の生活に問題の少ない健常者にとってあまり気にならないことであっても、高齢者や障がい者などにとっては、生活の不便や孤独感など、様々な問題や悩みを抱えていることが少なくありません。支え合い・ふれあいのまちをつくっていくためには、地道にお互いの立場を知り、理解し、認め合うことが大切です。

また、子どもや高齢者、さらに、障がい者への虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)等が社会問題化しています。虐待や暴力は人権問題であるとの認識に立って、関係機関が連携し、その防止に努めるとともに、早期発見のための仕組みづくりや当事者への相談・支援・保護、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者または保護者として支援するなどの体制を強化していくことが重要です。

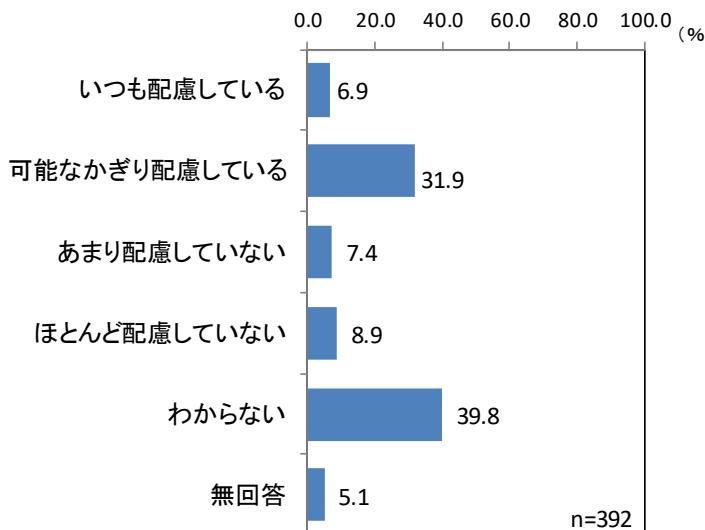
市民意識調査の結果によると、「地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮」は「いつも配慮している」が 6.9%、「高齢者以外の福祉課題等についての話し合う機会」が「定期的にある」が 2.8%となっており、市民が多様性を理解したり、行動する機会は少ない状況にあることがうかがえます。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーション※の理念の浸透を図るためには、各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動などを通じて障がいのある人とないとのふれあいを促進していく必要があります。また、貧困や失業に陥った人々、障がいのある人々、ホームレスの状態にある人々などを社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合する「共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン※)」という視点に立って、支え合い・ふれあいのまちづくりを推進していく必要があります。

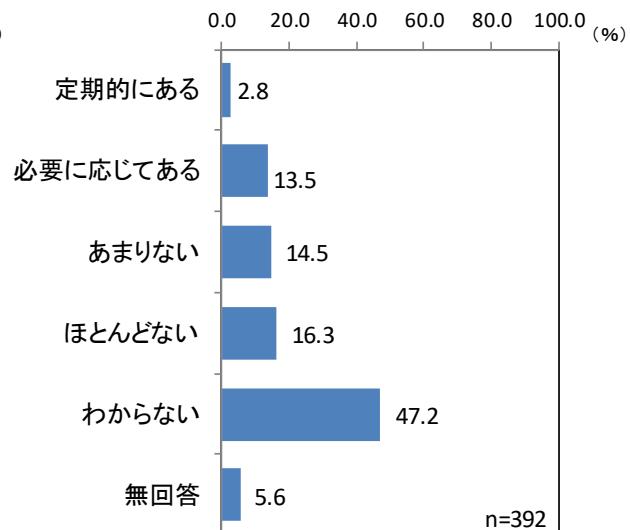
※ノーマライゼーション: 高齢者や若者も、障がいのある人もない人も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るために、共に暮らし、共に生きぬくような社会こそ、正常であるという考え方

※ソーシャル・インクルージョン: 全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念

地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮



高齢者以外の福祉課題等についての話し合う機会



(2) 今後の取り組み

行政区や学校、市社会福祉協議会、地域の福祉事業者等との連携により、各種啓発活動や福祉教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、心のバリアフリーと多様性の理解を促進します。また、誰もが基本的人権の尊重という視点に立って、今日において発生している様々な人権問題の解決に向けて積極的に取り組みます。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 高齢者や障がい者に対する思いやりの心を育み、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。

■ 福祉事業者等

- 高齢者や障がい者など、当事者の立場を体験する機会の充実に努めます。
- 障がいや障がい者に対する理解を促進するため、障害福祉サービス利用者と地域住民との交流の場づくりに努めます。
- 福祉機器を取り扱う事業者においては、ユニバーサルデザインによる製品の紹介、普及に努め、共に生きる社会づくりを支援します。

■ 市社会福祉協議会

- 福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。
- 各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図ります。

■ 市（行政）

- 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、刑を終え更生に努める人などに対する人権課題及びインターネットの悪用による人権侵害など、様々な人権問題の防止を図るため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 子どものうちから人権尊重の意識を育むための小中学校における人権教室などを活用した人権教育、さらに、人権週間やイベント等での人権啓発活動を通じて、様々な偏見や差別意識を解消し、人権尊重の意識を高める人権擁護活動を推進します。
- 高齢者及び障がい者、児童虐待の早期発見・早期対応、予防啓発等に努め、虐待防止を推進します。
- 虐待や暴力、介護などの問題に関し、児童相談所や地域包括支援センター、県の各相談センター、保健所などの相談窓口を周知するとともに、各相談機関の連携体制の充実強化に努めます。
- 日常生活での様々な困りごとや人権にかかわる問題の相談などのために、心配ごとや人権に関する相談を受ける体制を整えるとともに市広報誌や市ホームページ等で広く周知を図ります。

- 地域・家庭教育・職場等において、男女共同参画の意識を育みます。市民や中小学生にわかりやすい男女共同参画の推進を図るために講演会やセミナーを開催し、学習機会の充実を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
地域行事の際の高齢者や障がい者に対する配慮を「いつもしている」とする市民の割合	6.9%	15.0%
高齢者以外の福祉課題等（障がい者の生活支援、子育て支援など）について話し合う機会が「定期的にある」とする市民の割合	2.8%	10.0%

基本目標2 利用者本位のサービスが受けられるまちづくり

1 きめ細かな相談支援体制づくり

(1) 現状と課題

地域の中では、行政、社会福祉法人、NPO法人など様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者別、縦割り型のサービス提供体制のもとでは、相談窓口や情報、対応についての一貫性や情報の共有化などなされておらず、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくくなっているという側面があります。

核家族化が進行し、地域で孤立して子育てに不安を抱える保護者も少なくないことから、子育て支援の相談業務の充実を図ることが重要です。障がいのある人に対しては、様々な障がい(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病患者等)について、専門的な相談に対応できる職員の育成と確保をしていくことが重要です。高齢者や介護については、地域包括支援センター事業の拡充によって対応していく必要があります。

また、学校内で発生するいじめについては、学校、関係機関、保護者が一体となって、いじめを未然に防ぐための意識づくりや、いじめを見逃さない意識づくりを行うとともに、被害にあっている児童・生徒や保護者が安心して相談できる体制を構築することが必要です。

市民意識調査の結果によると、組織力や活動、住民意識、地区内のネットワークは比較的高得点となっていますが、相談体制づくりに関する「地域活動の中での専門機関との交流」「専門機関との十分な連携」「民生委員・児童委員や福祉協力員との相談頻度」の得点が低くなっています。「わからない」という回答が多い)、市全体で地域福祉を推進する上の大きな課題であることがうかがえます。広報及び情報提供に関する設問の中では、特に「福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い」と「住民同士の福祉課題の共有化」に課題があることが示唆されています。

市民に、本市や関係機関には、どのような相談窓口があるか、そこではどのような相談を扱っているのかを、知つもらうため、相談体制についての情報提供を充実させていくことも重要です。また、相談・支援体制を全体として充実させていくために、相談者の相談

内容を的確に理解し、各分野の専門的な相談窓口・相談員へと相談者を紹介していく仕組みをつくり、自殺や生活困窮者なども含めた様々な問題の把握を進めていくとともに、多様化・複雑化する福祉課題に十分に対応できるよう、専門的な知識をもった相談員の育成と確保に努めることも大切です。

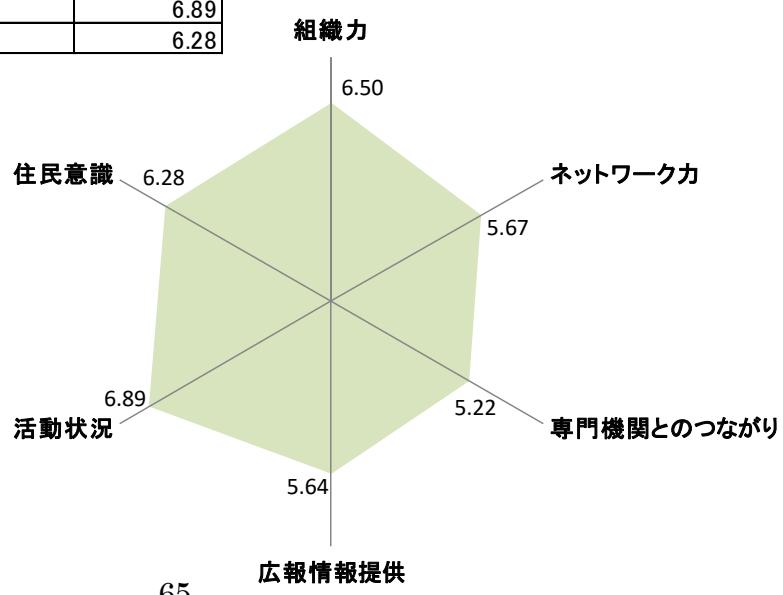
(2) 今後の取り組み

福祉サービスに関する情報提供の充実をさらに図るとともに、小地域ネットワークをベースにした、身近なところで様々な人が相談を受けられるような地域のしくみづくりを引き続き推進します。こういった地域のしくみづくりと連携した市や市社会福祉協議会のワンストップ相談窓口（1か所または1回で関連する手続き等を同時に完了できる、たらい回しにされない窓口）の整備を図ります（P70 図参照）。また、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談窓口のさらなる体制強化を図るとともに、関係機関との連携のもと、地域にある「インフォーマルサービス」※を含めた人的、物的、技術的資源を組み合わせたケアマネジメントを推進します。

※「インフォーマルサービス」：自治体や専門機関などフォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援ことをいいます。

市民意識調査での地域福祉力評価

指標	設問番号	回答者全体の平均得点
総合得点	問31～問35 問37～問55	36.19
組織力	問31～問34	6.50
ネットワーク力	問35と問37～問39	5.67
専門機関とのつながり	問40～問43	5.22
広報情報提供	問44～問47	5.64
活動状況	問48～問51	6.89
住民意識	問52～問55	6.28

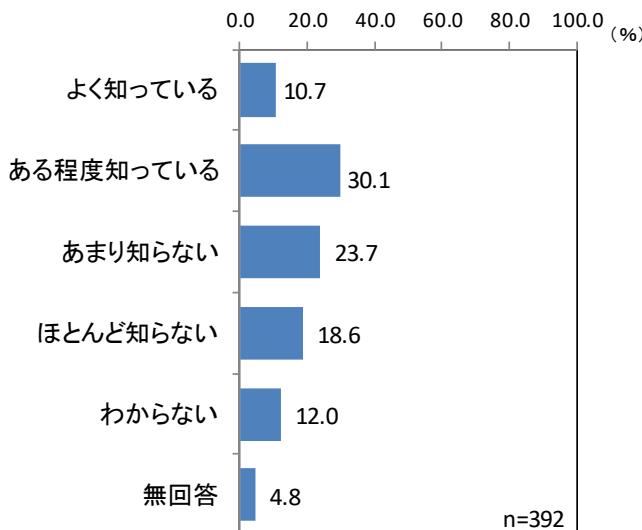


市民意識調査での専門機関とのつながり及び広報等の評価

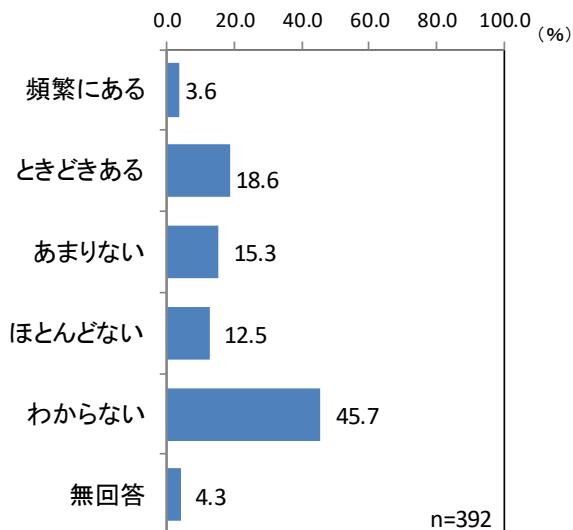
専門機関とのつながり	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問40 福祉課題を相談できる機関の認知度	392	42	118	93	73	47	19	
	100.0	10.7	30.1	23.7	18.6	12.0	4.8	
問41 地域活動の中での専門機関との交流	392	14	73	60	49	179	17	
	100.0	3.6	18.6	15.3	12.5	45.7	4.3	
問42 専門機関との十分な連携	392	22	73	32	41	206	18	
	100.0	5.6	18.6	8.2	10.5	52.6	4.6	
問43 民生委員・児童委員や福祉協力委員との相談頻度	392	9	85	41	35	208	14	
	100.0	2.3	21.7	10.5	8.9	53.1	3.6	

広報及び情報提供	合計	高評価			低評価		わからない 0点	無回答 0点
		4点	3点	2点	1点			
問44 地域での広報活動に対する満足度	392	43	166	49	21	93	20	
	100.0	11.0	42.3	12.5	5.4	23.7	5.1	
問45 地域での福祉に関する研修会、学習会、懇談会等の開催	392	23	90	15	167	0	97	
	100.0	5.9	23.0	3.8	42.6	0.0	24.7	
問46 福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い	392	14	90	35	37	196	20	
	100.0	3.6	23.0	8.9	9.4	50.0	5.1	
問47 住民同士の福祉課題の共有化	392	4	92	44	51	179	22	
	100.0	1.0	23.5	11.2	13	45.7	5.6	

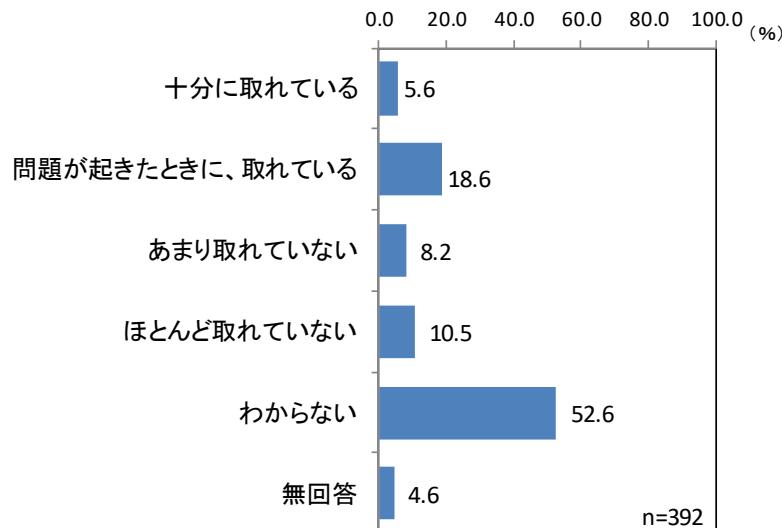
福祉課題について相談できる機関の認知度



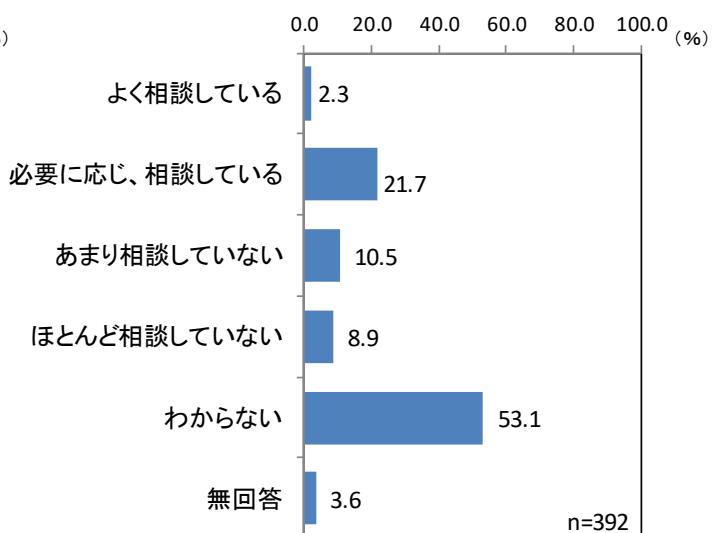
福祉事業所、医療機関、相談機関等との交流頻度



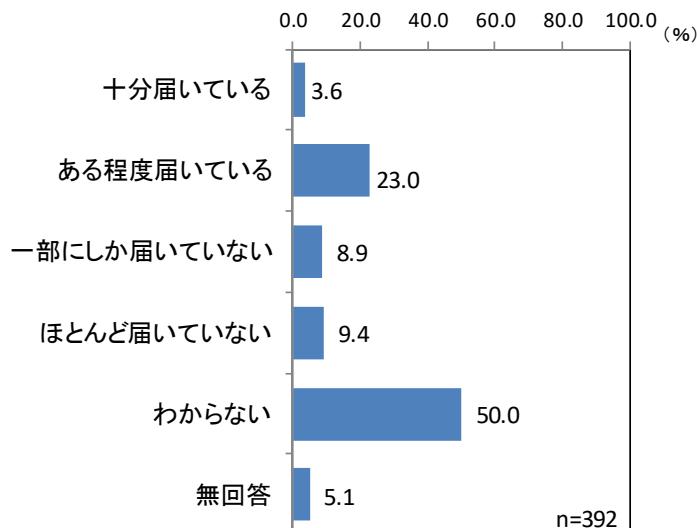
福祉事業所、医療機関、相談機関等との
福祉課題解決のための連携



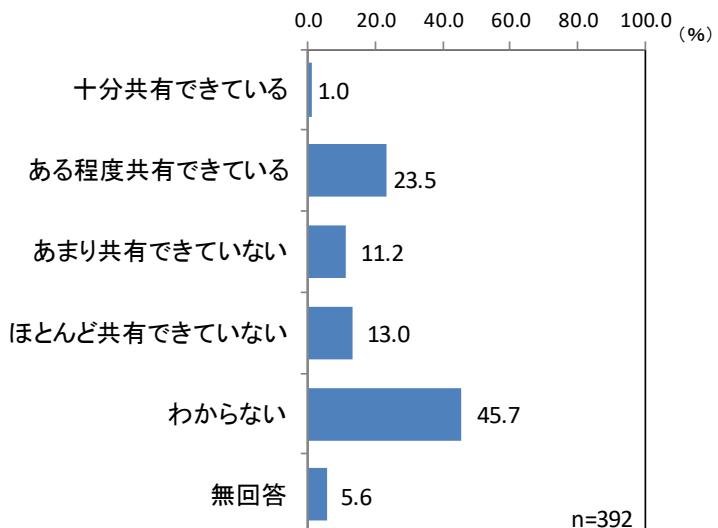
民生委員・児童委員や福祉協力員などに
対する相談頻度



福祉の制度やサービスを必要とする人への
情報の到達度



住民同士の福祉問題についての共有状況



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 広報誌やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解を深めます。
- 民生委員・児童委員や福祉協力員のみならず、住民一人ひとりが身近な相談窓口として相談に乗り、しかるべき機関につなげるとともに、支援を必要としている人の把握等、地域における情報の収集に努めます。

■ 福祉事業者等

- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、行政や市社会福祉協議会などの相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一躍を担います。
- 地域ケア会議の開催等による地域福祉ケアマネジメントに、専門的な立場で参加・協力を行います。

■ 市社会福祉協議会

- 小地域ネットワーク活動の活性化により、地域の身近な支援体制の整備を図ります。
- 行政との連携を強化し、福祉や法律等の専門家などによる総合相談機能の充実を図ります。

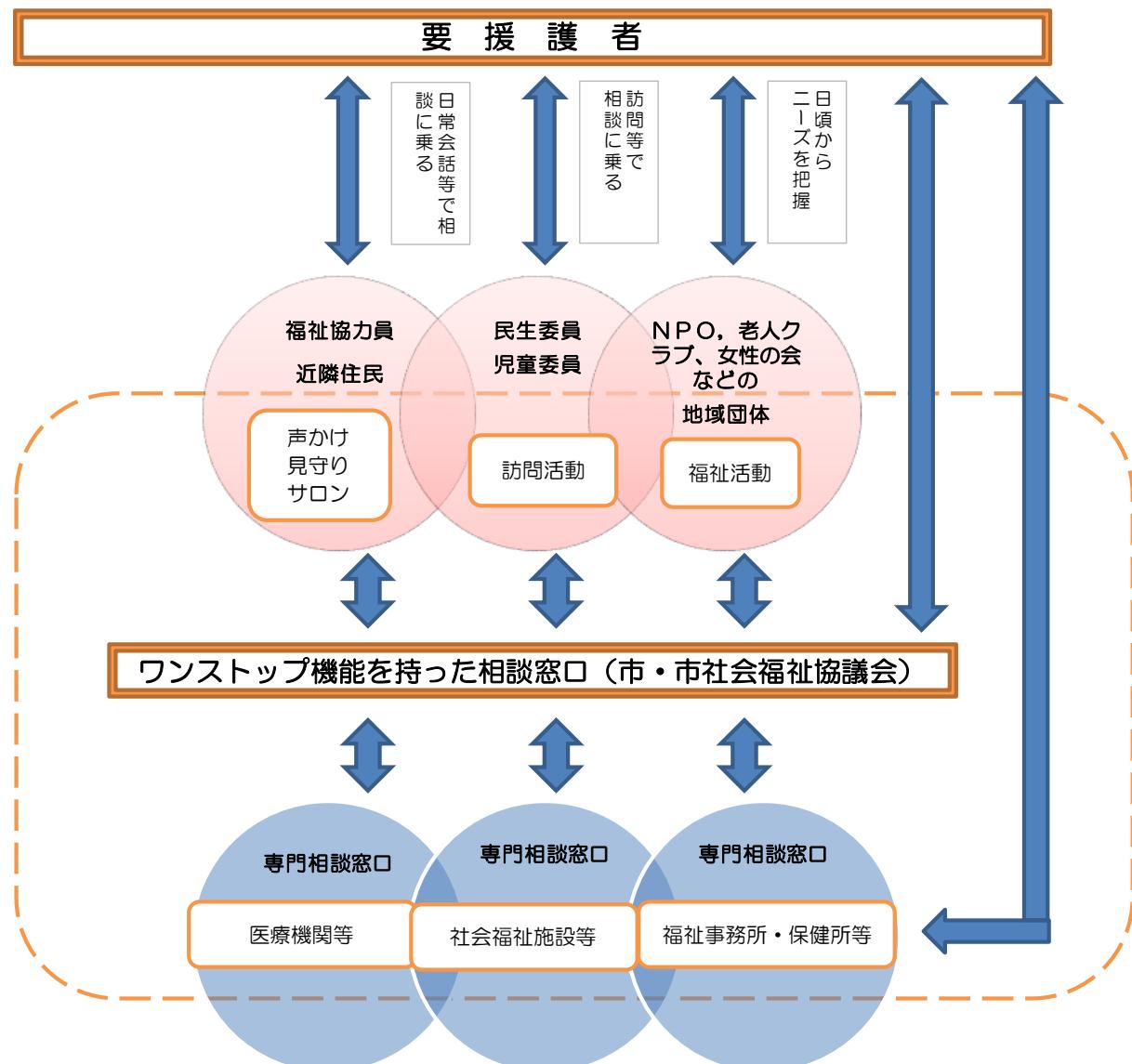
■ 市（行政）

- 市広報誌への掲載や出前講座の開催等により、福祉制度やサービス提供のしくみ、さらにはサービス事業者の情報など、わかりやすい情報提供に努めます。
- 専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、地域包括支援センターなど、ワンストップ機能を持った相談窓口としての体制強化を図ります。
- 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者連絡会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事など福祉を支える専門的な人材の確保を支援します。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
福祉課題を相談できる機関を「よく知っている」とする市民の割合	10.7%	20.0% ➡
地域活動の中での専門機関との交流が「頻繁にある」とする市民の割合	3.6%	10.0% ➡
専門機関との連携が「十分に取れている」とする市民の割合	5.6%	15.0% ➡
民生委員・児童委員に「よく相談している」とする市民の割合	2.3%	10.0% ➡
福祉の制度やサービスを必要とする人に情報が「十分に届いている」とする市民の割合	3.6%	10.0% ➡
住民同士で福祉課題が「十分共有できている」とする市民の割合	1.0%	10.0% ➡

■ 身近な相談支援体制(各種相談のネットワーク化)のイメージ



2 適切なサービス利用促進のためのしくみづくり

(1) 現状と課題

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるための環境整備が必要です。しかし、実際には、事業者の特徴やサービスの質を見極めるための情報が不足しており、自分にとって最適なサービスを選択できないケースや、判断能力が不十分なため利用できないケースなど、必ずしも利用しやすい環境が整っているとは言えません。

利用者本位という考え方からすれば、福祉サービスの種類だけでなく、サービスの質や事業者の経営内容についてもわかるような情報提供が必要です。

市民意識調査の結果によると、「福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度合い」で「十分に届いている」との回答は3.6%しかありません。

現在、県と県社会福祉協議会が連携して、第三者評価を含めた福祉サービス評価システムの普及促進を図っています。今後は利用者が事業者ごとのサービスの質などを比較検討できるよう、事業者の積極的な情報提供をさらに促進する必要があります。

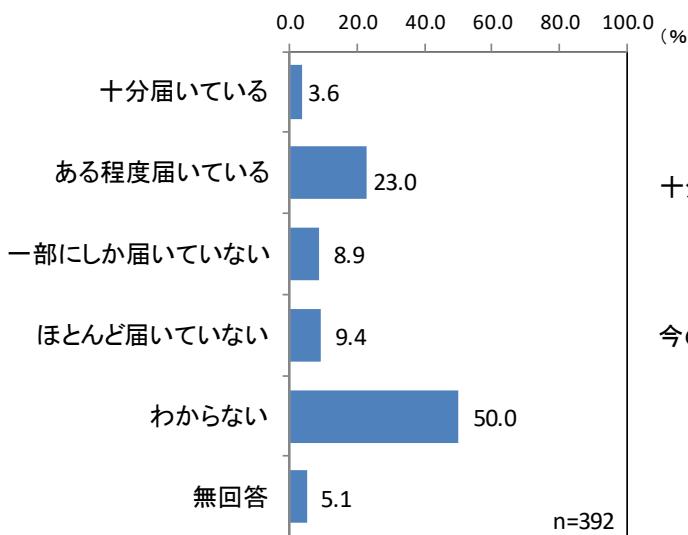
また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）が社会福祉協議会によって実施されています。今後も引き続き、この事業の普及・啓発を図り、利用促進に努めていく必要があります。

一方、利用後の苦情については、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、話し合い等で解決できない場合には県社会福祉協議会に設置されている「熊本県福祉サービス運営適性化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、市や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出を行うことが認められています。このような苦情解決体制が整備されていることを周知していくことが重要です。

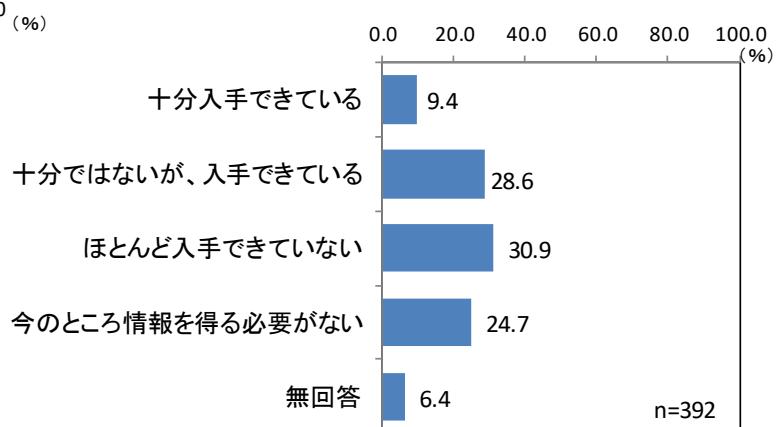
(2) 今後の取り組み

福祉サービス事業者に対し、第三者評価の実施と結果の公開を引き続き促すとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知・普及に努め、適切なサービスの利用促進を図ります。また、苦情解決制度の周知を図り、万一の場合の迅速な問題解決につなげます。

福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度（再掲）



自分に必要な福祉サービスの情報の入手状況



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- サービス事業者に関する情報や苦情対応についての情報の共有化を図ります。

■ 福祉事業者等

- 事業者自ら第三者評価を実施し、その結果を地域住民に公開していきます。
- 入所契約時の事前説明など、契約当事者としての説明責任を果たします。
- 苦情受付担当者の配置や第三者委員の設置など、事業者内での苦情解決体制の整備を進めます。

■ 市社会福祉協議会

- 県社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業に協力し、利用者と地域福祉権利擁護事業の支援員との連絡調整に努めます。

■ 市（行政）

- 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業、さらには苦情解決のしくみの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。
- 市広報誌や市ホームページ、福祉関連施設等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報提供に努めます。また、障がい者などに配慮し、必要とする誰もが円滑に福祉サービスの情報を入手できるシステムづくりに努めます。

（4）数値目標

管 理 目 標	平成30(2018) 年度	目標 新元号6(2024) 年度
福祉の制度やサービスを必要とする人に情報が「十分に届いている」とする市民の割合（再掲）	3.6%	10.0%
自分に必要な福祉サービスの情報が「十分入手できている」とする市民の割合	9.4%	20.0%
県福祉サービス第三者評価を受診したことのある事業所数	2件	5件

3 福祉サービスの充実

(1) 現状と課題

市民が、地域の中で、自分に合った適切な福祉サービスを受けることができ、安心して生活できる環境が求められています。

子育て支援では、子育て家庭それぞれの実情に柔軟に対応できるよう、各種保育サービス等の充実と多様化を一層進めが必要です。

高齢者支援では、介護保険に基づく介護サービスと、地域生活の自立支援のための福祉サービスを提供していますが、今後も、サービス利用者の増加が見込まれることから、さらなるサービスの充実が求められます。また、要介護者のみならず、重い介護負担を負っている家族に対する、相談体制やケアの充実に取り組むことも必要です。

障がい者支援では、障がいの特性に応じるために相談支援体制を充実させるとともに、さまざまな福祉サービスを充実させることが重要です。

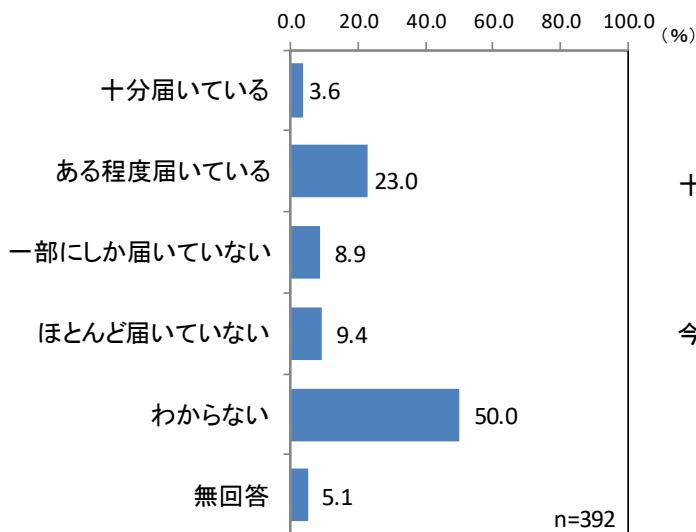
また、生活に困窮する人の数も、急速な高齢者人口の増加やさまざまな家族形態変化に伴って増加する傾向にあることから、関係機関との連携強化を図り、早期発見、早期支援の体制を一体的、総合的に推進することが求められています。

市民意識調査の結果では、福祉の制度やサービスを必要とする人に情報が、「十分届いている」または「ある程度届いている」と回答した人は4人に1人程度となっており、サービスを必要としている人に情報が届くよう、福祉関連情報の提供体制の一層の充実を図ることも課題です。

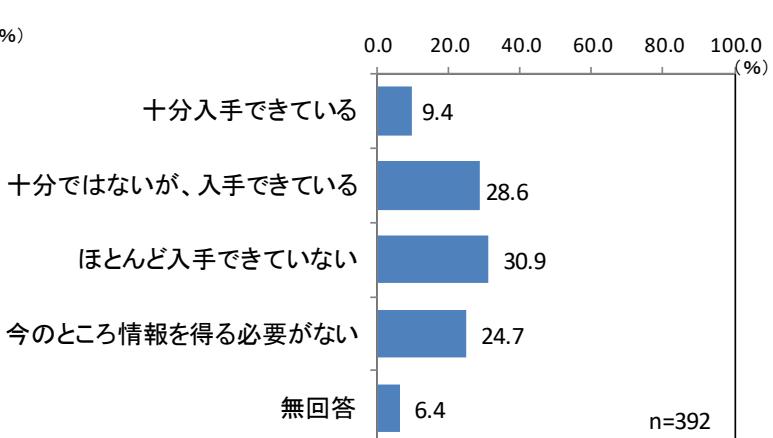
(2) 今後の取り組み

子育て家庭、高齢者、障がい者、生活困窮者等を対象とした福祉サービスの充実を図るとともに、福祉関連情報の提供体制の一層の充実を図ります。

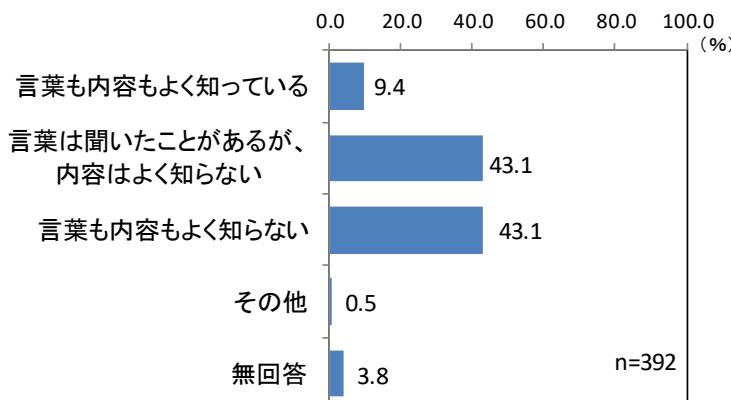
福祉の制度やサービスを必要とする人への情報の到達度（再掲）



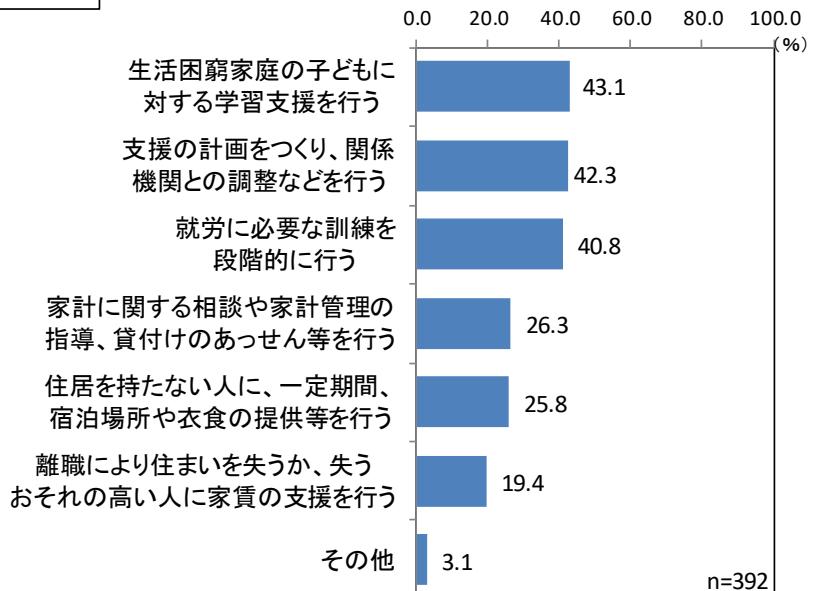
自己に必要な福祉サービスの情報の入手状況（再掲）



生活困窮者自立支援法の認知度



生活困窮者に対する支援として必要と思う取り組み



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 悩みごとを一人で抱え込まず、早めに気軽に相談します。
- 支援や福祉サービスを必要とする人が身近にいないか気にかけ、早期発見・早期支援につなげます。
- 地域で福祉サービスや支援を必要とする人たちを見守ります。

■ 福祉事業者等

- 福祉活動を通じ、専門的な福祉サービスの情報や福祉の課題を地域にわかりやすく提供していくよう努めます。
- 福祉サービスや支援を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう、地域と一緒に支援します。
- 支援や福祉サービスを必要とする人の早期発見、早期対応に努めます。

■ 市社会福祉協議会

- 福祉活動を通じ、専門的な福祉サービスの情報や福祉の課題を地域にわかりやすく提供していくよう努めます。
- 小地域ネットワーク活動を展開させ、各地区における支援を必要とする人の見守り活動への取り組みを支援します。
- 支援や福祉サービスを必要とする人の早期発見、早期対応に努めます。

■ 市（行政）

- 市広報誌や市ホームページ、福祉関連施設、民生委員・児童委員等を活用し、保健・医療・福祉に関する幅広い情報提供に努めます。また、障がい者などに配慮し、必要とする誰もが円滑に福祉サービスの情報を入手できるシステムづくりに努めます。
- 多様な子育て層のニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、安心して子どもを預けられる環境づくりを進めます。また、障がい児の受け入れ体制の整備を図るとともに、事業所による保育士確保策を支援します。
- 高齢者が住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることが出来るようにするため、福祉サービスの拡充に取り組みます。特に援助が必要な高齢者に対し日常生活の支援を図るための事業を行うとともに、ニーズの多様化により、支援内容が複雑化しているケースについては関係機関との連携を図りながら解決に向けた支援を行います。
- 障がい者への福祉サービスや情報提供の充実を図るとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児給付を円滑に提供

できるように努めます。また、障害福祉サービス等の利用者を対象として、サービス等利用計画の作成・見直しなどを計画相談支援事業所による相談支援業務を充実させ多様なニーズに応えていきます。

- 「障害者総合支援法」に基づき、障がい者手帳を持たない難病患者に対しても障害福祉サービスの提供を行います。
- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活困窮者対策を関係機関とともに一体的に実施します。
- 生活に困窮する人からの相談を自立相談支援機関で行い、その抱えている課題を適切に評価・分析し、自立相談支援、家計相談支援、子どもの学習支援、住居確保給付金の各種事業を実施します。また、関係機関との連携強化を図り、フードバンク事業などの各種支援事業を展開し、早期発見、早期支援の体制を一体的、総合的に推進していきます。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標	
		新元号6(2024)年度	
保育所の受入児童数 ※認定こども園2・3号を含む	952人	950人	↗
放課後児童クラブ（学童保育）の受入児童数	279人	300人	↗
市高齢者人口に占める介護保険の要支援・要介護認定率	22.0%	20%	↗
障害福祉サービスの利用率（障害福祉サービスをしている人数／障害者手帳所持者）	16.8%	20%	↗

4 地域共生社会の実現に向けたしくみづくり

(1) 現状と課題

高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の各団体や市民が連携し、地域共生社会の実現に向けたしくみづくりが求められています。

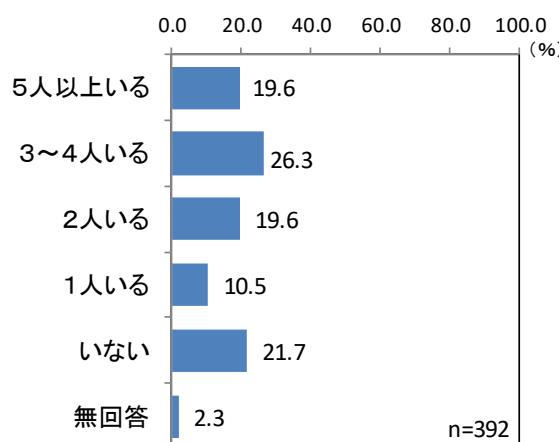
高齢者については、地域包括支援センターを中心として、高齢者の多様なニーズ・相談に総合的に対応するとともに、介護予防等の事業に積極的に取り組んでいくことが求められています。

また、障がい者が、地域で自立して生活するため、自分に最も合った福祉サービスを受けることができるよう、サービス利用計画の作成の充実を図ることも重要となっています。

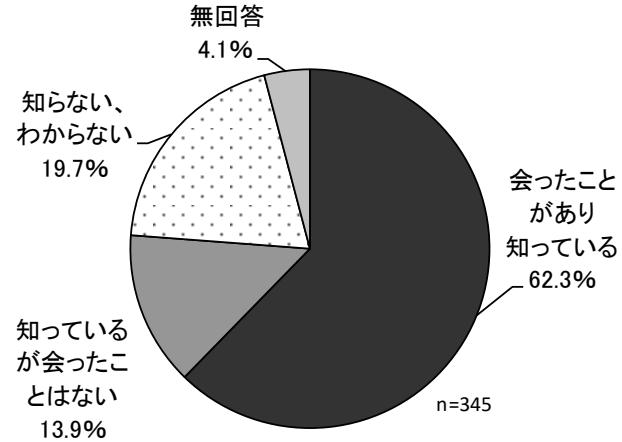
近年、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯が増加していますが、地域の中で孤立することがないよう、民生委員・児童委員や地域の市民による声かけや、訪問による安否確認等の活動を定着させていくことが課題です。また、地震等の災害が発生した時に、高齢者や障がい者、子どもなどを迅速に支援できるよう、要支援者の把握をすることも必要です。

また、子育て不安を抱えて地域で孤立している保護者や生活困窮者、自殺を図る人も少なくないことから、関係機関が連携して、支援体制の充実を図ることも重要となっています。

近所で気軽に相談できる人の有無



民生委員・児童委員の認知度



(2) 今後の取り組み

高齢者、障がい者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし、共に支え合う地域共生社会の実現のため、地域包括ケアシステムの構築などの取り組みを推進します。また、一人ひとりの住民が、地域の課題解決を他人事ではなく、「我が事」として受け止めて取り組み、課題を縦割りではなく「丸ごと」受け止め支援するしくみづくりに向け、保健福祉の分野にとどまらず、分野や職種を超えて、商工業や農林業などあらゆる方面的地域の人たちの参画・協働のもと、地域や関係機関と連携し、支援体制の整備を図ります。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 支援や福祉サービスを必要とする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。また、必要に応じ、相談機関へつなぎます。
- 買い物や散歩、声かけなどをを行い、地域で支援を必要とする人たちを見守ります。

■ 福祉事業者等

- 福祉活動を通じ、支援を必要とする人たちに必要な情報を地域に提供していくよう努めます。
- 福祉活動を通じた支援を必要とする人たちの情報について関係機関と情報を共有し、課題解決に向けた積極的な支援活動を行います。

■ 市社会福祉協議会

- 小地域ネットワーク活動を展開させ、各地区における支援を必要とする人たちの見守り活動への取り組みを支援します。

■ 市（行政）

- 高齢者が地域において、健康で自立した生活を送ることができるよう地域包括支援体制の充実を図ります。特に、増加する要支援者に対応するため介護支援専門員等の福祉人材の確保に努めます。
- 民生委員・児童委員の協力のもと、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯、障がい者、子どもなどの要援護者、要支援者を抱える世帯の状況把握に努めます。

- 障害福祉サービス等の利用者を対象に、サービス等利用計画の充実を図り、地域ケア体制の充実を目指します。
- 子どもやその家庭に対するきめ細やかな支援かつ地域ケア体制の充実を図るために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関とのネットワークを構築し、その活用を進めます。
- 高齢者や障がい者、子どもとその家庭が地域で安心して生活できるよう地域ケア体制の構築に努めます。
- 困難ケースにおいては関係部署や社会福祉協議会などの関係団体と協力し、様々な支援・対応を行います。
- 生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活困窮者対策を関係機関とともに一体的に実施します。(再掲)
- 生活に困窮する人からの相談を自立相談支援機関で行い、その抱えている課題を適切に評価・分析し、自立相談支援、家計相談支援、子どもの学習支援、住居確保給付金の各種事業を実施します。また、関係機関との連携強化を図り、フードバンク事業などの各種支援事業を展開し、早期発見、早期支援の体制を一体的、総合的に推進していきます。(再掲)
- 地域共生社会の実現に向け、保健福祉の分野にとどまらず、分野や職種を超え、商工業や農林業などあらゆる方面的地域の人たちの参画・協働を促進します。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標
		新元号6(2024)年度
近所で気軽に相談できる人が「いない」とする市民の割合	21.7%	10.0%
民生委員・児童委員に「会ったことがあり知っている」とする市民の割合	62.3%	70.0%

基本目標3 健康で生きがいの持てるまちづくり

1 地域ぐるみで健康づくり

(1) 現状と課題

健康はすべての人にとっての願いであり、市民一人ひとりの健康は地域福祉を支える基盤でもあります。しかし、高齢化や食生活及び生活様式の多様化が進展する現状では、生活習慣病が増加し、健康を維持していくことが難しくなりつつあります。

市民が生涯を通じて、心身とも健康で生きがいをもって生活していくためには、市民一人ひとりが日頃から継続的な健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

そのためには、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康づくりが必要です。

近年、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が増加しており、その予防、早期発見・治療のため、本市では、保健センターを中心として啓発から健診、保健指導まで幅広い取り組みを行っています。

乳幼児については、乳幼児健康診査を実施し、健診終了後のフォローアップ体制の充実も含めて、保健・医療・福祉の関係機関が連携を強化し、適切な療育・支援を受けられる体制を整備していくことが重要です。

また、一般向けの健康づくりのためには、日頃から健康診査を受け、自分の健康状態を把握しておくことが大切です。各種の健診を受けることは、様々な病気の早期発見の機会となるだけでなく、健康に対する知識を高め、病気を予防することにつながります。

こうしたことから、市民一人ひとりに対して、健康診査を受け必要に応じて、保健指導を受けることの大切さを知らせていくとともに、各種健診、保健指導体制の充実を図っていく必要があります。さらに、適度な運動・スポーツや、バランスのとれた食生活なども健康づくりには欠かすことができないことから、各種スポーツ施設の利用促進を図るとともに、食について学習する機会を増やすことなども必要です。

今後は関係機関や事業者も含めて、地域で健康づくりの輪を広げていくことが、地域の活力源となり、地域福祉推進の大きな力になると思われます。

(2) 今後の取り組み

住民一人ひとりに加え関係機関や事業者も含めて、健康づくりの意識を高め、地域ぐるみで健康づくりを実践することによって、健康寿命の延伸を図ります。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 住民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善等、健康づくりを実践します。
- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。

■ 福祉事業者等

- 健康の増進・維持・回復、リハビリテーションなど、専門的な情報の発信を行います。
- サービス利用者の健康増進はもとより、地域とともに健康づくりの輪を広げる取り組みに努めます。

■ 市社会福祉協議会

- 介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。

■ 市（行政）

- 健康日本21の推進を通じ、自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
- 健診などを通じた市民の健康情報管理、経年的な情報提供などにより、市民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- 食生活改善推進員等、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。
- 自殺が増加しており、健診等での把握に努めるとともに、地域福祉関係団体と連携を密にして早期発見に努めます。また状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくりなど自殺対策の視点による取り組みを推進します。
- 少子高齢化が進展しているなか、独居世帯、高齢者世帯等では地域医療機関との関わりが必要となっていることから、関係部署や医療機関との情報共有や連携を密にします。

- かかりつけ医の紹介を図り、地域の医療機関との連携を密にしていきます。また、困難事例の対処については、庁内の関係者はもとより、病院や介護施設等との連携強化を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
日常生活において定期的に運動を行っている人の割合	18.8%	35.0%

2 介護予防の推進

(1) 現状と課題

年齢を重ねても生涯現役を目指し、住み慣れた地域の中で自立した生活をおくっていくことは誰もが願うことです。しかし、昨今の核家族化や生活様式の多様化が進む中で、健康や老後に不安を抱いている方が増加していることも確かです。

こういった不安を解消していくためには、各種教室や広報誌などで介護予防意識の啓発に努めるとともに、住民の主体的な介護予防活動の実践を促進することが大切です。本市では、介護予防教室（いきいき教室）のほか、ふれあいサロン活動がほとんどの行政区で行われています。今後は、介護予防を個人から集団へと展開していくことを目指して、行政や関係機関、事業者、民生委員・児童委員、老人クラブ、区長等が連携をさらに密にして、地域ぐるみで展開していくことにより、地域力や地域の福祉力をつけていくことが必要です。

なお、高齢者関係事業所を対象としたヒアリング結果をみると、介護予防サロンの運営の課題として、場所の整備や移動手段の確保、地域や参加者の認識を変えていく取り組みの必要性などが指摘されています。

(2) 今後の取り組み

介護予防に関する知識の普及と介護予防意識の啓発に努めるとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ、区長、関係事業者等が連携・協働し、行政区単位における介護予防活動の実践を促進することにより、地域の福祉力を充実します。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 住民一人ひとりが、日々の生活中で元気度を確認するとともに、地域においても見守り合います。
- 地域で開催される介護予防教室（いきいき教室）等に積極的に参加します。

■ 福祉事業者等

- 自立に向けたセルフケアを支援していきます。
- 介護予防に関する知識の伝達により、住民の意識の啓発に努めます。

■ 市社会福祉協議会

- 介護予防の観点から、各種の研修やスポーツ・文化事業を実施し、生きがいの創造と健康づくりを推進します。（再掲）
- ふれあいサロンを各地区の生きがいと健康づくりの拠点として捉え、サロン活動の支援に取り組みます。
- ボランティアリーダー養成等を行う中で、地域力の増強に努めます。

■ 市（行政）

- 介護予防に資する基本的な知識の普及・啓発に努めます。
- 地域介護予防教室（いきいき教室）を行政区単位で実施していきます。
- 介護予防に関する講演会や研修会等を開催し、住民の意識の啓発に努めます。
- 介護保険制度に基づく要支援・要介護の認定を受けた人が利用できる「介護給付」「介護予防給付」と、高齢者が地域において自立した生活を継続できることを目指した「地域支援事業」の提供を行います。また、高齢化に伴い、介護保険サービスの量的拡大と多様化への対応が必要になってきており、受け皿であるサービスの基盤整備と介護給付の適正化を図ります。

（4）数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標	
		新元号6(2024)年度	
ふれあいサロンの設置箇所数	96か所	117か所	➡
市行政区数に対するふれあいサロンの設置割合	78.6%	100%	➡
市高齢者人口に占めるいきいき教室・体力アップ教室の参加者数の割合	14.2%	25%	➡

3 生きがい活動の促進

(1) 現状と課題

長寿化により余暇時間が増大し、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題となっています。

こうした課題を多くの市民が抱える中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を育む環境を、地域社会の中でいかに整えていくかが地域福祉を推進する上での必要条件となってきています。また、少子高齢社会を支える人材が不足する中、ボランティアなどのインフォーマルサービスに対するニーズが増加してきており、ボランティア活動などに生きがいを見出す人々への期待も高まっています。また、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で働き、社会参加を通じて、生きがいをもって生活できる社会が求められています。

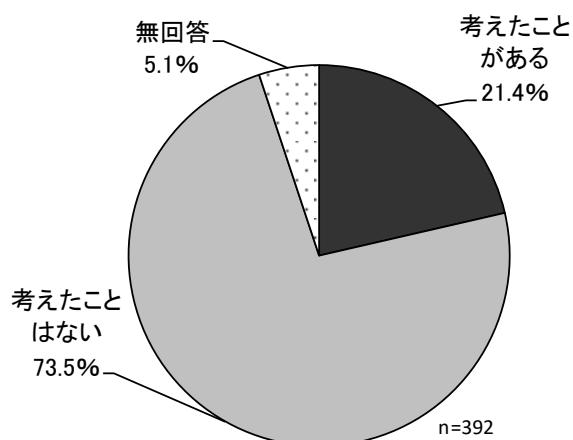
一方、市民意識調査の結果によると、これまでの人生のなかで自殺したい、又はそれに近いことを「考えたことがある」人が 21.4%と、5 人に 1 人という高率となっています。このことは、いかに人生を謳歌するか、どのように自分らしくいきいきと暮らすかが、一人ひとりにとっての大きな課題であることを示唆しています。こうした自死を含めた課題を多くの市民が抱える中、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を育む環境を、地域社会の中でいかに整えていくかが地域福祉を推進する上での必要条件となってきています。

生きがいづくりは、保健・医療・福祉の範囲を超える大きな課題であることから、市民の「生きがい」活動を促進するため、市(行政)各部門間の連携はもちろんのこと、市民や福祉事業者等とも連携・協働していく必要があります。

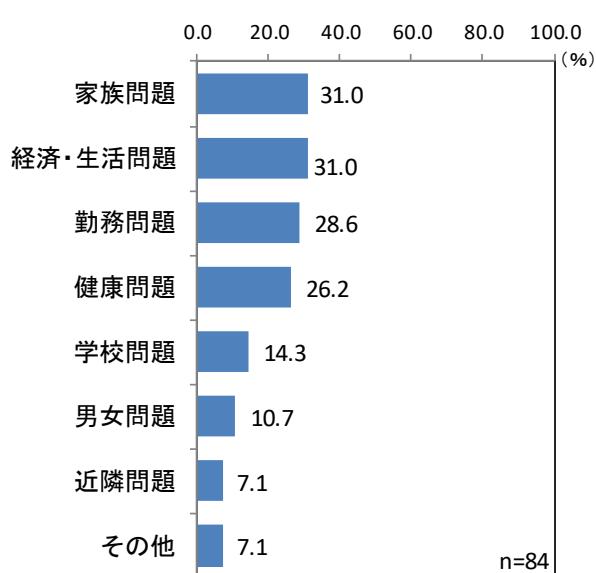
(2) 今後の取り組み

市民が自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習やスポーツ、レクリエーション、ボランティア、就労など、生きがいを感じることのできる機会を増やすとともに、生きがいづくりの視点から、地域福祉活動をはじめとする地域を担い、支える人材の確保を図ります。

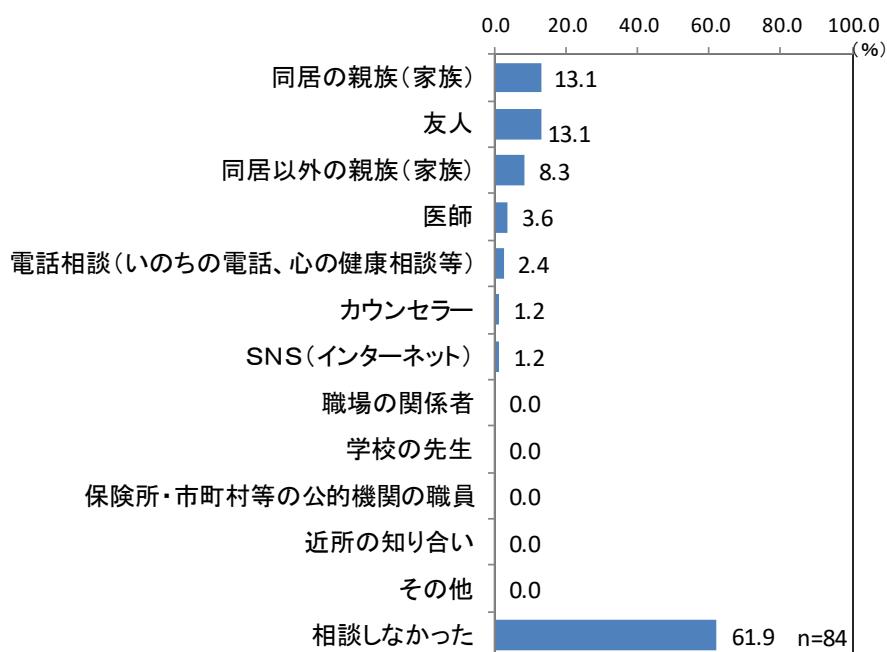
自殺またはそれに近いことを考えた経験



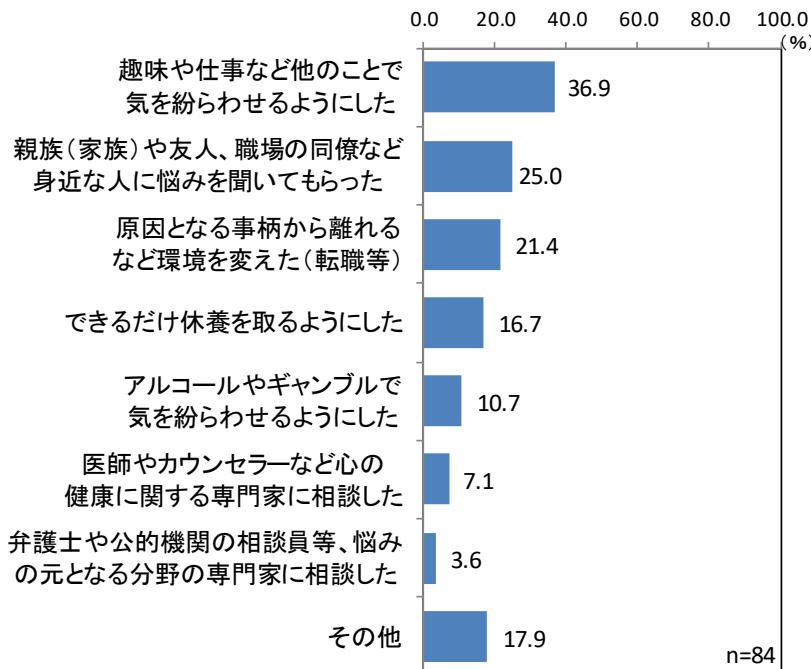
自殺またはそれに近いことを考えた要因



自殺またはそれに近いことを考えたときの相談相手



自殺またはそれに近いことを考えたときの解決方法



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 自らの意思や意欲に基づき、生涯学習や就労など、生きがいを感じることでの生きる場を地域で探し、実践することにより、自分らしく、よりいきいきと暮らします。
- 自らの技術や経験を伝え広めることで、生きがいを追求します。

■ 福祉事業者等

- サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。

■ 市社会福祉協議会

- ボランティアセンターで様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。（再掲）

- ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。（再掲）

■ 市（行政）

- 市民が自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生涯学習やスポーツ、レクリエーションなど、生きがいを感じることのできる機会を増やします。
- 生きがいづくりの視点から、市民自らの意思に基づく公益活動を支援し、地域福祉活動の推進役を養成します。
- ボランティア活動に参加する機会を充実させるとともに、市民が生きがいを持って活動できる市民活動を促進します。
- 子育て中の家庭で仕事と家庭生活・地域活動を両立できるよう、事業所の理解と協力を求めていくとともに、就業希望者に対しては、雇用情報の提供を行うなど、多様な就業形態の啓発支援に努めます。
- 障がいの状況に対応した雇用・就労の場の確保に努めるとともに、就業に関する機関や団体のネットワークを構築します。
- 障がい者の文化・スポーツ活動の振興を図り、地域社会への参加を促進します。
- シルバー人材センターとハローワークとの連携を強化し、高齢者向け求人情報など情報提供の拡充に努めるとともに就労機会の拡大を促進します。
- 各種学習・趣味活動に関する情報提供を拡充するとともに、高齢者の健康づくりや生きがい対策の一環として、老人クラブ活動や趣味の教室、スポーツ大会などの各種活動への参加向上を図ります。

（4）数値目標

管 理 目 標	平成30(2018) 年度	目標 新元号6(2024) 年度
シルバー人材センター登録者数	75人	90人

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

(1) 現状と課題

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生しています。本市も例外ではなく平成24年7月の九州北部豪雨災害や平成28年4月の熊本地震等で深刻な状況に陥り、防災の機運はこれまでにないほど高まっています。災害時要配慮者と言われる高齢者、障がい者、妊産婦等の市民は、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、特別な備えを必要とする人々がいるという視点での対策も急務となっています。

本市では、「阿蘇市地域防災計画」及び「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、避難の際に支援を要する人たちの把握とその避難支援のための個別計画の策定及び見直しを進めてきました。(本計画の改定と合わせて、現行の「阿蘇市災害時要援護者避難支援計画」の見直しを行い、平成25年6月の災害対策基本法改正を踏まえ、「阿蘇市災害時避難行動要支援者支援計画」に改定しました。)

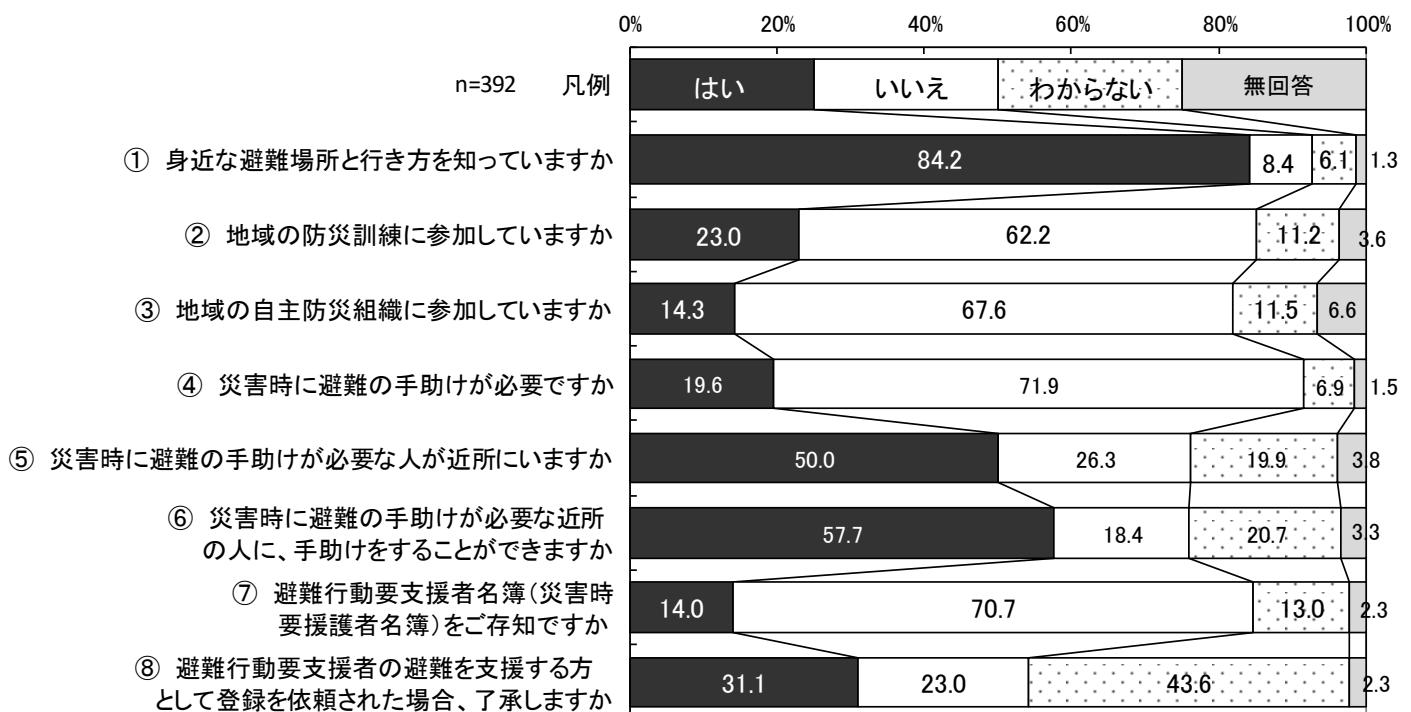
個別計画の策定にあたっては、それぞれの要援護者ごとにその避難を支援する人を定めることになります。個別計画策定の実績は、平成24年度現在の664人から平成30年度は927人に増加しました。仮に個別計画がない状態の人でも日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができるしくみを整えておくことが重要です。

市民意識調査の結果によると、「災害など緊急時の要援護者への対応」で「現在、検討中または準備中」と「できていない」を合わせた割合が15.8%となっており、「わからない」と回答した人が53.1%を占めています。対応が進んでいる地域とそうでない地域があり、進んでいない地域での対応を急ぐ必要があります。

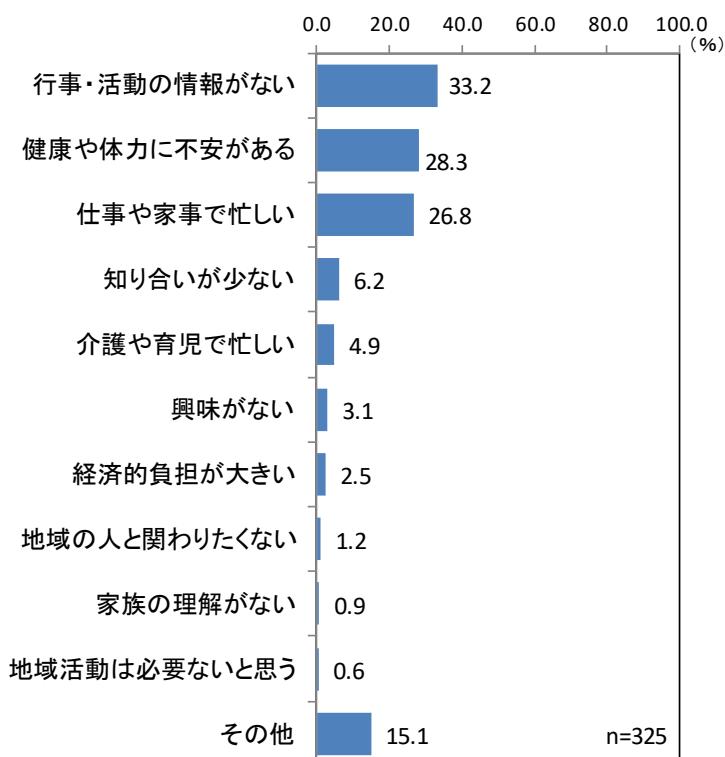
(2) 今後の取り組み

「阿蘇市地域防災計画」や「阿蘇市災害時避難行動要支援者支援計画」に基づき、相互に助け合える地域防災ネットワークの形成を推進し、地域の防災力の向上に努めます。

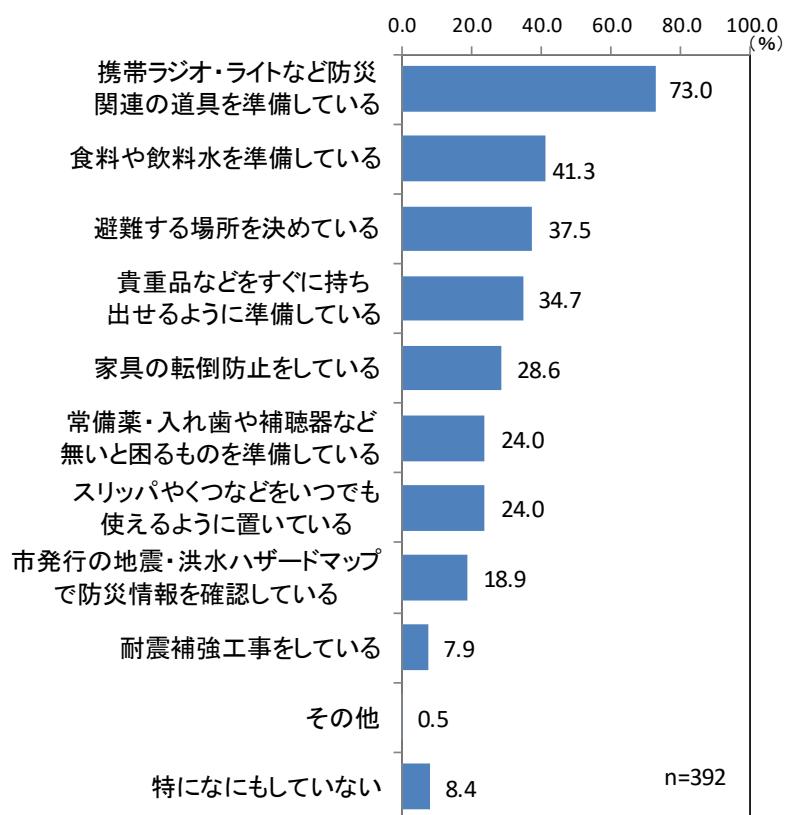
市民の防災に関する意識と行動 (n=392)



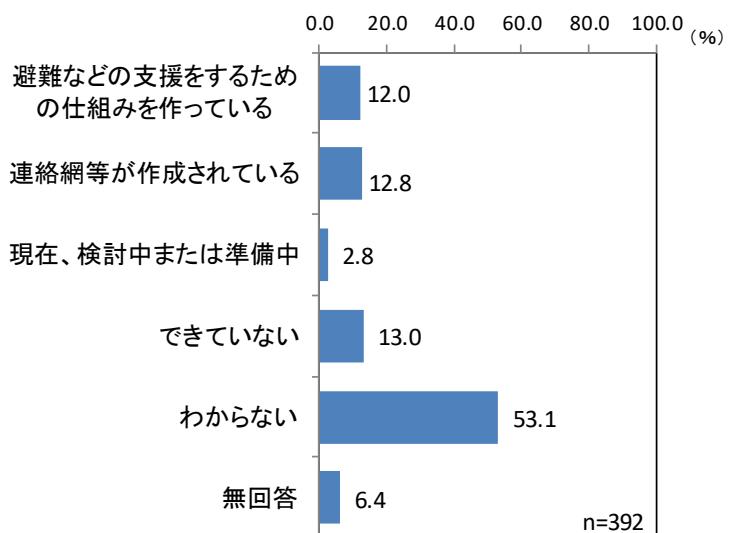
防災訓練や自主防災組織に参加していない理由 (不参加の人)



災害時の備えとして普段していること



地域での災害などの緊急の際の要援護者への対応



(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、災害時避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、災害時避難行動要支援者支援計画の個別計画の策定に積極的に協力します。

■ 福祉事業者等

- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者などに配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。
- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設で洪水時の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の所有者又は管理者は避難確保計画の作成に努めます。

■ 市社会福祉協議会

- 関係機関と連携を図りながら、災害ボランティアセンターの機能の充実に努めます。
- 小地域ネットワーク活動の進展を図り、近隣住民による災害時避難行動要支援者への支援にも取り組みます。

■ 市（行政）

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に市民に正確な情報を提供する体制を整備します。
- 災害時避難行動要支援者支援計画に関する制度を周知するため、市広報誌への掲載や説明会の開催などを行い、個別計画の作成を促進します。
- 防災訓練時に災害時避難行動要支援者の参加を得ることで、実践的、効果的な防災対策を講じます。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
災害時避難行動要支援者支援計画（個別計画）策定人数	927人	1,100人
緊急通報装置設置件数	112件	150件
災害などの緊急時、地域で「要配慮者の避難などの支援をするための仕組みをつくっている」とする市民の割合	12.0%	20.0%

2 地域ぐるみで防犯活動

(1) 現状と課題

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが増えています。犯罪の件数増加、凶悪化、巧妙化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こういった地域社会のあり方と無縁ではありません。また、善良な市民を狙う悪質で巧妙な犯罪も増加しており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化していることを再認識する必要があります。

凶悪化、多様化、巧妙化する犯罪に対応するためには、警察力による防犯対策とともに、地域での日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

前計画で目標設定していた悪徳商法等による被害防止を目的とした小地域ネットワーク活動に取り組んでいる行政区数は 24 年度で 107 地区でしたが、30 年度は 117 の全行政区になりました。

また、注意不足や、操作・判断の誤りなどによる高齢者及び高齢運転者による交通事故が多発していることが大きな社会問題となっています。

今後は地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を發揮する中で、地域の安全を守る対策を検討していく必要があります。

(2) 今後の取り組み

地域の安全は地域で守るという意識を高め、日頃からの付き合いと情報の共有によって、地域の防犯力を高めます。また、交通安全対策を推進し、高齢者の事故防止などに取り組みます。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 犯罪の特徴や発生か所、さらには不審者情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
- 防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。

■ 福祉事業者等

- 福祉サービス利用者などを犯罪から守るために、遭遇しやすい犯罪情報を周知します。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

■ 市社会福祉協議会

- 小地域ネットワーク活動を進展させ、各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。

■ 市（行政）

- 防犯施設の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。
- 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。
- 発生か所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
悪徳商法等による被害防止を目的とした小地域ネットワーク活動に取り組んでいる行政区の数	117地区	117地区

3 バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 現状と課題

障がい者や高齢者、子どもが安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることです。こういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が全国的な広がりをみせています。

21世紀の少子高齢社会におけるこれからのまちづくりでは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去(バリアフリー)するだけにとどまらず、障がい者や高齢者などに配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくユニバーサルデザインのまちづくりが求められています。

高齢者や障がい者が安心して外出できるようにするために歩道の段差解消や誘導ブロックの設置等の整備を行い、安全で利用しやすい道路にしていくことが重要です。公共施設についても、建物の廊下、出入り口の幅、床の段差の解消及び洋式トイレの設置など、高齢者や障がい者が利用しやすいようバリアフリー化を進めることも必要です。

また、高齢に伴い運転免許の自主返納が推奨されるなかで、高齢者や障がい者が自由に市内を移動するためには、移動手段の確保が重要です。本市では、現在、移動手段や公共交通のあり方について検討しています。さらに、今後は外出時のみならず、生活や住宅に配慮をする人の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組のあり方に關して、地域福祉として一体的に展開していくことが必要となってきます。

福祉関係団体のヒアリングでも、地域の課題として交通の利便性が十分ではないことを多くの人が挙げています。高齢者や障がい者が、安心して自由に移動できるよう、移動手段の確保と道路の整備を一層推進していくことが必要です。

このような福祉のまちづくりの取り組みは、行政のみで実現できるものではなく、市民や事業者などの理解と協力が不可欠です。そのためには、福祉のまちづくりが障がい者や高齢者だけでなく、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるという市民の認識を深めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するともに、自力で外出することが困難な方への外出支援のための環境整備を進めます。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 地域の支え合いの一環として、自力で外出できない人の外出支援の輪を広げます。
- 学校や商店会などと連携して、地域におけるバリアチェックを行い、その改善方策を検討、実行します。
- 杖や車いすを利用する人にとって移動の大きな妨げになる違法駐車や駐輪は絶対にしません。

■ 福祉事業者等

- サービス利用者などの居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、日頃から危険か所やバリアのチェックを行い、その人にあった助言を行います。
- 居宅改修などに際し、利用者の現在の状態を把握し、専門的な見地から生活しやすい環境づくりの助言を行います。

■ 市社会福祉協議会

- 研修会や会議、広報活動等を通じて、バリアフリー、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。

■ 市（行政）

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 移動支援サービスなど、外出支援のしくみが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討し、施策の充実を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018) 年度	目標 新元号6(2024) 年度
障害福祉サービスの移動支援事業利用者数	23人	25人

基本目標5 計画実現のための包括的な支援体制づくり

1 地域福祉施設の確保・活用

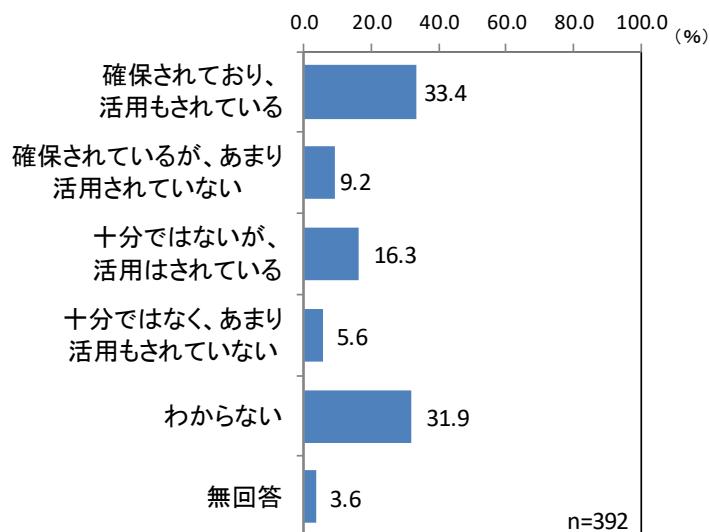
(1) 現状と課題

地域福祉を推進する上で、各種福祉サービスを提供する基盤であるとともに、人々の活動や交流の拠点となる施設の確保は重要な課題であり、高齢者や障がい者、乳幼児を抱えた保護者など誰もが安心して社会参加し、活用できる施設、設備の確保に努めていく必要があります。

市民意識調査の結果によると、住んでいる地域で「福祉活動を行う場所が確保されている」と回答した人は、42.6%となっていますが、「わからない」が31.9%となっており、3人に1人が地域の福祉活動の拠点となる場所を認知していません。

今後も地域福祉活動の拠点や交流の場となる施設の確保・活用を図るとともに、市民の活動や交流の場の周知・拡充を進めていくが求められています。

住んでいる地域での福祉活動を行う場所の確保と活用状況



(2) 今後の取り組み

地域福祉活動の拠点や交流の場となる施設の充実を図るとともに、市民の活動や交流の場の拡充を進めます。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。(再掲)
- 地域での交流の場・活動への参加を周囲の人に呼びかけて、周囲の人の地域への第一歩を後押しします。

■ 福祉事業者等

- 地域住民が興味・関心を持ち、参加したくなる、気軽に楽しく参加できる取り組みや地域貢献事業を検討し、地域福祉施設を活用した交流の機会づくりなどに努めます。

■ 市社会福祉協議会

- 小地域ネットワーク活動を通じて、地域集会施設などの活用を促進します。
- 地域福祉施設の活用を促進するため、関係機関と連携し、小地域ネットワーク活動に必要なノウハウや先進事例などの情報提供を行います。

■ 市（行政）

- 世代間のふれあいや交流の場、地域活動の場として、地域集会施設などのコミュニティ施設の確保に努め、市民が快適かつ安全に利用できるよう、地域の活動の拠点となる、公民館などの適切な維持管理を支援します。
- 地域集会施設などの利活用を図るための情報発信を行うとともに、市民の社会教育活動や交流の場の周知・拡充を図ります。
- 福祉関係団体によるコミュニティ施設の利用や、健康増進事業や子育て支援事業の利用者相互の情報交換の場として地域福祉施設の活用を促進します。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
福祉活動を行う場所が「確保されており、活用もされている」とする市民の割合	33.4%	40.0%

2 地域福祉関係団体の育成・支援

(1) 現状と課題

多様化する福祉ニーズに対応し、市民参加による地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていく必要があります。

本市では、社会福祉協議会をはじめ、行政区、老人クラブ、障がい者団体（家族会）、自主福祉活動に取り組む福祉団体など各種団体が地域で活動を展開しており、今後はこれらの団体間の連携・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めていく必要があります。

近年では、NPO法人や自助グループ活動など、その活動形態とともに活動分野も多様化している傾向にありますが、今後の地域福祉を推進するためには、一層の充実を図る必要があります。

また、市民による自主的活動を支援し、その活動を促進するため、社会福祉協議会を中心とする支援体制の充実・強化を図るとともに、福祉のみならず、環境、災害などの幅広い分野において、新たな担い手として期待されるNPO法人などの民間団体や法人のほか、商工業や農林業などあらゆる方面の地域の人たちとの連携協力を進めていく必要があります。

(2) 今後の取り組み

地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会や各種福祉団体等は重要な役割を担っており、今後はこれらの団体間の連携・ネットワーク化を図り、相互の情報交換や活動情報の発信ができる体制づくりを進めます。

(3) 地域福祉における「担い手」の役割・取り組み

■ 地域住民

- 自治会、老人クラブ、子ども会などの団体について、その目的や活動内容などを理解します。また、自分にあったスタイルで地域への関わりを持ち続けていくためにも、自治会などの組織に加入し、継続的に活動に参加します。

■ 福祉事業者等

- 地域と行政を専門的な視点で結ぶとともに、地域住民主体の活動の活性化を支援します。

■ 市社会福祉協議会

- 小地域ネットワーク活動に関する相談、研修会の開催などの支援を通じて、小地域ネットワーク活動の活性化を図ります。
- 関係機関と連携し、地域におけるボランティア団体やNPO法人などの多様な活動の活性化に向けた支援に取り組むとともに、民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進に取り組みます。
- ボランティアリーダー育成等を行う中で、地域福祉関係団体の育成や団体間の連携・ネットワーク化を図ります。

■ 市（行政）

- 地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会との連携を図り、地域に根差した幅広い福祉施策を推進し、本市にとって必要不可欠なインフォーマルな自主活動を含めて必要な福祉サービスを提供できる団体の育成や体制づくりに努めます。
- 自主福祉活動に取り組む老人クラブ、障がい者団体（家族会）などの地域福祉関係団体へ地域福祉推進の必要な情報提供や研修などを行い、団体活動を支援します。
- 福祉に関する各種活動団体間のネットワーク化を推進し、情報交換の促進、活動の維持・拡大を図ります。

(4) 数値目標

管 理 目 標	平成30(2018)年度	目標 新元号6(2024)年度
阿蘇市ボランティアセンターにおけるボランティアグループ・団体構成人員数	2, 278人	2, 500人

3 計画実現のための役割と取り組み

(1) 市の役割と取り組み

地域住民や関係機関等との連携推進、地域資源の活用、総合的な視野での地域福祉推進のための取り組みの計画と実践、計画の達成状況の評価・公表など、地域福祉推進のマネジメント機能を果たします。具体的な取り組みとしては、横断的な対応が可能な情報の収集及び統合を行う仕組みづくり、インターネットや広報誌などを通じた周知、人材育成の促進、市独自の支援体制を構築していくための調査研究等に力を入れるとともに、下記の取り組みを重点的に推進します。

①計画内容の周知徹底

地域住民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの重要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、市広報誌や市ホームページ上で計画内容を公表するとともに、各種行事や日々の行政活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、市民への周知徹底を図ります。

②関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど、多岐にわたっていることから、府内関係部署が連携を図りながら、計画を推進します。

また、地域福祉推進の中核的な担い手である市社会福祉協議会との連携をさらに密にするとともに、行政区、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉推進に努め、「阿蘇市やまびこネットワーク」の構築を支援します。

③計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策や取り組みの見直しを行います。

(2) 市社会福祉協議会の役割と取り組み

事業者と市民との連携促進、福祉関係団体の連携と育成、人材の確保と育成、生活困窮者等への援助など、横のつながりを支援する地域福祉推進の中核的な組織としての役

割を果たします。

(3) 福祉事業者等に期待される役割と取り組み

医療・介護、障がい者福祉、子育て支援など地域のニーズに応える専門機関として、情報やサービスの提供、地域との積極的な交流、人材育成等に取り組みます。

(4) 地域住民に期待される役割と取り組み

積極的に地域福祉に関わる地域づくりの担い手として、隣近所で助け合う自立した活動や地域の高齢者、障がい者、子ども等との交流、支援を必要とする市民の理解促進などに努めます。

資料編

阿蘇市地域福祉計画等策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	関係機関等	役職名	備考
森元 秀一	阿蘇市議会	文教厚生常任委員長	会長 (H31.3~)
古澤 國義	阿蘇市議会	前文教厚生常任委員長	前会長 (~H31.2)
大倉 幸也	阿蘇市議会	文教厚生常任副委員長	副会長 (H31.3~)
田中 弘子	阿蘇市議会	前文教厚生常任副委員長	前副会長 (~H31.2)
今村 文俊	阿蘇都市医師会	阿蘇やまなみ病院 副院長	
山本 直樹	阿蘇市区長会	会長	
中島 元比古	阿蘇市民生委員・児童委員協議会連合会	会長	
後藤 和行	阿蘇市身体障害者福祉協会	会長	
寺原 榮一	阿蘇市老人クラブ連合会	会長	
桑木 邦子	阿蘇市ボランティア連絡協議会	会長	
岩永 ことみ	阿蘇市就学前人権・同和教育部会	内牧保育園長	
神保 京子	阿蘇市女性団体連絡協議会	会長	
梅野 孝徳	阿蘇市消防団	団長	
和田 七男	阿蘇市教育委員会	教育委員	
坂梨 光一	阿蘇市校長会	会長	
渡辺 恵介	阿蘇市PTA連合会	会長	
藤崎 三郎	阿蘇市社会福祉協議会	事務局長	
橋本 紀代美	社会福祉法人やまなみ会 阿蘇総合支援センター	所長	
坂本 大樹	社会福祉法人治誠会 特別養護老人ホームあそん里	生活相談員	
宮崎 隆	阿蘇市市民部	部長	

地域福祉計画等策定委員会経過

平成30年 8月22日	阿蘇市地域福祉計画策定の概要及び 策定スケジュールについて アンケート調査の実施について
9月	計画改定に係る市民意識調査
9月～10月	関係団体アンケート 関係団体ヒアリング 庁内関連部署ヒアリング
平成31年 1月18日	市民意識調査等の結果報告について 第3次阿蘇市地域福祉計画等の素案について
2月4日～25日	パブリックコメントの実施
3月25日	意見募集の結果及び市の考え方について 第3次阿蘇市地域福祉計画等(案)について

第3次 阿蘇地域福祉計画

平成 31 年 3 月

編集発行	阿蘇市 市民部 福祉課 〒869-2695 阿蘇市一の宮町宮地504番地1
電話番号	0967-22-3167(直通)
FAX番号	0967-35-4114
ホームページ	http://www.city.aso.kumamoto.jp/
電子メール	fukushi@city.aso.lg.jp
